

岡山いきいき子ども・若者プラン 2025（仮称）

（素案）

目次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画の趣旨 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格・位置付け | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 現状と課題 | 3 |
| 1 人口の減少と少子化及び子育ての現状 | 3 |
| 2 少子化の要因と背景 | 7 |
| 3 社会環境の変化と子ども・若者の状況 | 23 |
| 4 子ども・若者施策の推進に向けた国の取組 | 36 |
| 5 子ども・若者施策の推進に向けた岡山県の取組 | 38 |
| 第3章 計画の概要 | 39 |
| 1 基本理念 | 39 |
| 2 基本的考え方 | 39 |
| 3 体系 | 40 |
| 4 基本目標及び主要指標 | 43 |
| 第4章 計画の内容 | 47 |
| I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備 | 47 |
| 1 若者のライフデザイン構築支援 | 47 |
| 2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備 | 48 |
| 3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進 | 49 |
| II 乳幼児期における教育・保育の充実 | 52 |
| 1 社会全体で子育てをする気運の醸成 | 52 |
| 2 乳幼児期の教育・保育の充実等 | 52 |
| 3 地域ぐるみの子育て支援の推進 | 56 |
| III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実 | 59 |
| 1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上 | 59 |
| 2 子ども・若者の自己形成への支援 | 62 |
| 3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 | 63 |
| 4 子ども・若者の居場所づくり | 65 |
| 5 地域・世代間交流の促進等 | 66 |
| IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援 | 69 |
| 1 社会的養育体制の充実 | 69 |
| 2 子ども虐待防止対策の充実 | 71 |
| 3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実 | 73 |
| 4 ひとり親家庭等の自立支援 | 78 |
| 5 子どもの貧困対策の推進 | 79 |
| V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進 | 85 |
| 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス） | 85 |
| 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保 | 86 |

| | | |
|----|---------------------------------|----|
| 3 | 安心して生き育てられる住生活の確保と子育て相談体制 | 87 |
| 4 | 安全・安心な子育て環境の整備 | 87 |
| VI | 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映 | 91 |
| 1 | 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映 | 91 |

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

我が国では、世界でも例を見ないスピードでの少子化と高齢化が進み、従来の社会経済システムの変革が迫られるなど、様々な課題が生じてきています。結婚、出産、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く社会・経済環境についても、未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大など、大きく変化しています。

本県では、少子化への対応に加え、2018（平成30）年9月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」や、幼児教育・保育の無償化に伴う保育人材の確保や待機児童の対策、社会的養護を必要とする子どもへの支援なども急務となったことを踏まえ、2020（令和2）年3月には、「すべての子どもが「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と思える未来に向けて」を基本理念に掲げた「岡山いきいき子どもプラン2020」を策定し、行政はもとより、地域の様々な担い手と協働しながら少子化対策・子育て支援に取り組み、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを総合的に推進してきました。

また、2022（令和4）年3月には、本格的な人口減少社会の到来や、新型コロナウイルス感染症の影響による環境の変化、困難な状況にある子ども・若者が抱える問題が複雑化・多様化している状況を踏まえ、「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」を策定し、「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」を基本理念に、すべての子ども・若者が健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現に向けて、各種施策を推進してきました。

しかしながら、本県の合計特殊出生率は減少傾向で推移し、出生数は13年連続で減少するなど、少子化の現状は依然として厳しい状況が続いています。少子化の要因は結婚、出産、育児、教育、就業環境などライフステージ全般に及んでおり、今日の少子化の流れを変えるためには、若者の未婚化・晩婚化への課題に積極的に対応するとともに、子育ての問題を社会全体のものとしてとらえ、行政、NPO、地域等が一体となって子育て家庭を支援するなどライフステージに応じた施策を切れ目なく展開し、社会全体で安心して子どもを生み育てられる環境づくりに取り組む必要があります。

県内における結婚や妊娠・出産、子育てに関する現状や意識について調査を行っている「県民意識調査」では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては3割を超える人が結婚できそうにないとしています。また、同調査によると、県民が希望する子どもの数は2.06人ですが、実際に持てると思う子どもの数はこれを下回っており、結婚や子どもの数についての希望と現状に乖離が生じている状況にあります。

結婚や出産は、個人の考え方や価値観、個人の自由な選択が尊重されるものであることを前提として、社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じるため、県や市町村、NPO、企業をはじめとする様々な主体が連携して、県民の結婚の希望を後押しし、安心して妊娠・出産ができる社会環境づくりを推進することが、これまで以上に喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、働き方の多様化、地域社会のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、孤立した状況で母親（または父親）が子どもを育てる「孤立した育児」も課題となっています。

子ども・若者の状況については、デジタル技術やグローバル化の進展など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、将来を予測することが困難な時代を前に、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜く力が求められています。その一方で、将来の夢や目標を持っている小学校6年生は約6割、中学校3年生は約4割となっており、子ども・若者が夢や目標、自信を十分に持つことができていない現状がうかがえます。

また、困難な状況にある子ども・若者の問題は、いじめや不登校、ニートやひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラー、インターネット上の誹謗中傷、SNSに起因する犯罪被害、薬物の過剰摂取など、ますます多岐にわたり、複雑さ、困難さを増しています。

このような中、国では、2023（令和5）年4月にこども基本法が施行され、同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が策定され、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、各種施策の推進に取り組んでいます。

こうした状況に対応するため、本県においても、こども大綱を踏まえ、「岡山いきいき子どもプラン」と「県子ども・若者育成支援計画」を統合し、少子化の流れに歯止めをかけることを目指すとともに、子ども・若者や子育て家庭を地域全体で支え応援し、次代を担う全ての子ども・若者が健やかに育つ社会づくりを進めるための総合的な計画として「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」を策定するものです。

2 計画の性格・位置付け

この計画は、中期的な視点から、少子化の流れを変えることを目指すとともに、次代の社会を担う子ども・若者が健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画であり、法令等に基づく、以下の計画の性格を併せ持ちます。

- ・県こども計画 (こども基本法)
- ・県子ども・若者計画 (子ども・若者育成支援推進法)
- ・県子どもの貧困対策計画 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- ・県子ども・子育て支援事業支援計画 (子ども・子育て支援法)
- ・次世代育成支援対策のための県行動計画 (次世代育成支援対策推進法)
- ・母子及び父子並びに寡婦の自立促進計画 (母子及び父子並びに寡婦福祉法)

3 計画の期間

この計画の期間は、2025（令和7）年度を初年度とし、2029（令和11）年度を目標年度とする5年間とします。

第2章 現状と課題

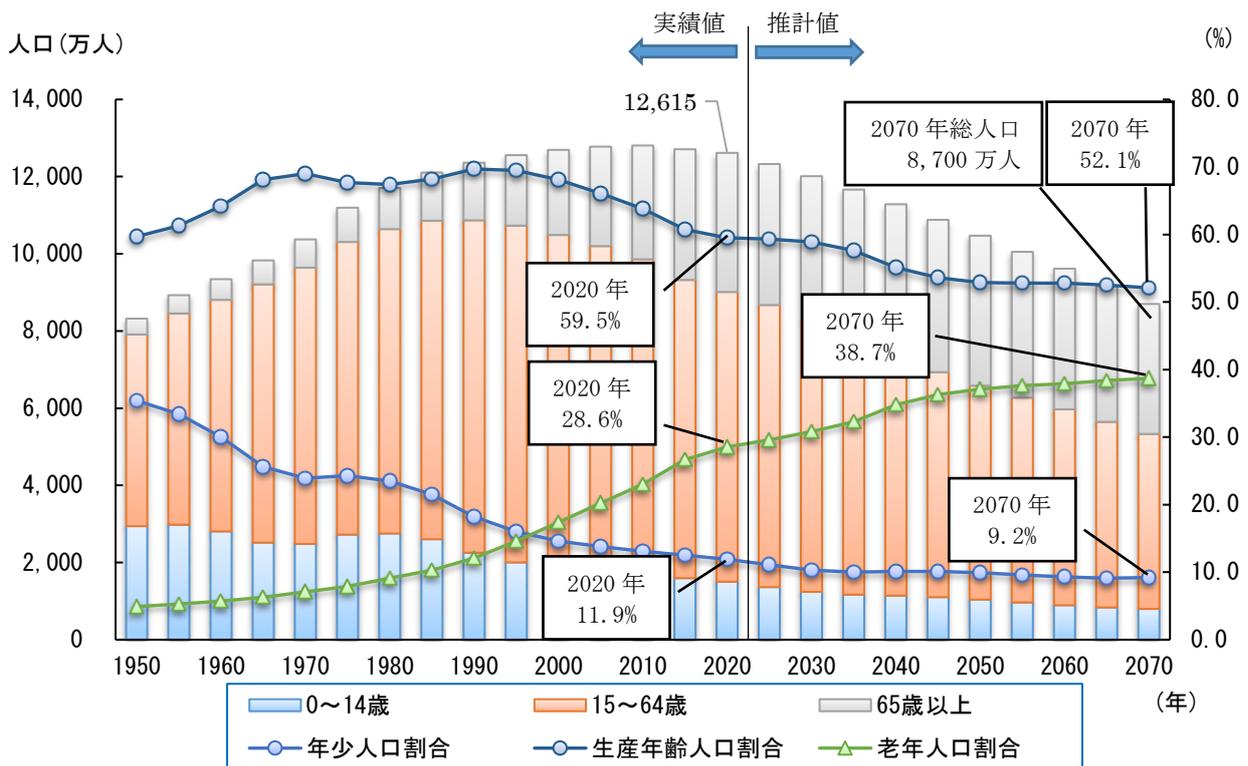
1 人口の減少と少子化及び子育ての現状

(1) 人口の減少

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（令和5年推計）」は、我が国の将来の人口規模や年齢構成等、人口構造の推移を推計しています。このうち、中位推計（出生中位・死亡中位）の結果に基づけば、総人口は、2020（令和2）年の1億2,615万人から、2056（令和38）年には1億人を割って9,965万人、50年後の2070（令和52）年には3,915万人減（2020年人口の31.0%減）の8,700万人になると見込まれています。

また、同推計期間に、年少人口割合は2020（令和2）年の11.9%から2070（令和52）年の9.2%へと2.7ポイントの減少、生産年齢人口割合は59.5%から52.1%へと7.4ポイントの減少が見込まれています。一方、老年人口割合は、28.6%から38.7%、すなわち2.6人に1人にまで増加すると見込まれています。

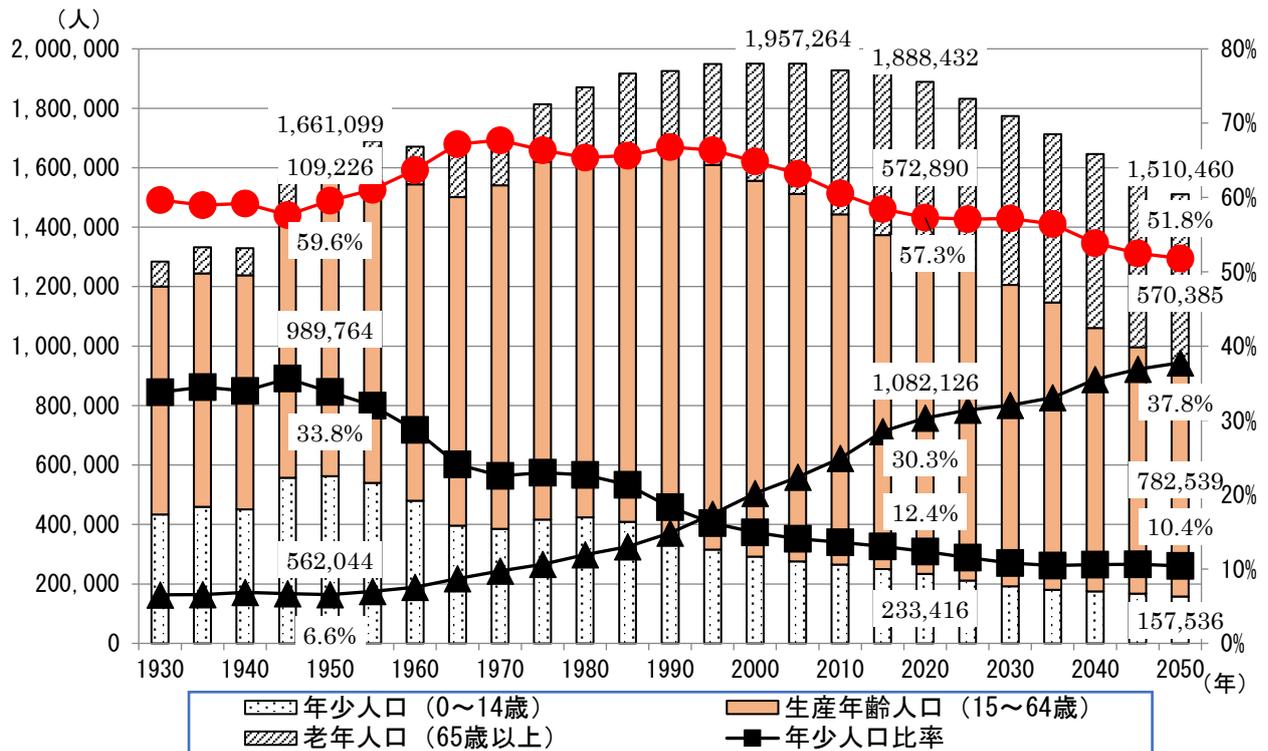
図表1 総人口及び人口構造の推移と見通し（全国）



資料：1950年～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975年～2015年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口）、2020年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）（「各年10月1日現在」）、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）

本県については、2005（平成17）年の196万人をピークに、人口が減少しつつあり、上記中位推計を元に市区町村別に将来人口を推計した「日本の地域別将来推計人口（2023（令和5）年推計）」によると、本県の人口は2020年以降減少を続け、総人口は2050（令和32）年には151万人と2020（令和2）年と比較して20.0%減少、老年人口割合については、37.8%となることが予想されています。

図表 2 総人口及び人口構造の推移と見通し（岡山県）



資料：2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

（2）少子化の現状

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）には約200万人でしたが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返しながら、緩やかな減少傾向となっています。2016（平成28）年の出生数は97.7万人と、1899（明治32）年の統計開始以来、初めて100万人を割りこんだ後、2023（令和5）年は72.7万人と過去最小の出生数となっています。

合計特殊出生率¹については、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下しました。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975（昭和50）年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移したものの、2015（平成27）年の1.45以降、2016

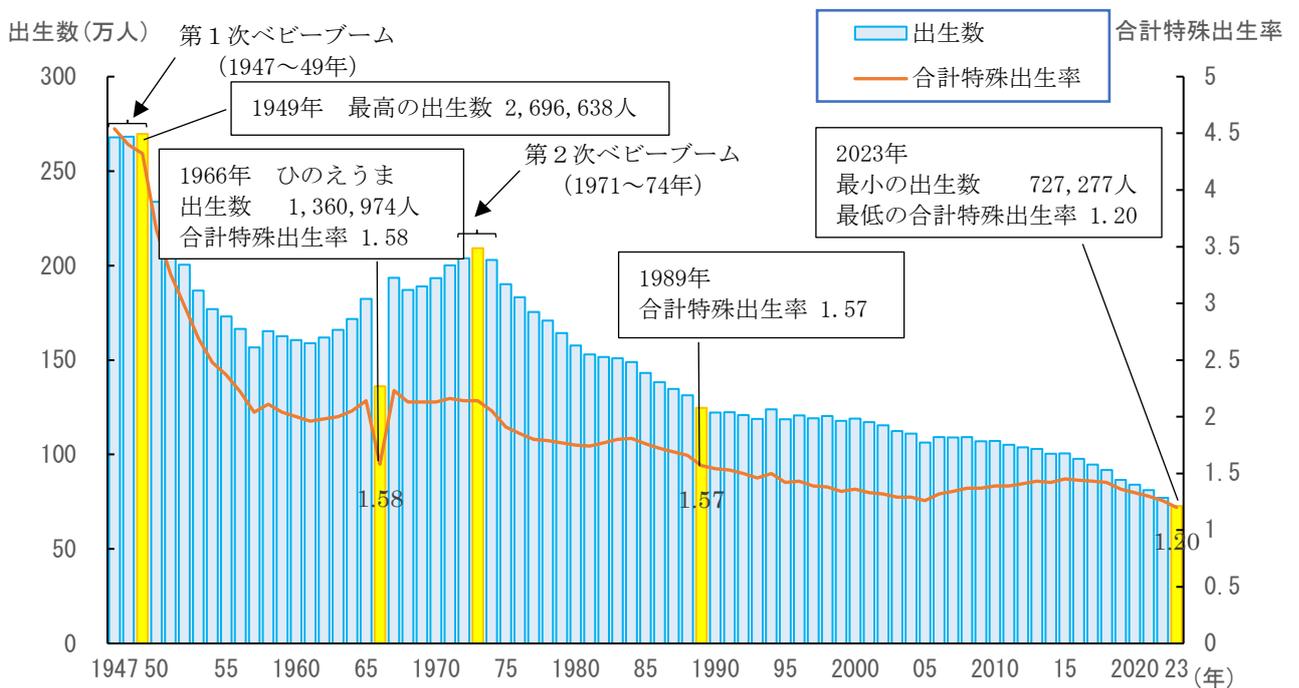
¹ 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(平成28)年から再び低下し、2023(令和5)年は過去最低の1.20となっています。

これは、シンガポール(2023年:0.97)、韓国(2022年:0.78)よりは上回るものの、欧米の先進国の中ではフランス(1.79)、アメリカ(1.66)、ドイツ(1.46)を下回るほか(いずれも2022年の値)、OECDの平均(2022年:1.51)も下回る水準となっています。

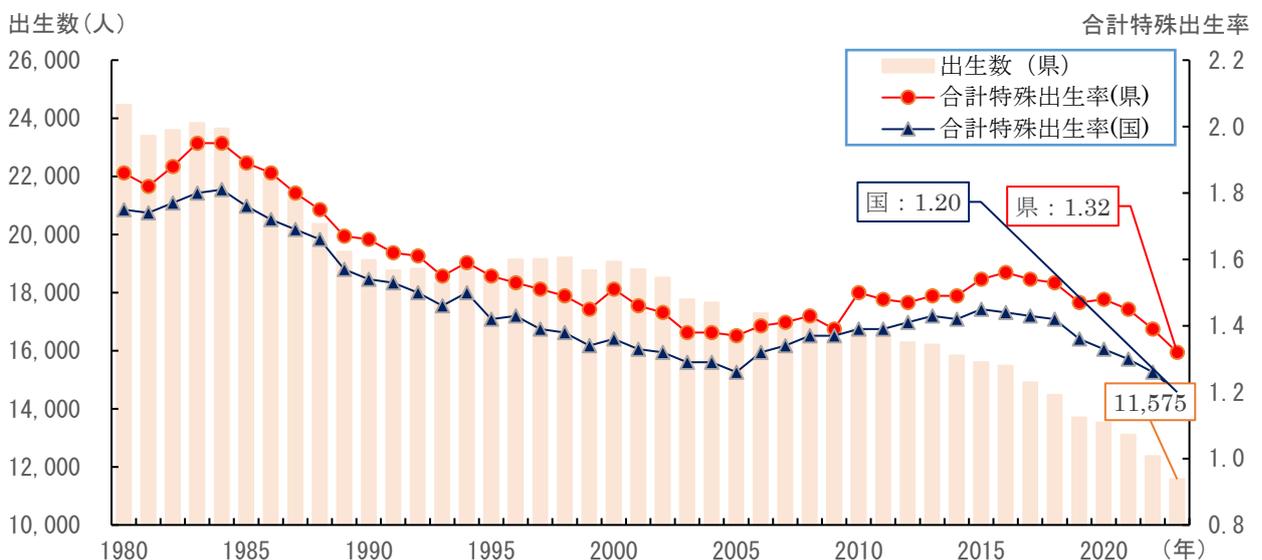
本県の2023(令和5)年の合計特殊出生率は1.32と、前年と比べ0.07ポイント低下し、全国平均より高いものの、中国5県の中で最も低くなっています。また、出生数は11,575人、死亡数は25,281人と、2005(平成17)年から19年連続で、死亡数が出生数を上回る人口の自然減の現象が続いています。

図表3 出生数及び合計特殊出生率の年次推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表4 出生数及び合計特殊出生率の年次推移(岡山県)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(3) 子育ての現状

核家族化の進展、共働き家庭の増加、女性の社会進出、働き方の多様化など、子育てをめぐる環境が大きく変化する中、子育てしやすい社会の実現が求められています。2020（令和2）年度に403人であった県内の保育所等の待機児童は、保育の受け皿整備により、2024（令和6）年度には31人まで減少しました。

その一方で、全ての子育て家庭に対する、就業の有無やライフスタイルにかかわらずい支援が求められています。

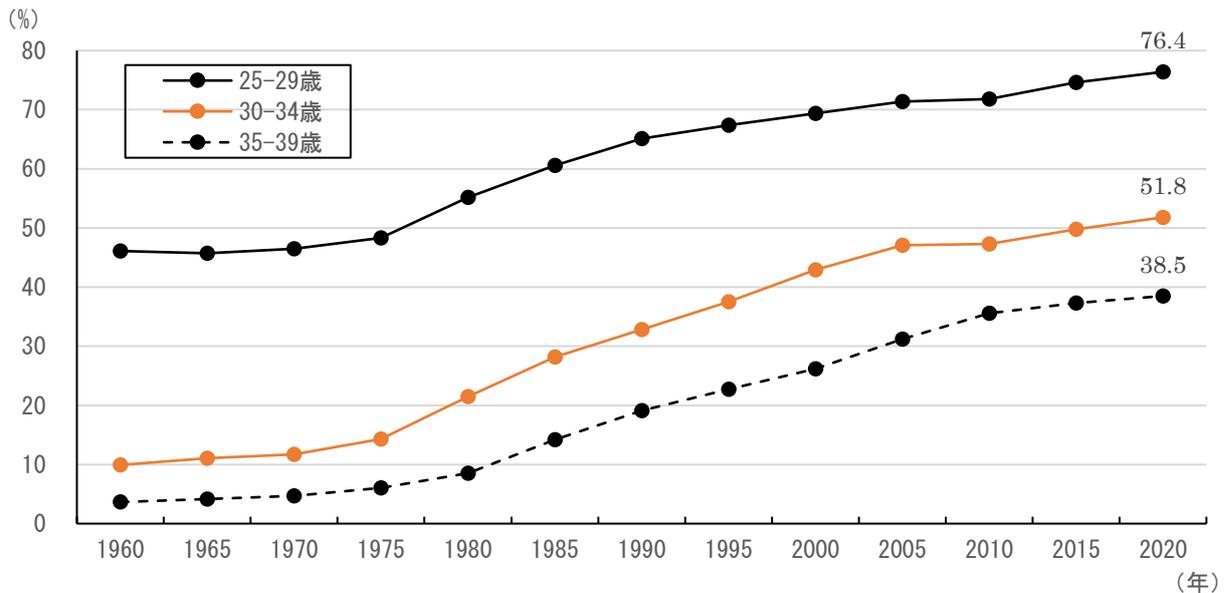
同時に、保育所等の保育現場においては、特別な支援を必要とする子どもへの支援や、保護者の就労を要件としない「こども誰でも通園制度」の本格実施など、多様な支援ニーズへの適切な対応が求められており、それらに対応できる保育人材の確保、定着と質の向上が求められています。

2 少子化の要因と背景

(1) 未婚化の進行

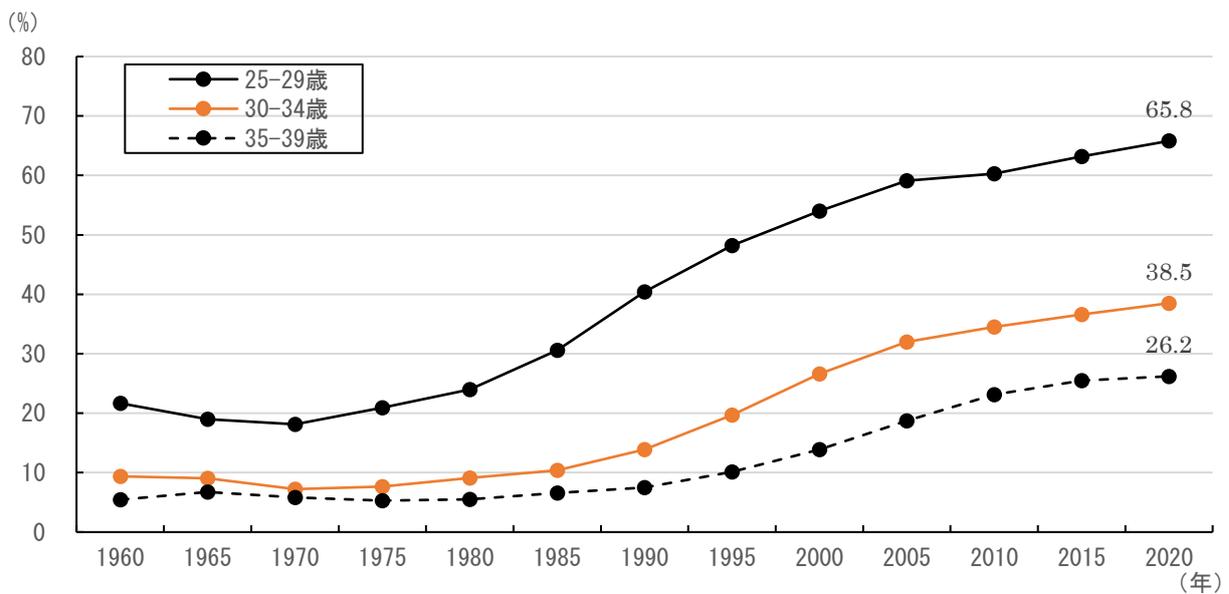
2020（令和2）年の総務省「国勢調査」によると、未婚率は男性が25～29歳で76.4%、30～34歳で51.8%、35～39歳で38.5%、女性では25～29歳で65.8%、30～34歳で38.5%、35～39歳で26.2%となっています。

図表 5 年齢別未婚率の推移（全国・男性）



資料：総務省「国勢調査」

図表 6 年齢別未婚率の推移（全国・女性）

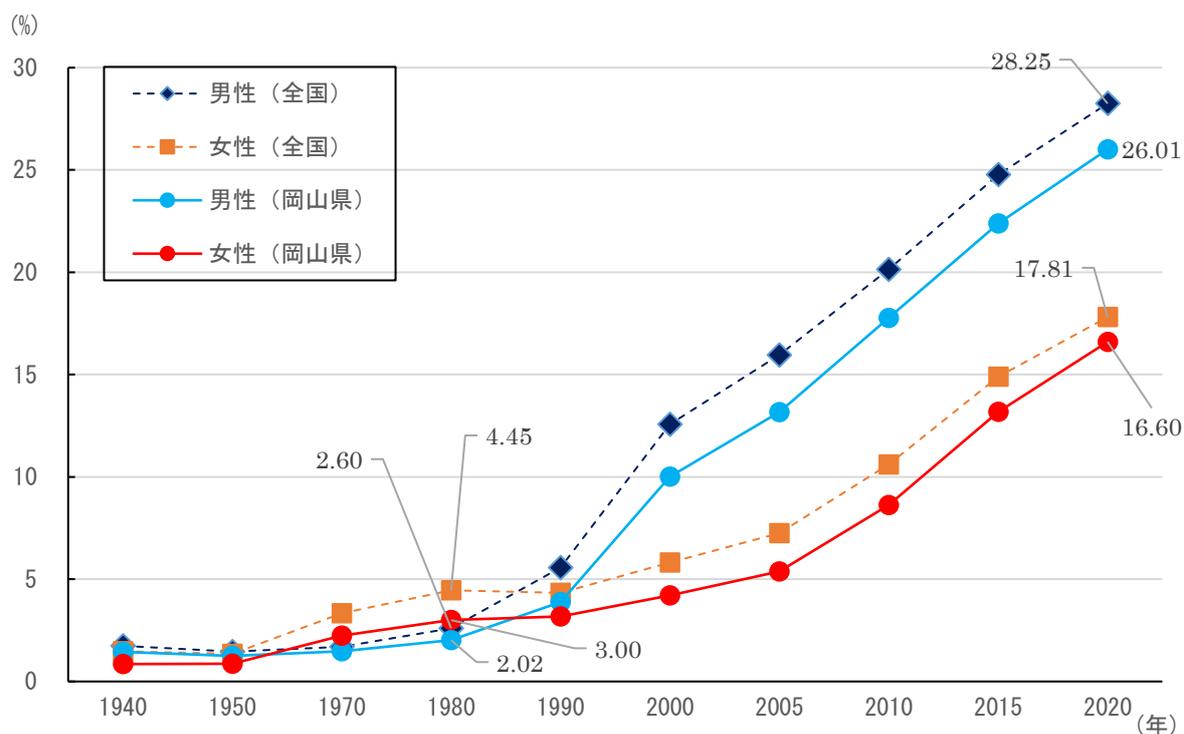


資料：総務省「国勢調査」

50歳時の未婚率は、男性は40年前の2.60%（1980年）から28.25%（2020年）、女性は4.45%（1980年）から17.81%（2020年）へ大きく上昇しています。

本県においても、50歳時の未婚率は、男性は2.02%（1980年）から26.01%（2020年）、女性は3.00%（1980年）から16.60%（2020年）へ大きく上昇しています。

図表 7 50歳時未婚率（生涯未婚率）の推移（全国・岡山県）



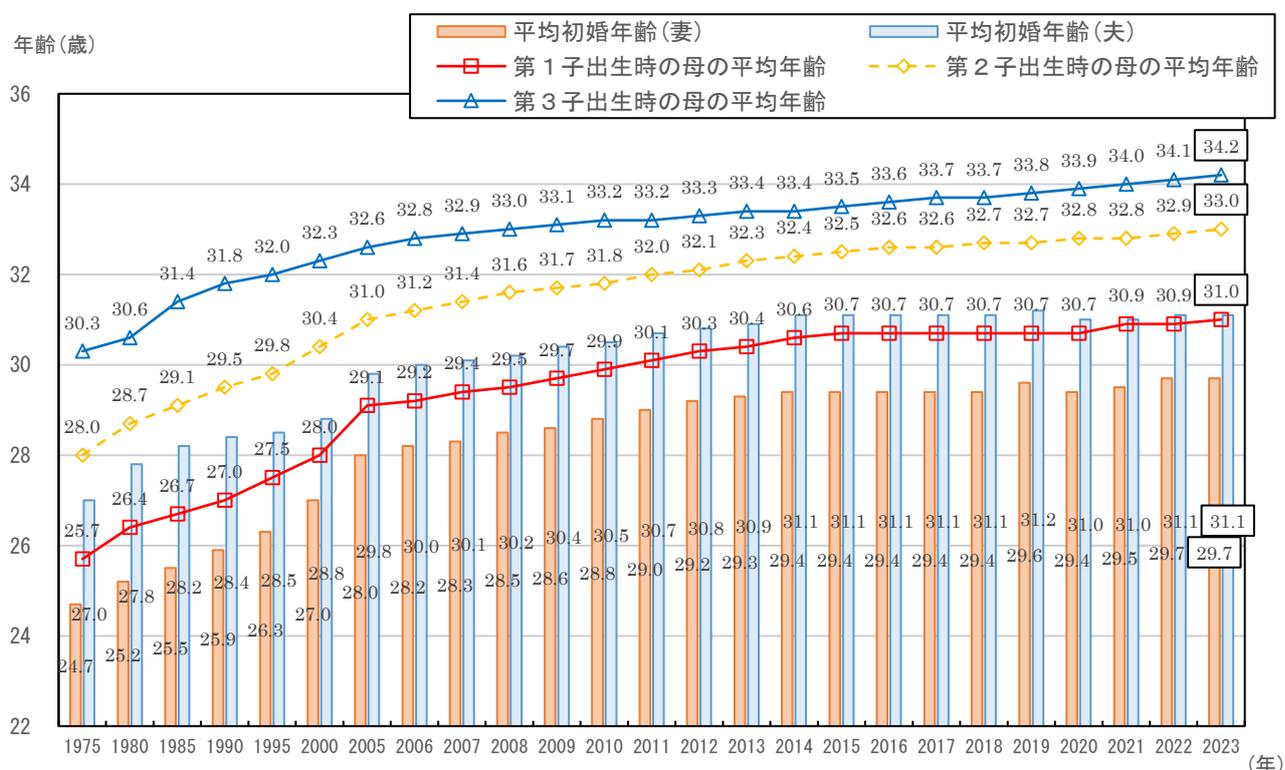
資料：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

(2) 晩婚化・晩産化の進行

日本人の平均初婚年齢は、2023（令和5）年で、夫が31.1歳、妻が29.7歳（いずれも、2014（平成26）年以降横ばい）と、短期的にみると、晩婚化の進行は鈍化しつつあるものの、長期的にみると夫、妻ともに上昇傾向であり、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1990（平成2）年と比較すると、約30年間で夫は2.7歳、妻は3.8歳上昇しています。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2023（令和5）年においては、第1子が31.0歳、第2子が33.0歳、第3子が34.2歳と上昇傾向が続いています。晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産年齢が高くなり晩産化も進行する傾向が見られます。

図表 8 平均初婚年齢と出生順位別母の平均年齢の年次推移（全国）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

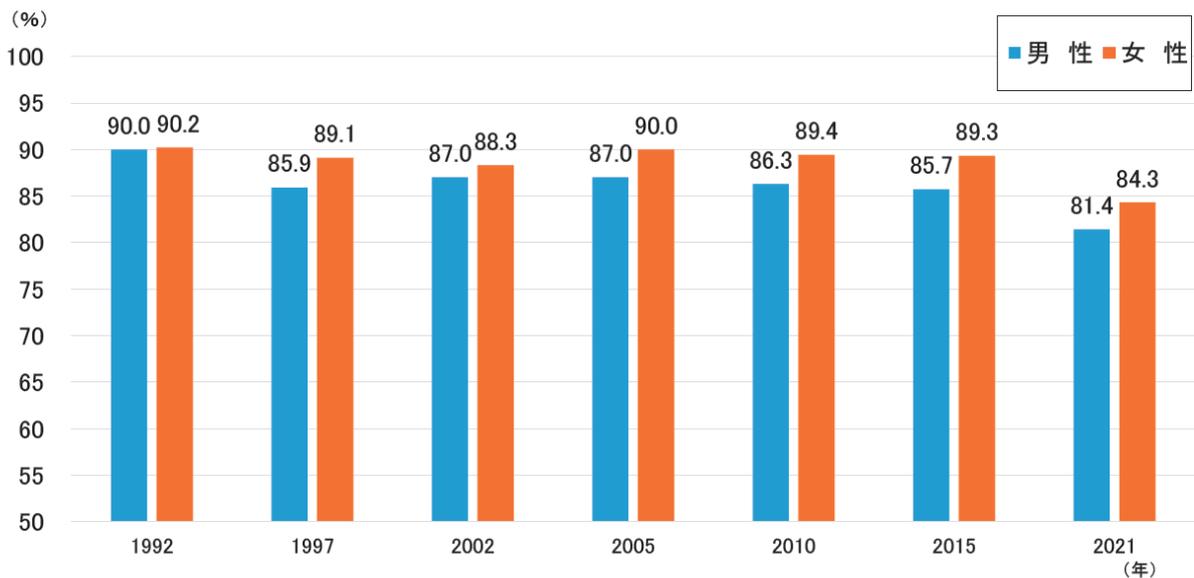
本県についても、1990（平成2）年には男性27.8歳、女性25.2歳であった平均初婚年齢が、2023（令和5）年には男性30.1歳、女性29.0歳と、約30年間で男性が2.3歳、女性で3.8歳上昇する晩婚化が進行しています。

(3) 結婚に関する意識

社会保障・人口問題研究所では、「出生動向基本調査」（別名「結婚と出産に関する全国調査」）を5年ごとに行っています。

2021（令和3）年に実施された出生動向基本調査によると、独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性81.4%（前回2015（平成27）年調査85.7%）、女性84.3%（同89.3%）と前回調査から減少しているものの、結婚する意思のあるものが大半を占めています。

図表 9 未婚者の生涯の結婚意思（全国）



（注）18歳～34歳対象。設問「自分の一生を通じて考えた場合、あなたの結婚に対するお考えは、次のうちどちらですか」（1. いずれ結婚するつもり、2. 一生結婚するつもりはない）について、1を回答した割合。

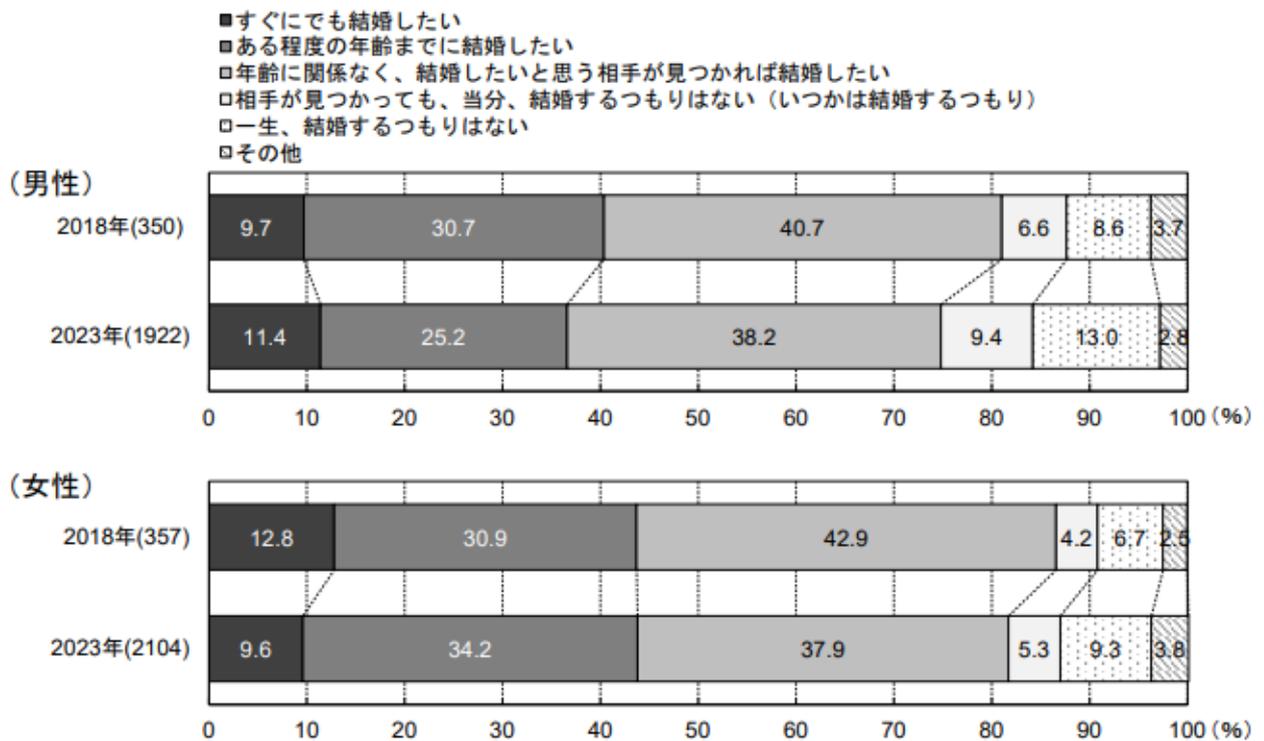
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査（2023（令和5）年調査）では、20～49歳の未婚の男女の結婚に関する考え方については、「いずれ結婚したいと思っている者²」は、男性84.2%（前回2018（平成30）年調査87.7%）、女性87.0%（同90.8%）となっており、全国と同様、前回調査から減少しているものの、8割以上が結婚の意思を持っています。

一方、未婚者の結婚の見通しについて、「結婚できそうにない」と回答した者は、男性37.7%（同34.4%）、女性30.9%（同32.7%）とともに3割を超えています。また、結婚の希望が実現できないとする者を対象に、その理由を尋ねたところ、男女とも、「結婚したいと思う相手と出会いそうにないから」が最も多く、所得や雇用の不安といった経済問題や、結婚してからの生き方や仕事との両立を不安視していることも無視できないものの、「相手と出会いそうにないから」の回答は際立っています。

² いずれ結婚したいと思っている者：「すぐにでも結婚したい」、「ある程度の年齢までに結婚したい」、「年齢に関係なく、結婚したいと思う相手が見つければ結婚したい」、「相手が見つかって、当然、結婚するつもりはない（いつかは結婚するつもり）」と回答した者。

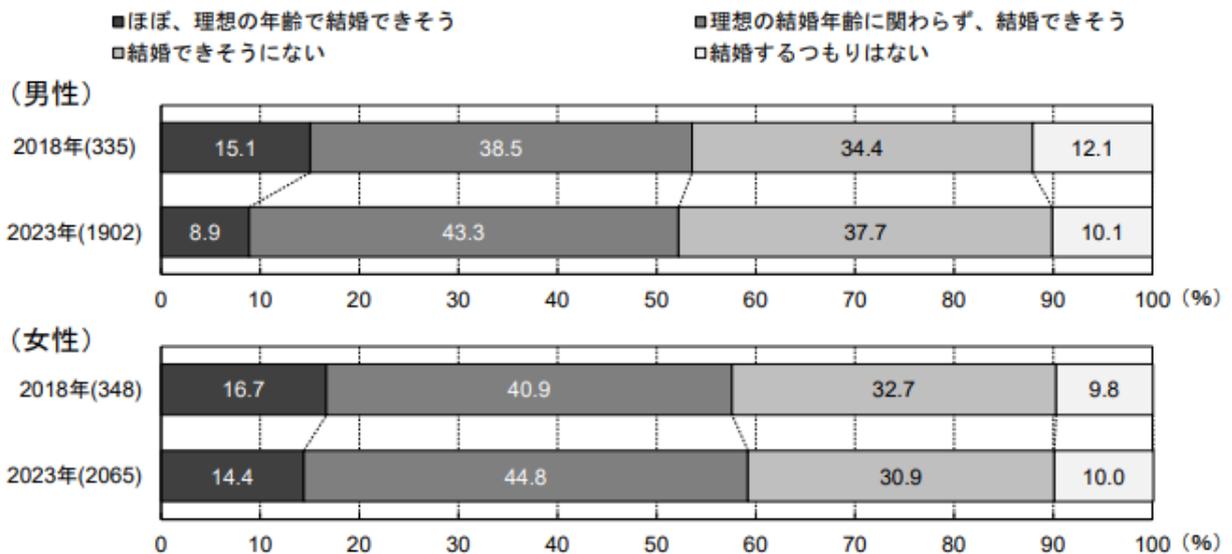
図表 10 結婚についての考え方（岡山県、未婚者）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

図表 11 結婚の見通し（岡山県、未婚者）

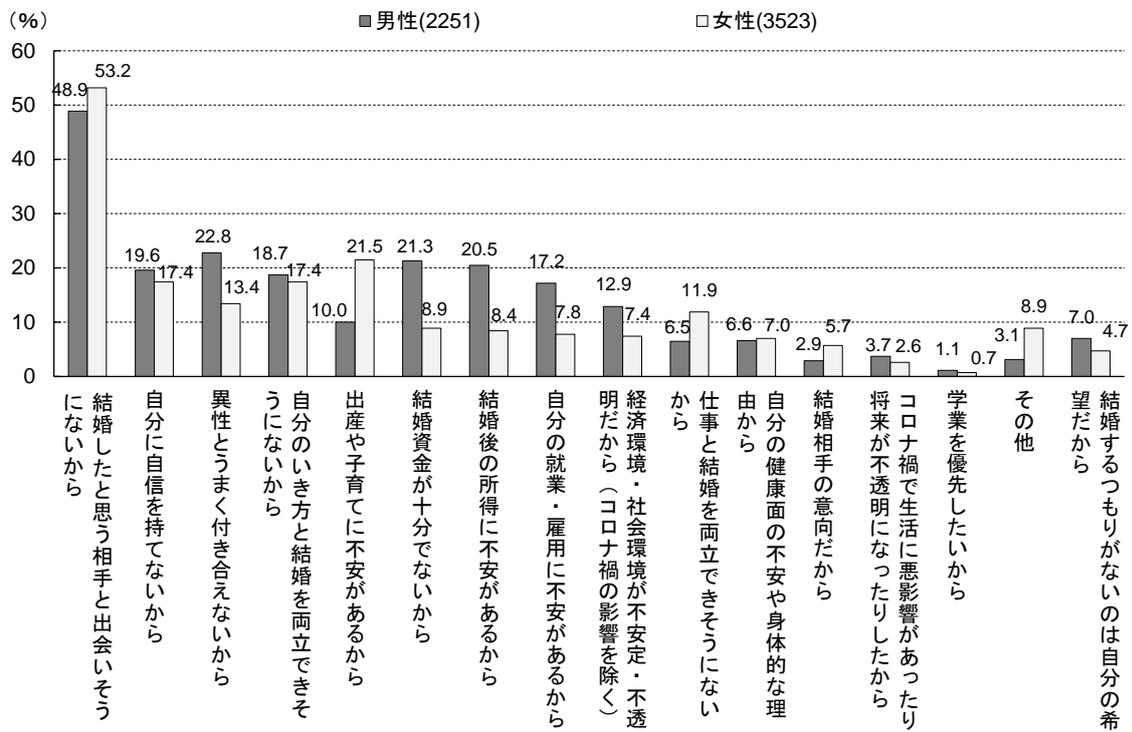


※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

※「結婚の見通し」に対する選択肢は、2018（平成30）年調査では、「1. ほぼ、理想どおりになりそう」「2. 理想よりも早くなりそう」「3. 理想よりも遅くなりそう」「4. 結婚できそうにない」「5. 結婚するつもりはない」の5択であった。2023（令和5）年調査では選択肢の改善を図り、「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」を追加した6択とした。図表11の「理想の結婚年齢にかかわらず、結婚できそう」は、2018（平成30）年調査では選択肢2番と3番の合計であり、2023（令和5）年調査は、これらに「結婚年齢に理想はないが、結婚できると思う」を加えたものである。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

図表 12 「理想の年齢よりも遅くなりそう（もっと早く結婚したかった）」「結婚できそうにない（と思っていた）」「結婚するつもりはない（なかった）」と思う理由（複数、第一群）



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

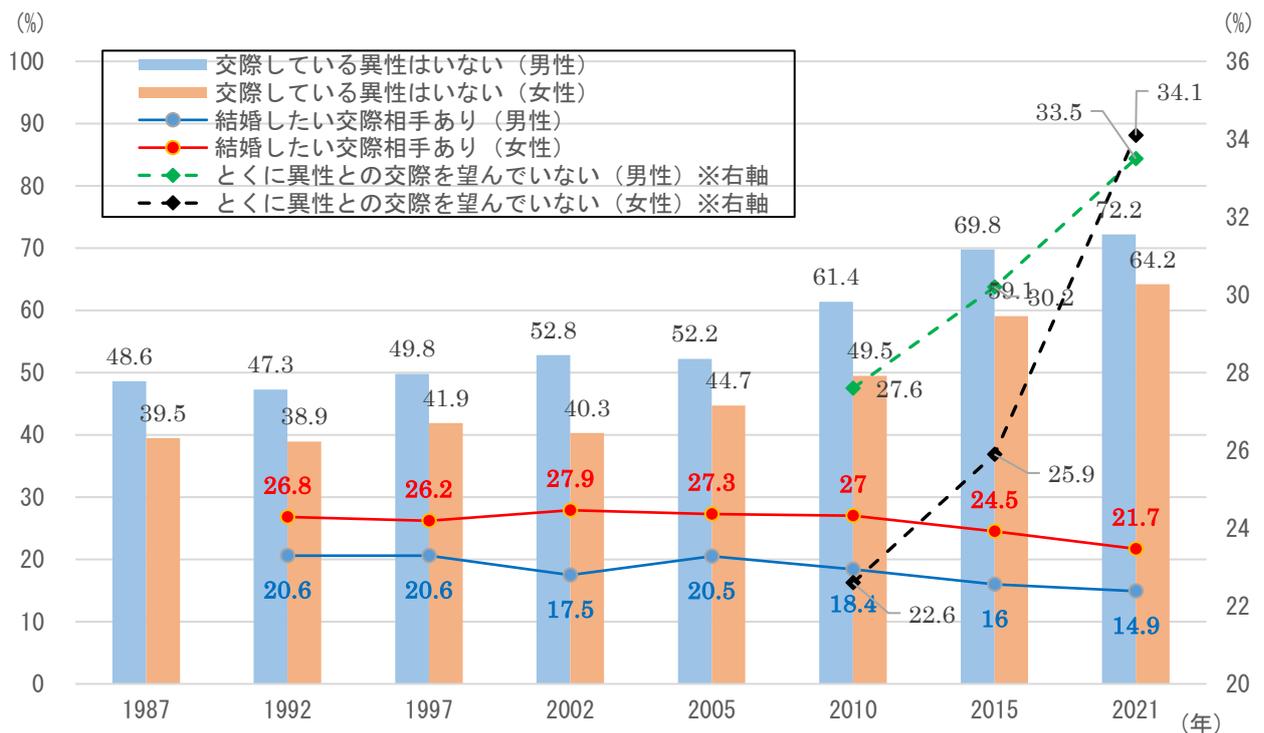
資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

(4) 異性との交際状況

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2021（令和3）年調査）」では、18～34歳の未婚者のうち「交際している異性はいない」と回答した割合は男性72.2%（前回2015（平成27）年調査69.8%）、女性64.2%（同59.1%）といずれも上昇傾向となっています。

また、交際相手をもたず、かつ交際を望んでいない未婚者は、男性では全体の33.5%（前回30.2%）、女性では34.1%（同25.9%）を占め、同様に増加しています。

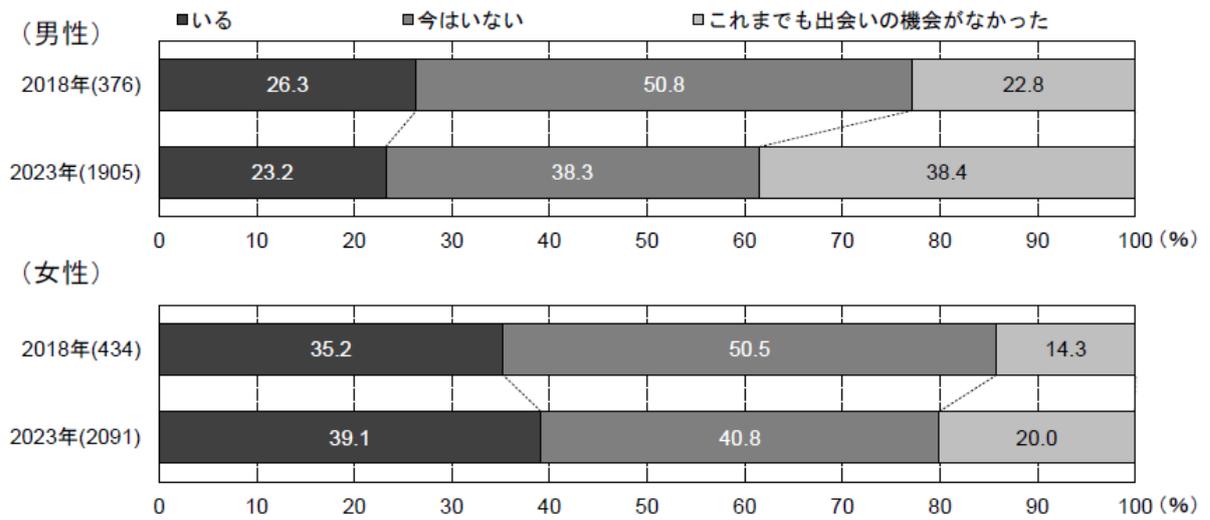
図表 13 未婚者における異性との交際状況（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査では、20～49歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がない（「今はいない」と「これまでも出会いの機会がなかった」を合わせたもの）と答えた人が男性で76.7%（前回 2018（平成30）年調査73.6%）、女性で60.8%（同64.8%）でした。

図表 14 交際状況(岡山県・未婚者)



※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

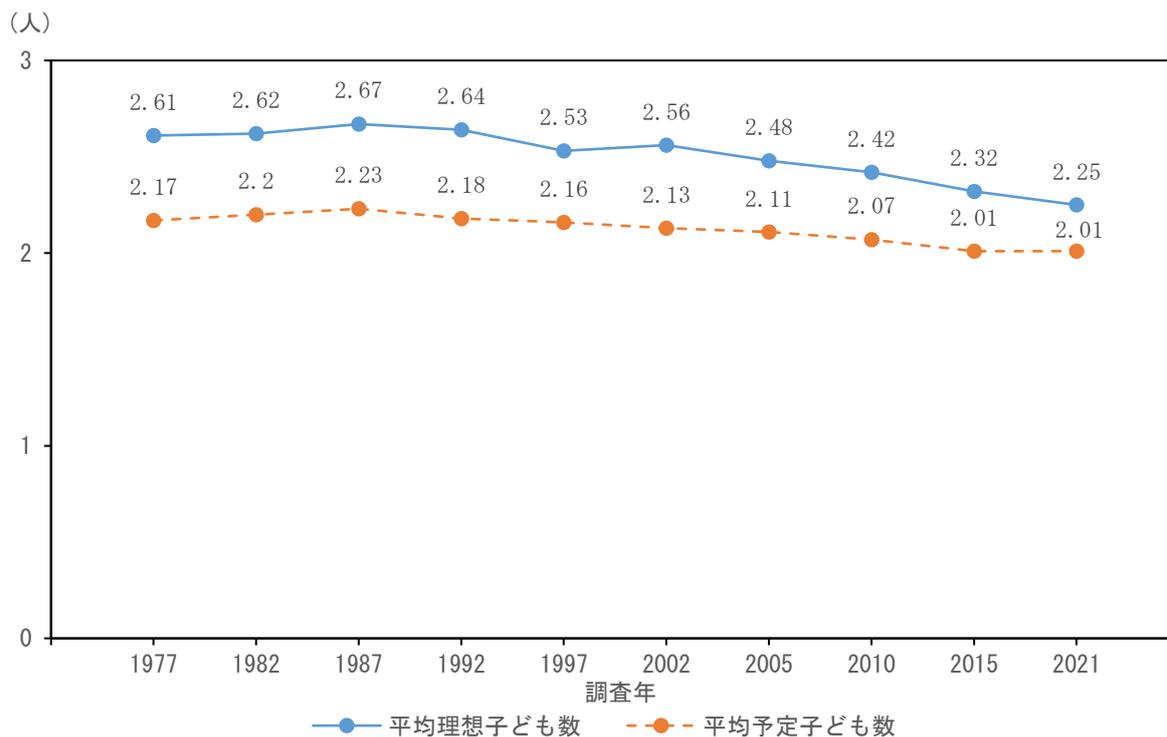
資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

(5) 出産に関する意識

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2021（令和3）年調査）」によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数（平均理想子ども数）は、前回調査の2.32人（2015年）から引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.25人となっています。

また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数（平均予定子ども数）も、人口置換水準といわれる2.07を下回り、2.01人となっています。

図表 15 平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移(全国)



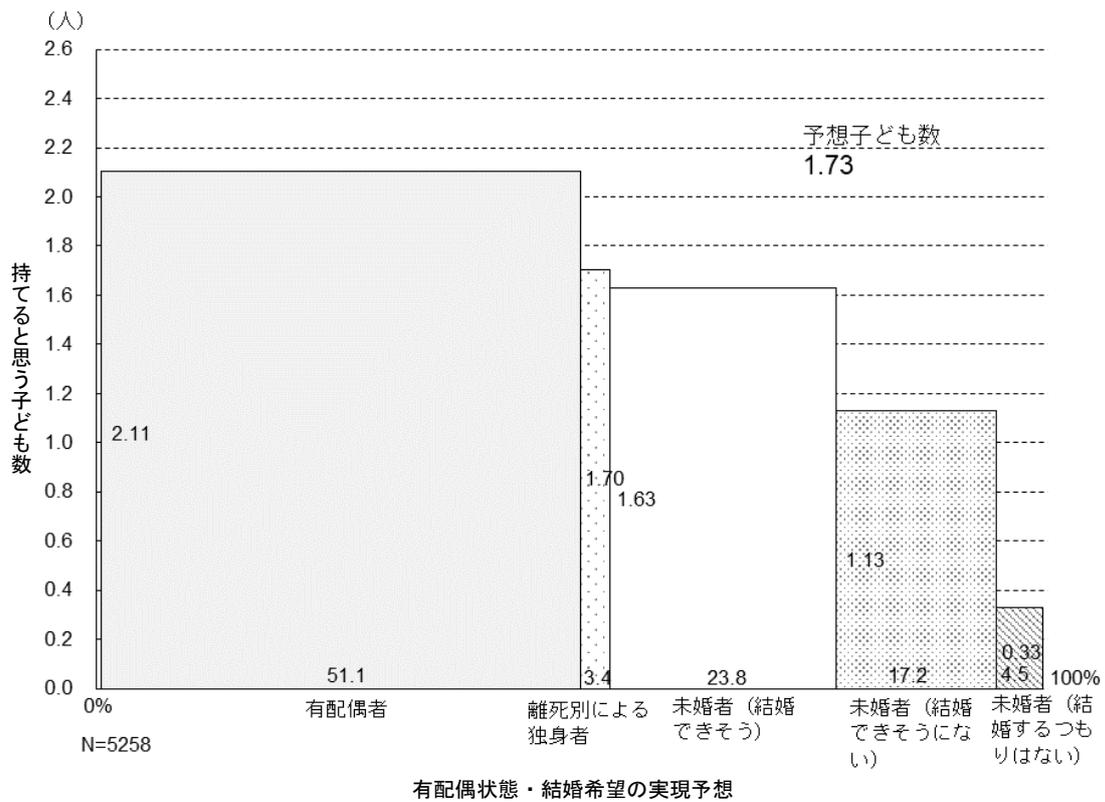
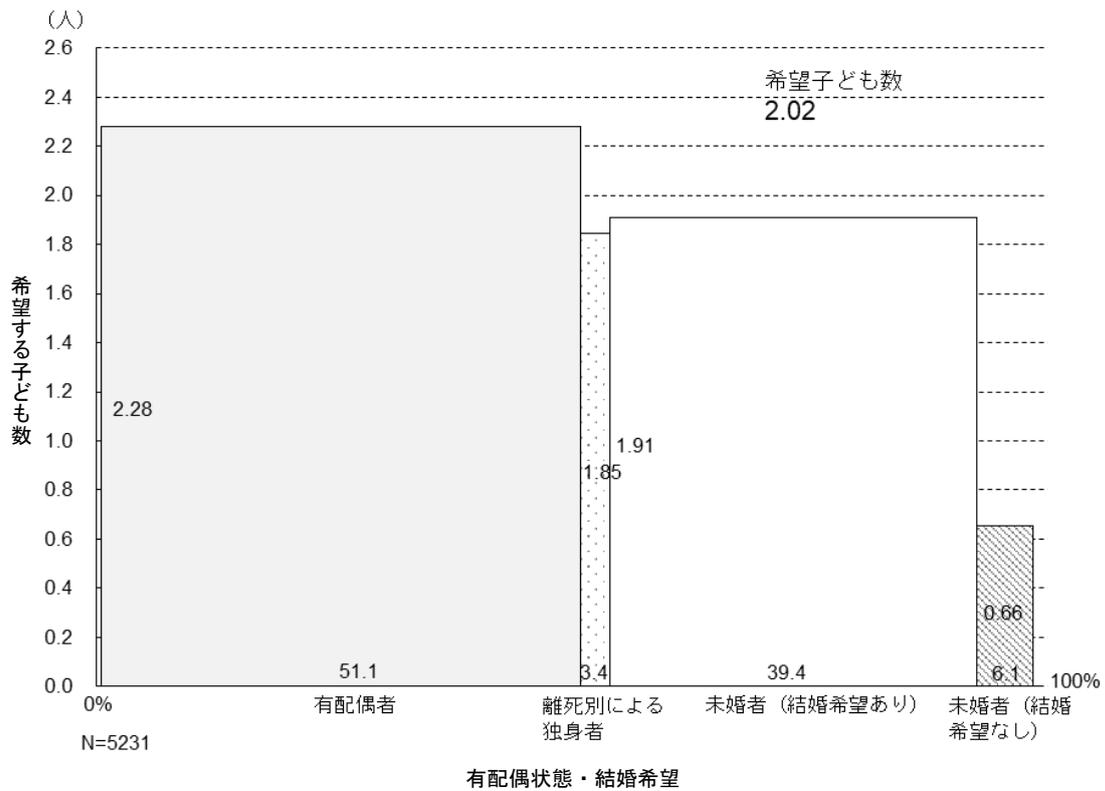
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

本県が行った県民意識調査でも、20歳から49歳の男女の希望子ども数は男性で2.02人、女性で2.10人に対し、予想子ども数（実際に持てると思う子どもの数）は男性で1.73人、女性で1.75人であり、全国と同様に理想どおりの子どもを持つことができていない状況となっています。

図表 16 希望子ども数と予想子ども数（岡山県）

（男性）

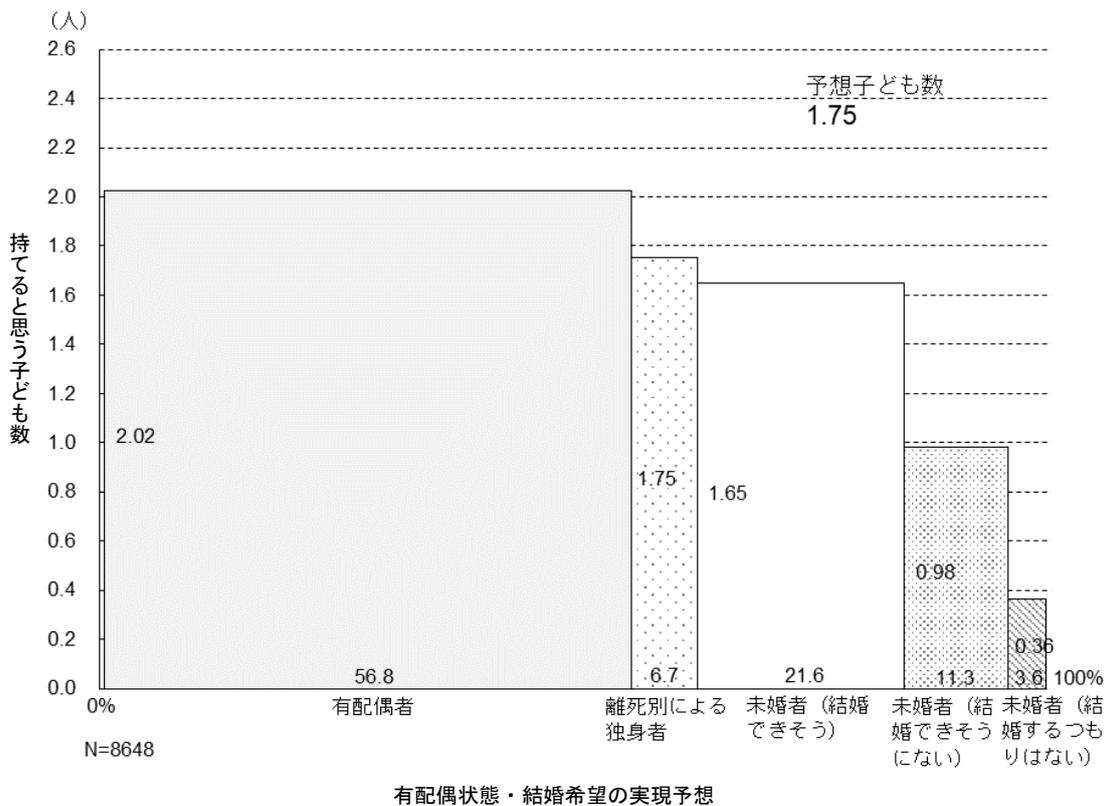
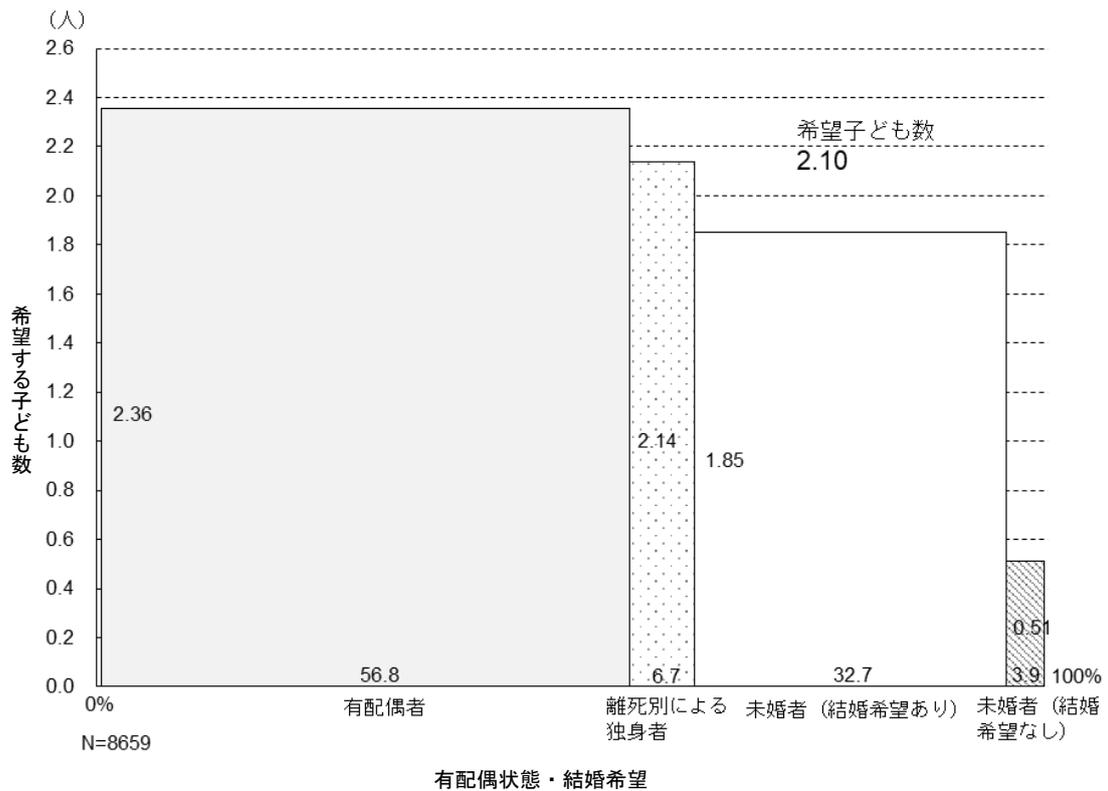
（2023年）



資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

(女性)

(2023年)



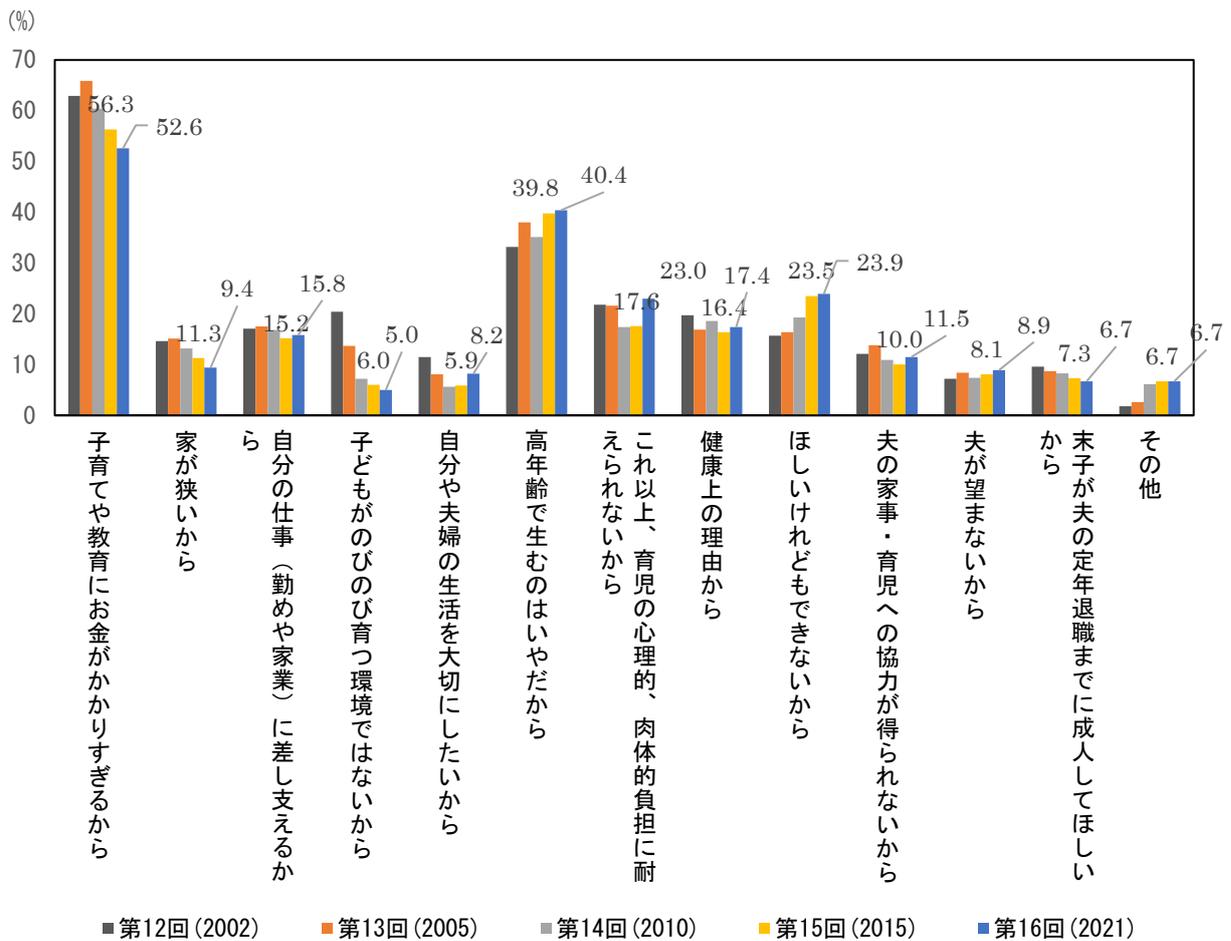
資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

(6) 理想とする子どもの数を持たない理由

社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査（2021（令和3）年調査）」では、予定子ども数が理想子ども数を下回る理由として最も多いのは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」でした。妻の年齢別にみると、35歳未満ではこうした経済的理由を選択する割合が高く、一方、35歳以上では、「高年齢で生むのはいやだから」「ほしいけれどもできないから」など身体的理由の選択率が高くなっています。

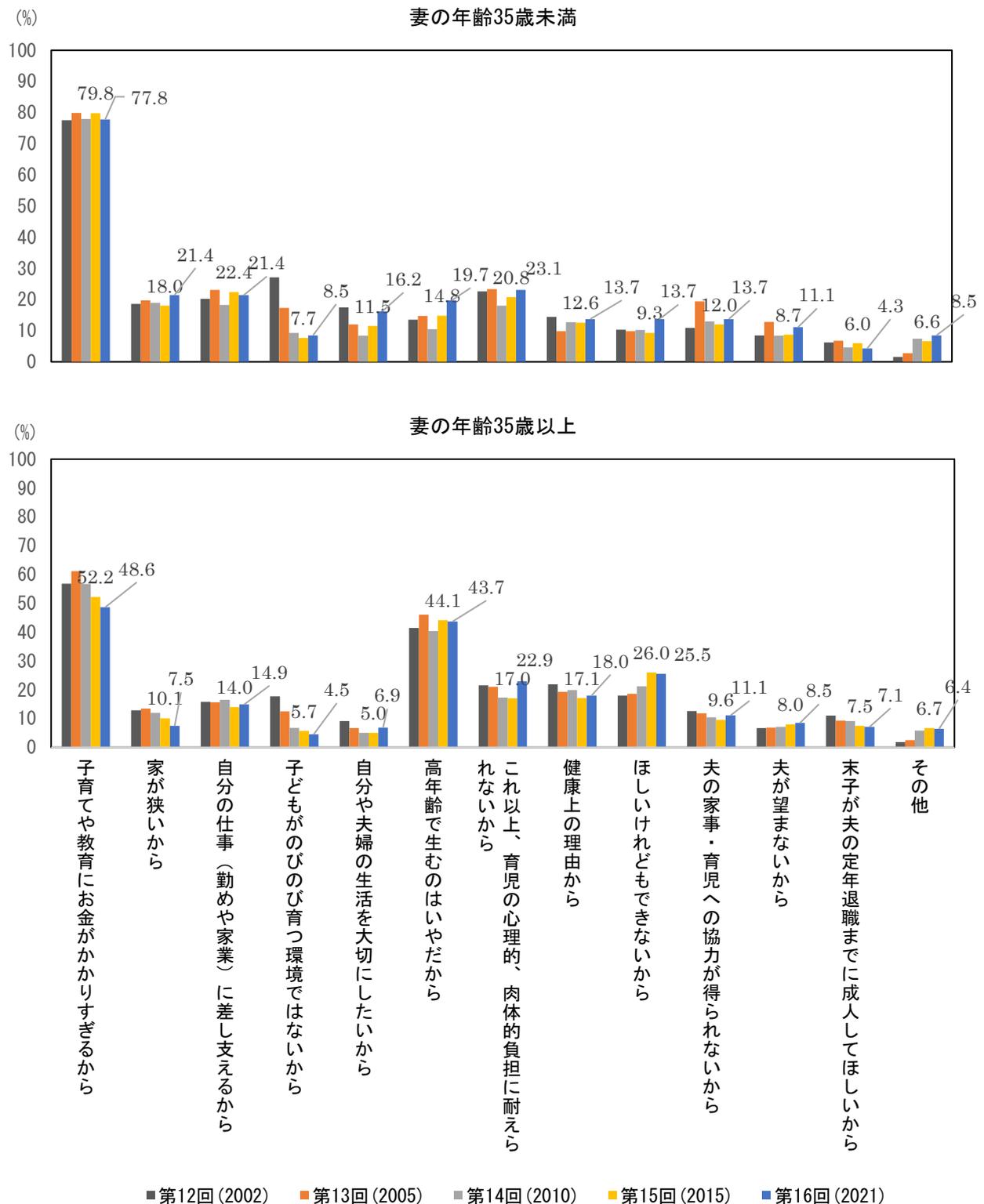
また、妻が35歳以上の夫婦では「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」という回答が前回調査に比べて多くなっていました。

図表 17 理想子ども数を持たない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

図表 18 理想子ども数を持たない理由（全国、妻の年齢別）



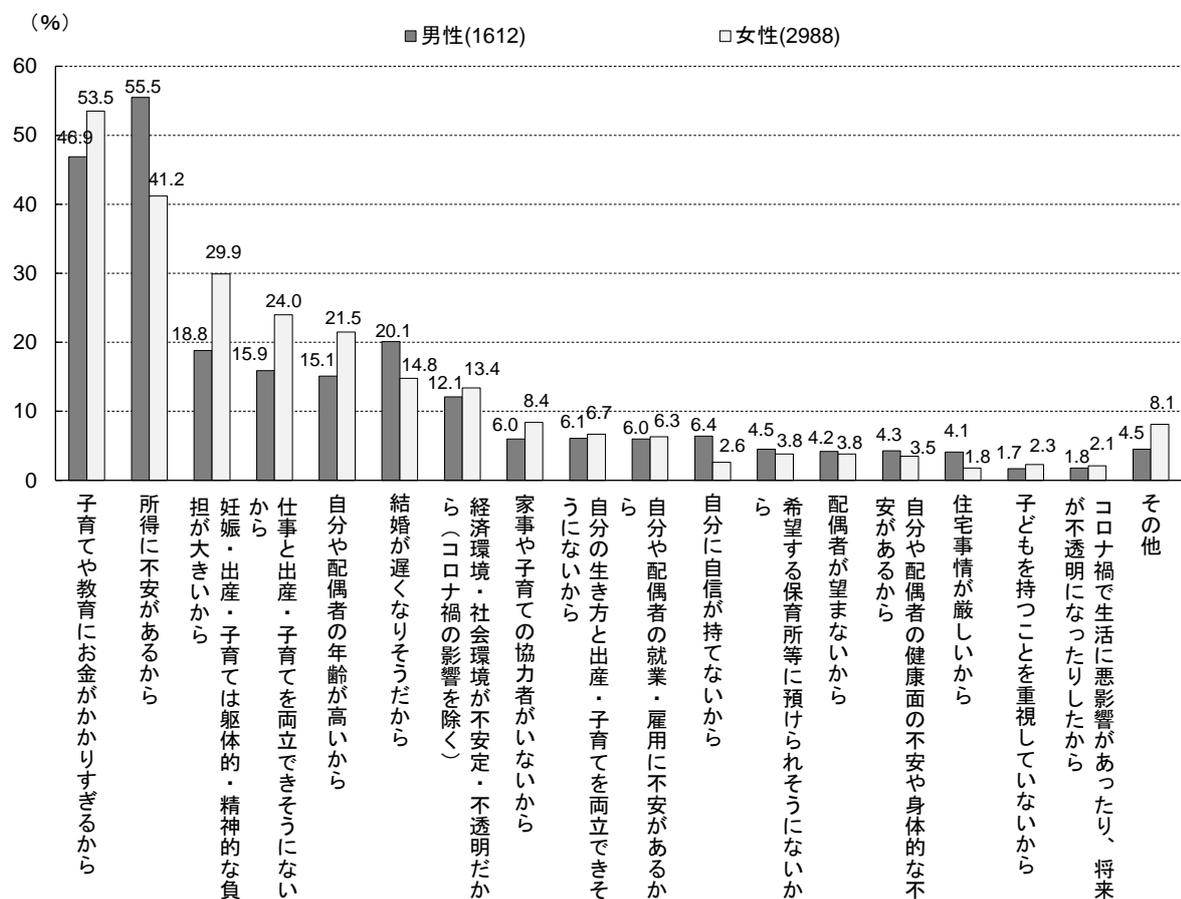
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

県民意識調査でも、希望する子ども数より持てると思う子ども数が少ない理由として、男性では「所得に不安があるから」が55.5%、女性では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が53.5%と最も多く、「仕事と出産・子育てを両立できそうにないから」が男性で15.9%、女性で24.0%、「妊娠・出産・子育ては肉体的・精神的な負担が大きいから」が男性で18.8%、女性で29.9%となっています。

子育てにかかる費用や所得、親の肉体的・精神的負担感などとともに、仕事と子育ての両立の難しさが、子どもを持つ希望の実現を妨げる要因の一つとなっていることがうかがえます。

なお、同調査によると、仕事と結婚・子育ての両立について、男女とも7割以上が「仕事も家庭も両立したい」と回答していますが、現実には、男性の3割以上が「仕事」を優先し、女性の3割以上が「家庭生活」を優先していると回答しています。

図表 19 持てると思う子ども数が希望する子ども数よりも少ない理由

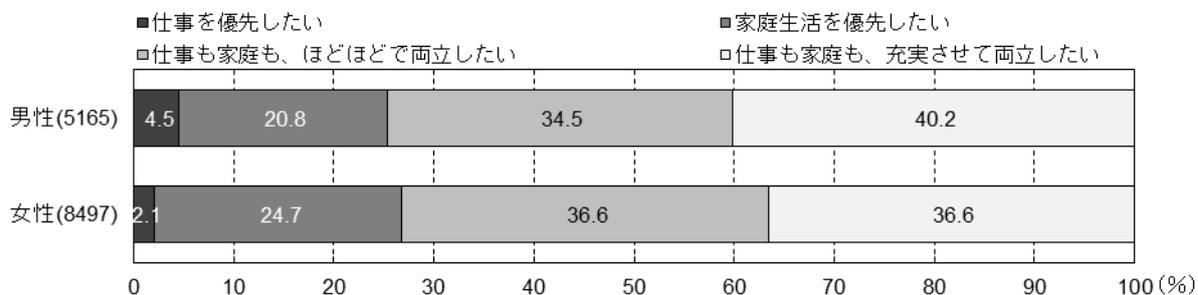


※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

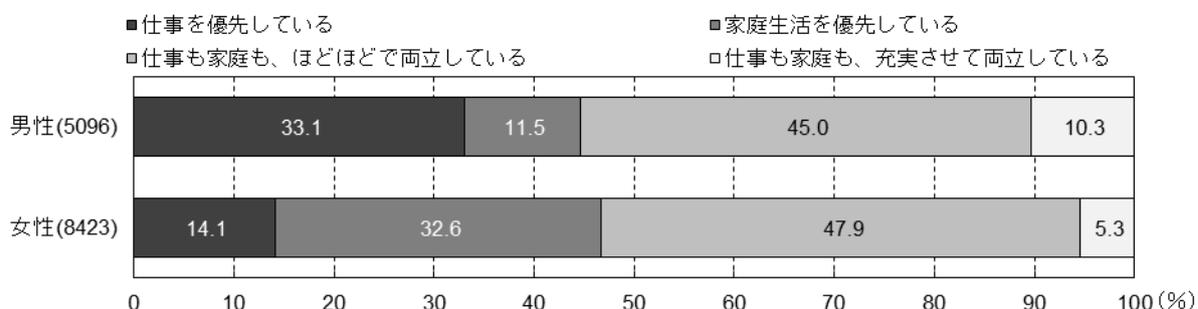
資料：岡山県「県民意識調査(2023(令和5)年調査)」

図表 20 仕事と家庭生活（子育てを含む）における優先度の理想と現実

(理想)



(現実)

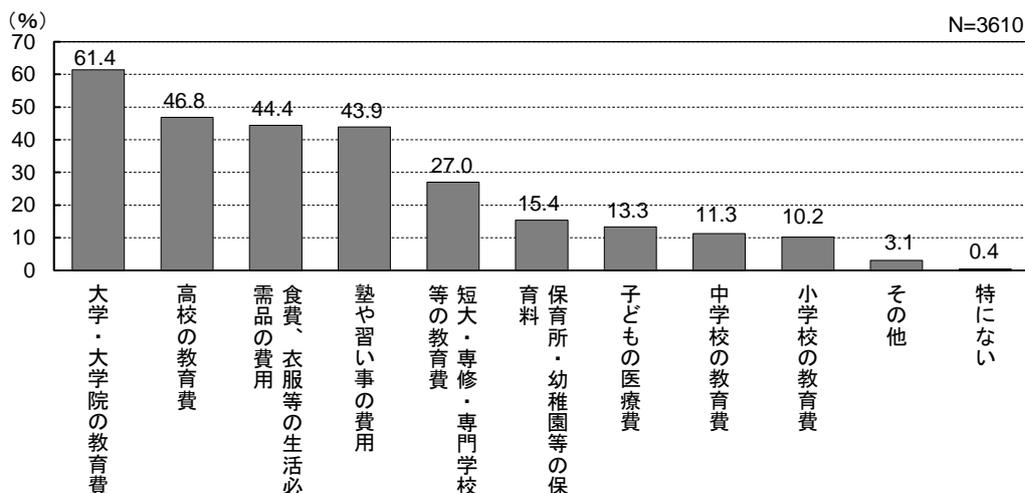


※図表における括弧内の数値は、集計対象となった標本のサイズを表す。

資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

さらに、子育て世帯における、家計の負担についての項目では、「大学・大学院の教育費」が61.4%、「高校の教育費」が46.8%、「塾や習い事の費用」が43.9%に上るなど、教育に関する費用への負担感が多くなっています。

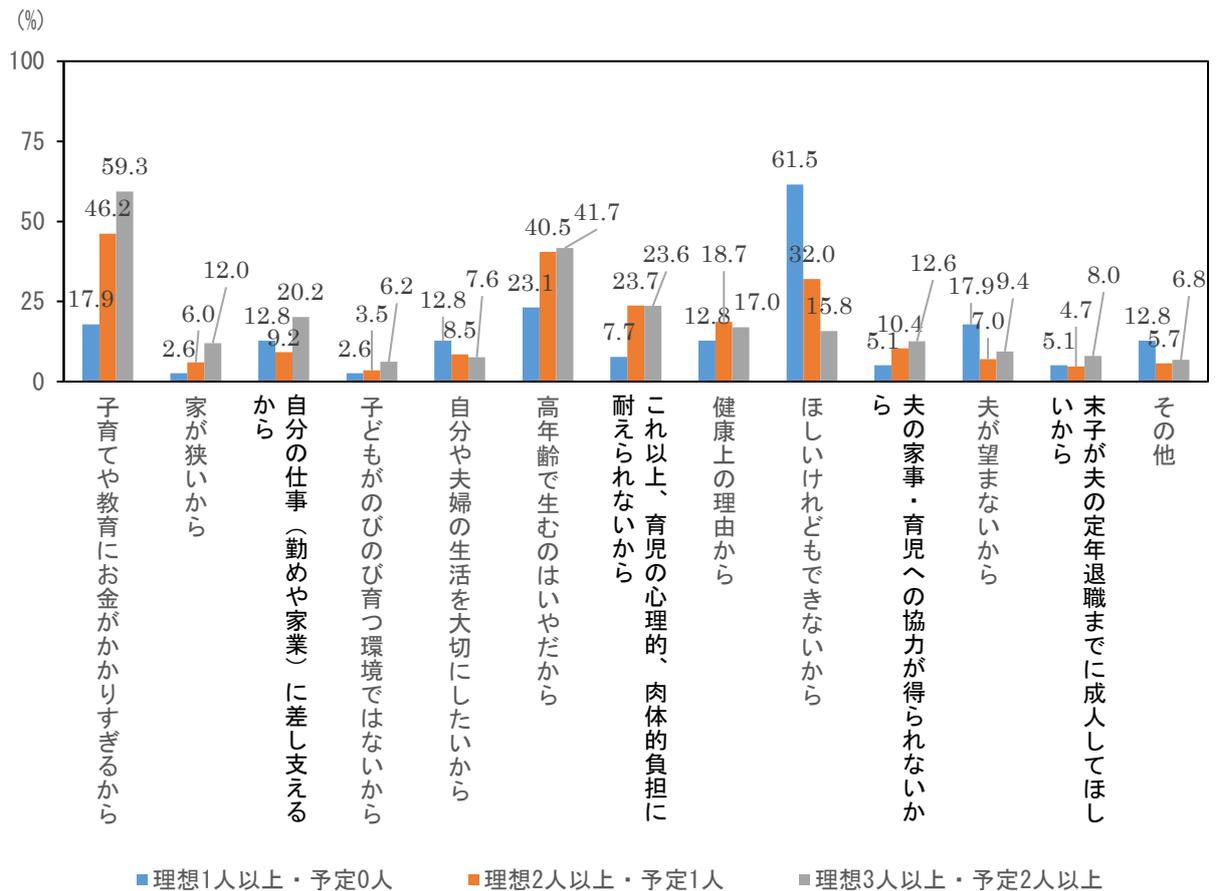
図表 21 もう1人子どもを持つために軽減が重要な養育費・教育費（岡山県）



資料：岡山県「県民意識調査（2023（令和5）年調査）」

予定子ども数が理想を下回る場合、理想子ども数が3人以上で予定子ども数が2人以上の夫婦では「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的理由を挙げる割合が最も多く、一方、理想的には1人以上の子どもを持ちたいが、予定は0人の夫婦の場合、「ほしいけれどもできないから」などの年齢・身体的理由が多く挙げられています。

図表 22 理想・予定子ども数の組み合わせ別にみた、理想子ども数を持たない理由（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」

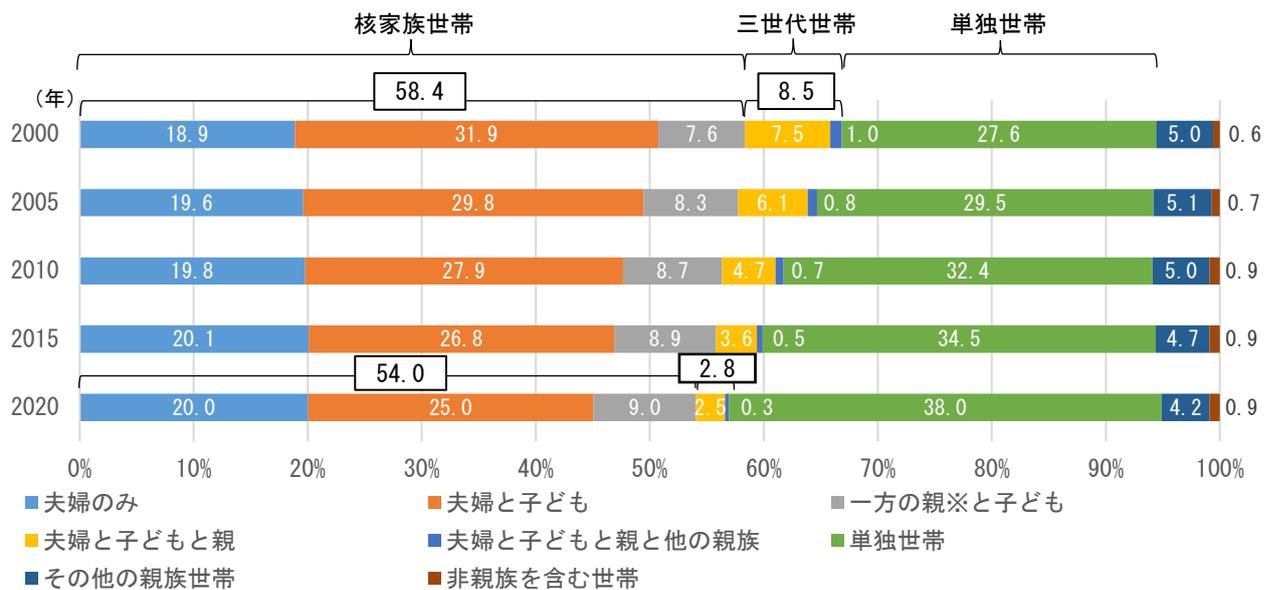
3 社会環境の変化と子ども・若者の状況

(1) 世帯構造の変化

「国勢調査」（総務省）によると、2000（平成12）年から2020（令和2）年までの間に、全国の核家族世帯の割合は58.4%から54.0%へ、三世帯世帯の割合は8.5%から2.8%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は27.6%から38.0%へ増加しています。

本県においても、2000（平成12）年から2020（令和2）年までの間に、核家族世帯の割合は57.3%から54.4%へ、三世帯世帯の割合は10.9%から3.6%へ、それぞれ減少している一方、単独世帯の割合は25.0%から35.6%へ増加しています。

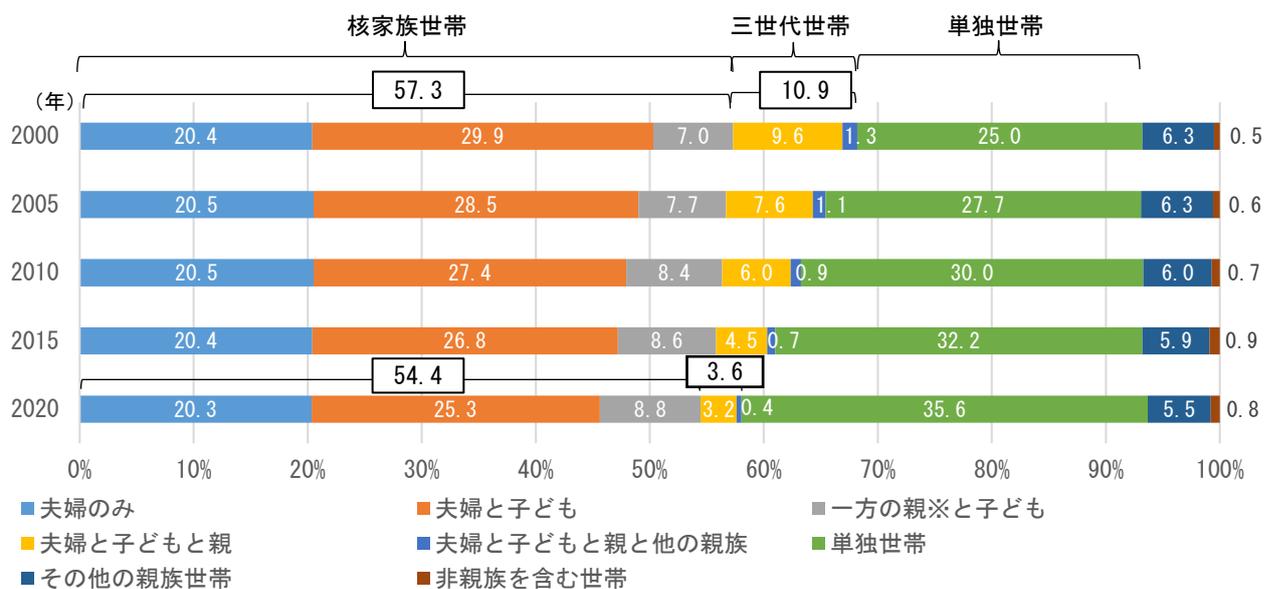
図表 23 世帯構造の推移（全国）



※ひとり親家庭や、もう一方の親が調査時点において単身赴任等により不在の家庭など

資料：総務省「国勢調査」

図表 24 世帯構造の推移（岡山県）



※ひとり親家庭や、もう一方の親が調査時点において単身赴任等により不在の家庭など

資料：総務省「国勢調査」

(2) グローバル化の進展

グローバル化の加速により、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により各国経済は大きく落ちこみましたが、世界経済の回復に伴い、人材の流動化、人材獲得競争など国際競争が激化していくことが予想されます。

グローバル化が進んだ社会では、直面する課題を自ら発見し、解決できる能力が求められるとともに、国内外のさまざまな場で、外国語をためらうことなく使用し、言語や文化が異なる人と主体的に協働していくことが求められます。

(3) デジタル技術の進展

デジタル技術の進展に伴い、AI³やロボットが代替できる単純労働を中心に、現存する多くの職業が影響を受け、創造性や協調性が必要な業務や非定型的な業務が仕事の中心になるとともに、AI、IoT⁴、ビッグデータ⁵といった情報技術等を基盤とした人材の重要性がより高まることが想定されます。

このため、情報を取捨選択し読み取る力や、進歩し続ける技術を使いこなす力などの情報活用能力を育成するとともに、他者と協働し、AIにはない人間の強みである表現力や創造力を発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が求められます。

(4) 子どもの学力

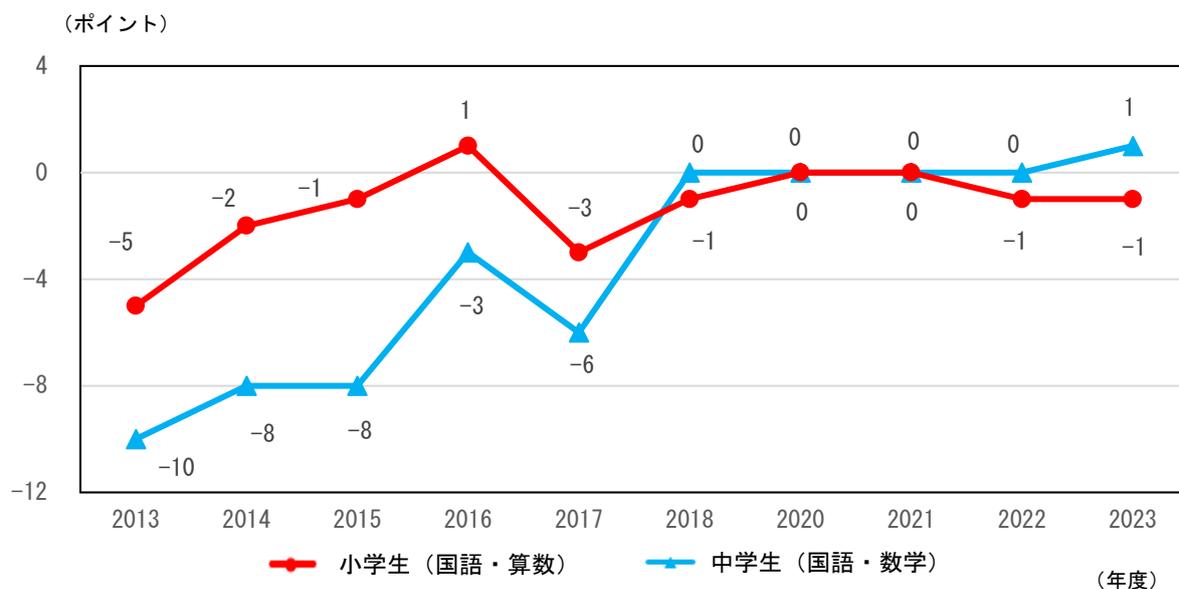
「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、2023(令和5)年度における全国平均正答率との差は、小学生では-1ポイント、中学生では+1ポイントとなっています。

³ AI: Artificial Intelligence (人工知能) の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム

⁴ IoT: Internet of Things (物のインターネット) の略称で、コンピュータだけでなく、様々な物体をインターネットに接続したり相互に通信したりすることにより、自動制御や遠隔計測などを行うこと。

⁵ ビッグデータ: 情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多様なデータのこと。

図表 25 全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差の推移(岡山県)



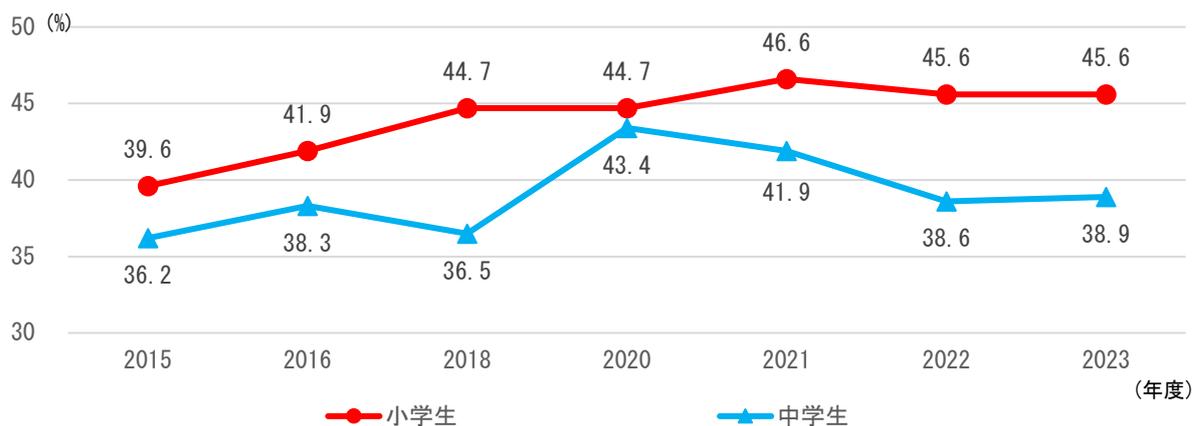
※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和2)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

(5) 子どもの意識

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合は、2015(平成27)年度は小学生が39.6%、中学生が36.2%でしたが、2023(令和5)年度はそれぞれ45.6%、38.9%に増加しています。

図表 26 「人が困っているときは、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合(岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和2)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。

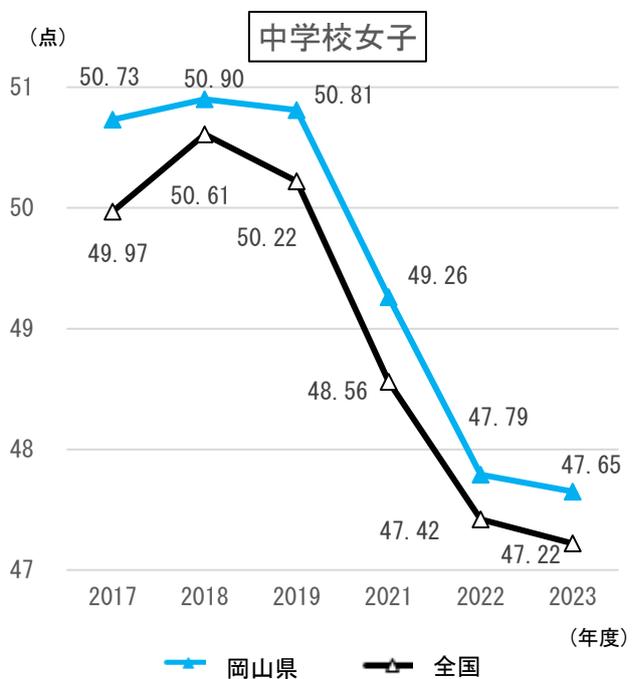
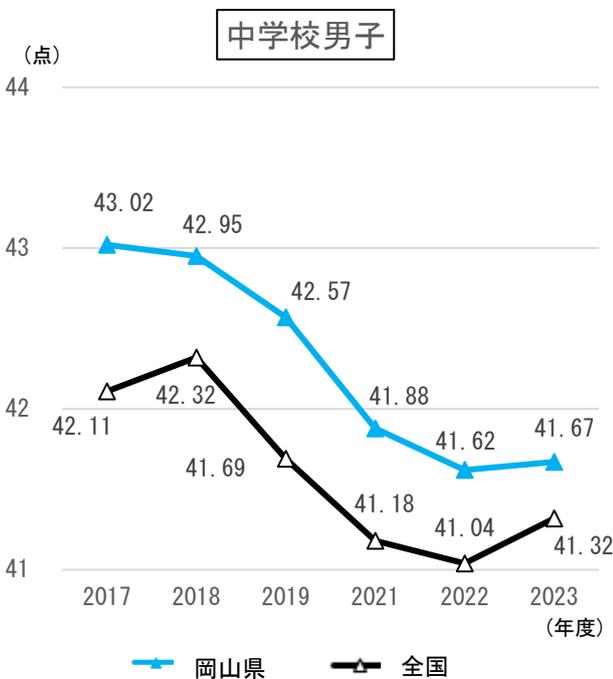
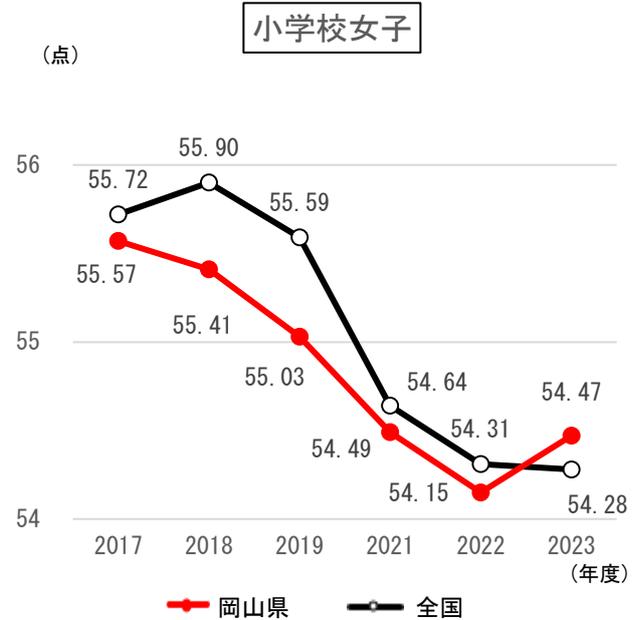
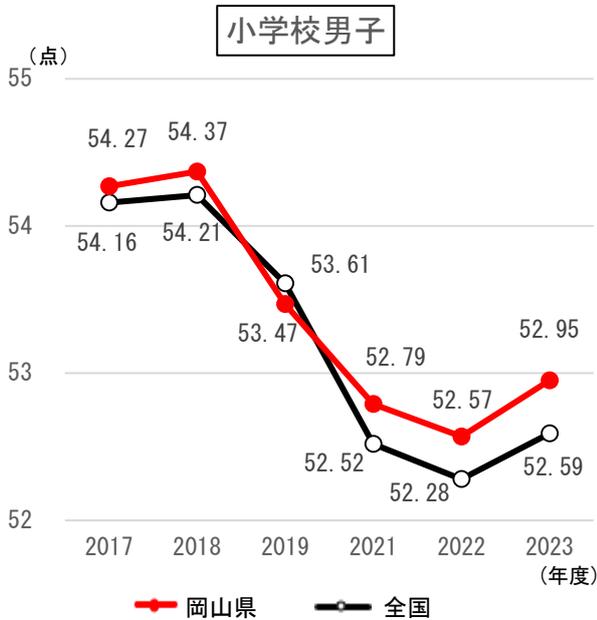
※全国学力・学習状況調査の質問項目変更により、当該項目が削除されたため、2017(平成29)年度結果はない。

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

(6) 子どもの体力・運動能力

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(2023(令和5)年度 スポーツ庁)によると、本県の子どもの体力・運動能力は、小学生及び中学生男女ともに全国平均を上回っています。

図表 27 体力合計点の年次推移(全国・岡山県)



※体力合計点とは、8種目(握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ)の成績を1点から10点に得点化して総和した合計点

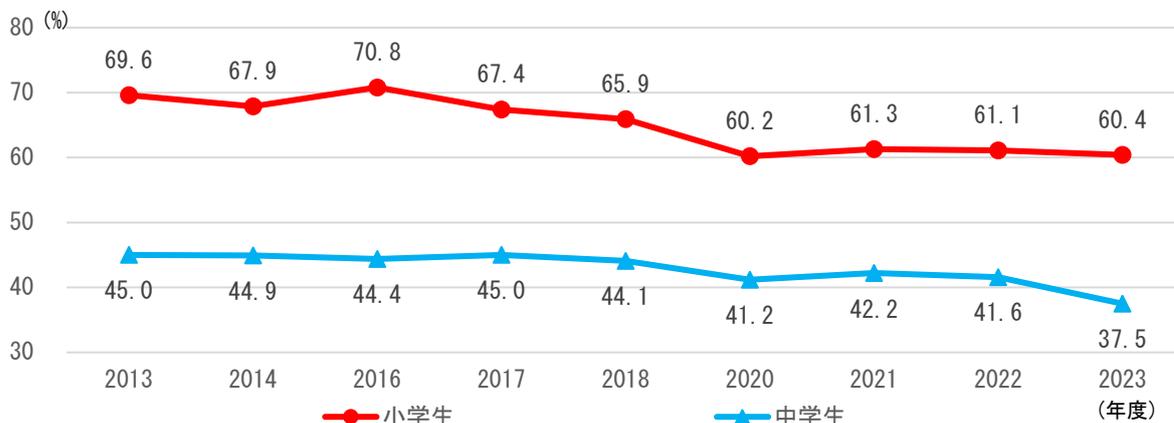
※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和2)年度調査は中止されたため当該年度結果はない。

資料：スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(7) 将来の夢や目標

「全国学力・学習状況調査」(文部科学省、岡山県教育委員会)によると、2023(令和5)年度における「将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合」は、小学生が60.4%、中学生が37.5%となっています。

図表 28 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(岡山県)



※新型コロナウイルス感染症の影響により2020(令和2)年度調査が中止となったため2019(令和元)年度結果はない。

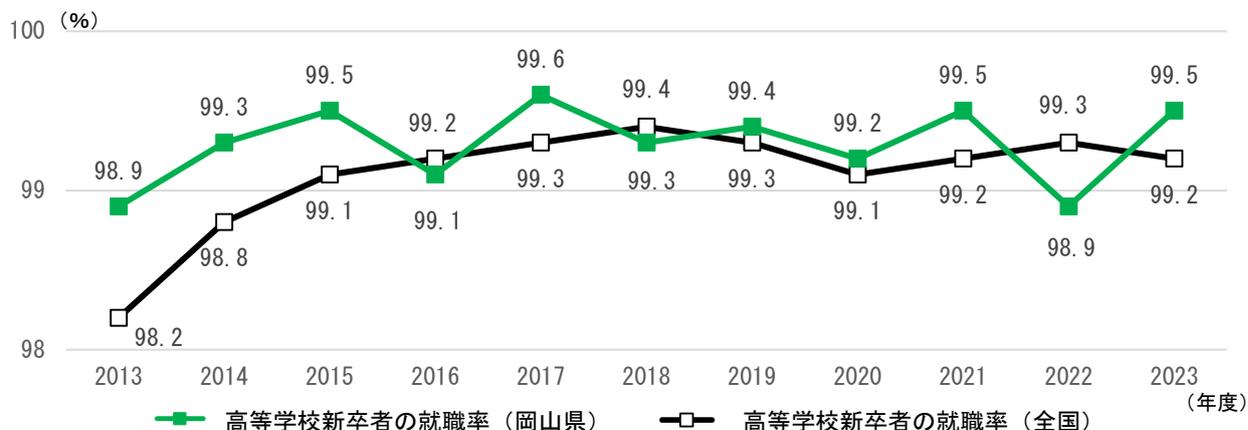
資料：文部科学省、岡山県教育委員会「全国学力・学習状況調査」

(8) 若者の就労状況

「雇用労働統計」(岡山労働局)等によると、本県の2024(令和6)年3月31日現在の就職率は、高等学校新卒者では99.5%、大学新卒者では96.8%となっています。

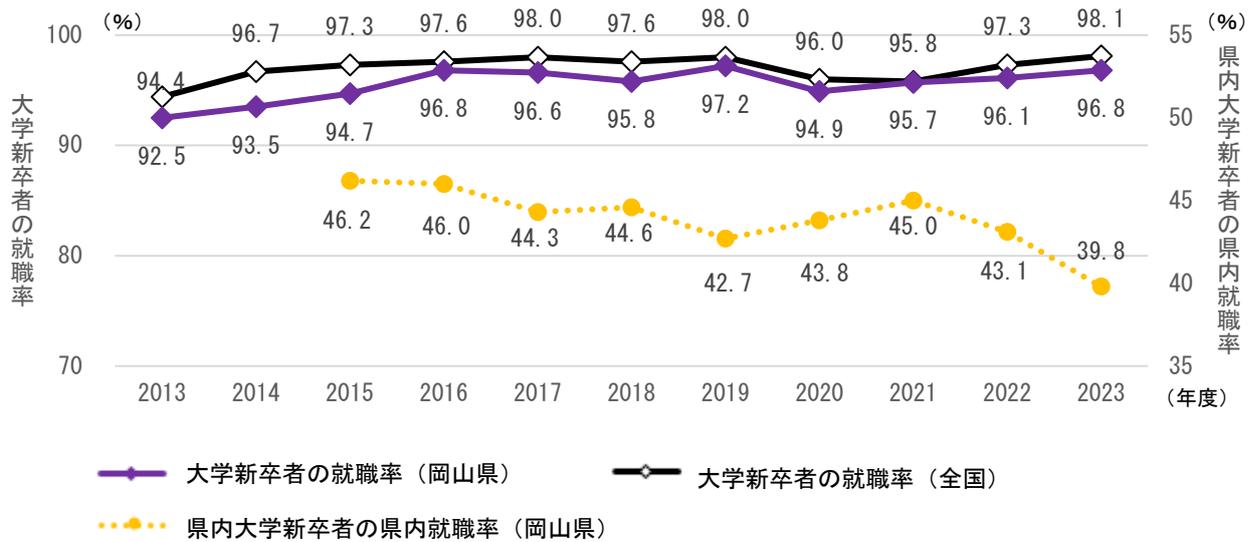
また、「新規学卒者の離職状況」(厚生労働省)によると、全国における2020(令和2)年度の新規学卒者の3年以内離職率は、高等学校卒業者は38.4%、大学卒業者は34.9%となっています。

図表 29 高等学校新卒者の就職率の推移(全国・岡山県)



資料：厚生労働省「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」、岡山労働局「雇用労働統計」

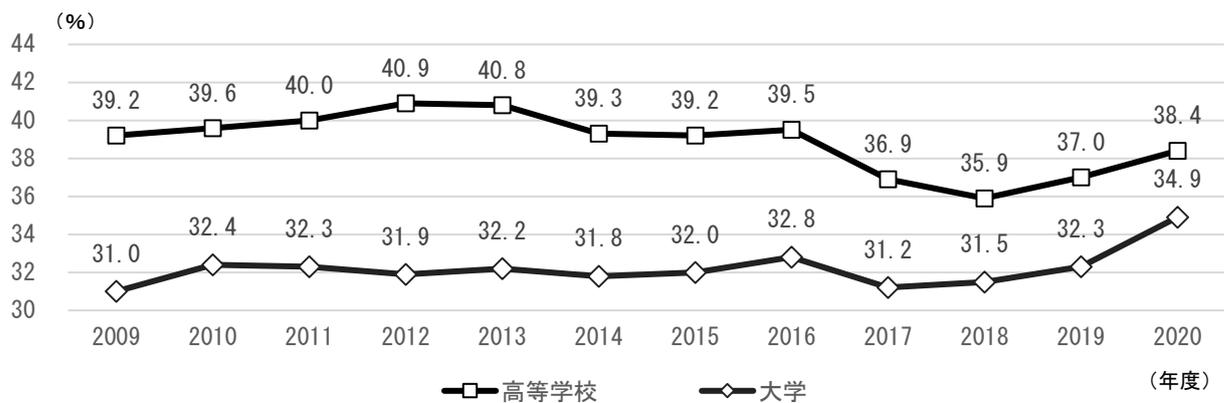
図表 30 大学新卒者の就職率の推移（全国・岡山県）



※県内大学新卒者の県内就職率については、2014年度以前は調査を実施していない。

資料：厚生労働省、文部科学省「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職内定状況等調査」、岡山労働局「雇用労働統計」

図表 31 新規学卒者の3年以内離職率の推移（全国）



※グラフ横軸の年度は卒業年度を示す。

資料：厚生労働省「新規学卒者の離職状況」

(9) 障害のある子ども・若者

「データがしめす教育行政施策の推進状況」（岡山県教育委員会）によると、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加しています。

図表 32 特別支援学級児童生徒数の推移（岡山県）

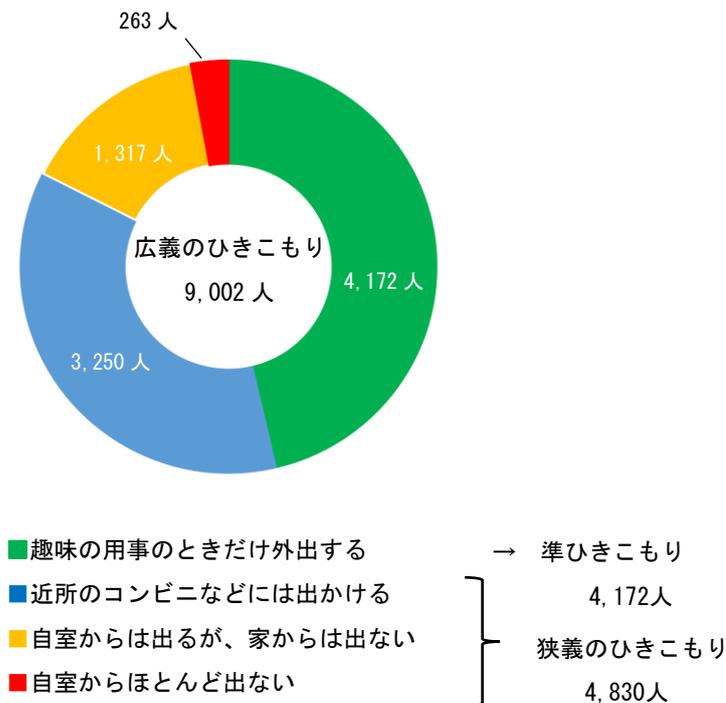


資料：岡山県教育委員会「データがしめす教育行政施策の推進状況」

(10) ひきこもりの若者の状況

ひきこもり状態にある若者（15～39歳）の数は、「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022（令和4）年度 内閣府）によると、本県には約9千人存在すると推計されています。

図表 33 ひきこもり状態にある若者（15～39歳）の推計数（岡山県）



資料：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（2022(令和4)年度)

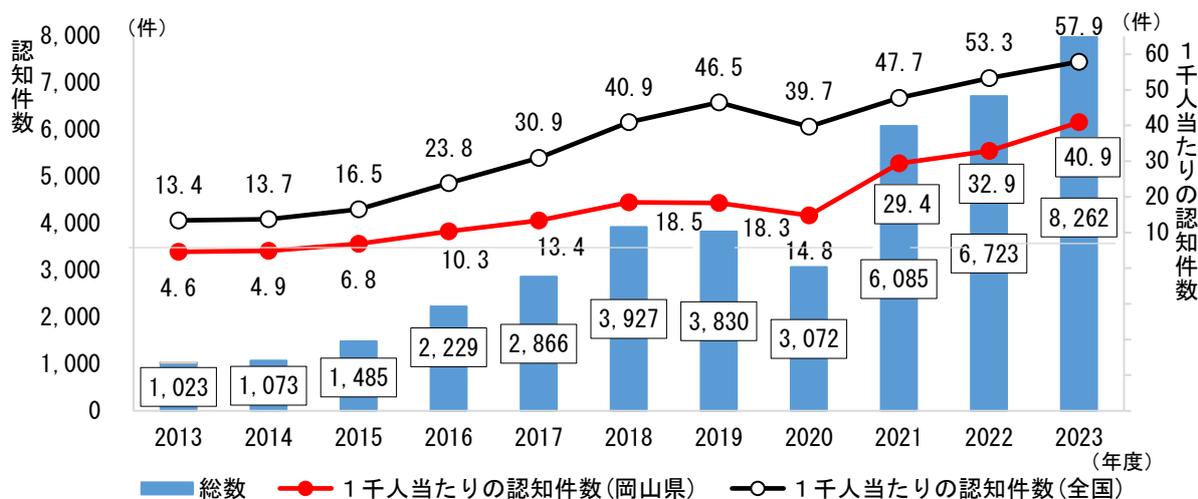
(11) いじめや暴力行為、不登校等の状況

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省、岡山県教育委員会）によると、いじめの認知件数は、県内、全国ともに増加傾向にあります。

1千人当たりの暴力行為の発生件数は、全国を上回る状況が続いていましたが、2021(令和3)年以降は全国を下回っています。

小学校・中学校・高等学校における不登校児童生徒数は、全国、県内ともに2020(令和2)年度以降増加傾向にあります。

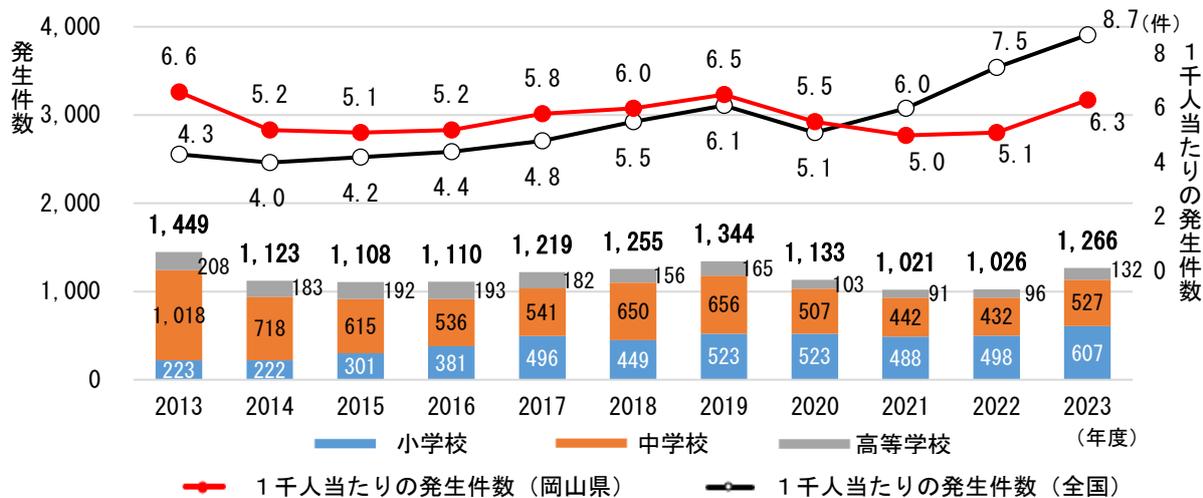
図表 34 いじめの認知件数及び1千人当たりの認知件数の推移（全国・岡山県）



※国立・公立・私立 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 計

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

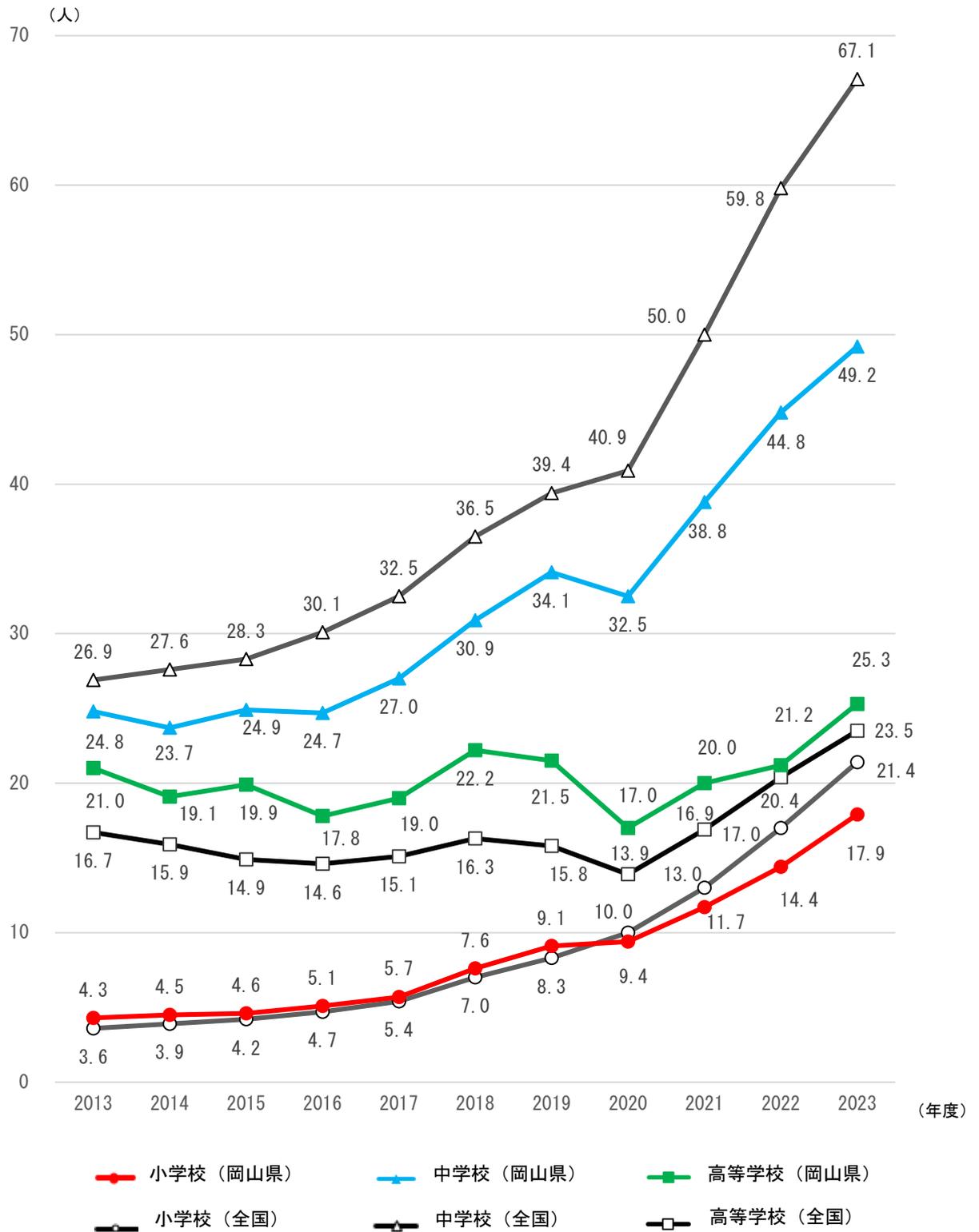
図表 35 学校内外における暴力行為の発生件数及び1千人当たりの発生件数の推移（全国・岡山県）



※国立・公立・私立計

資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 36 1千人当たりの不登校児童生徒数の推移（全国・岡山県）



※国立・公立・私立計

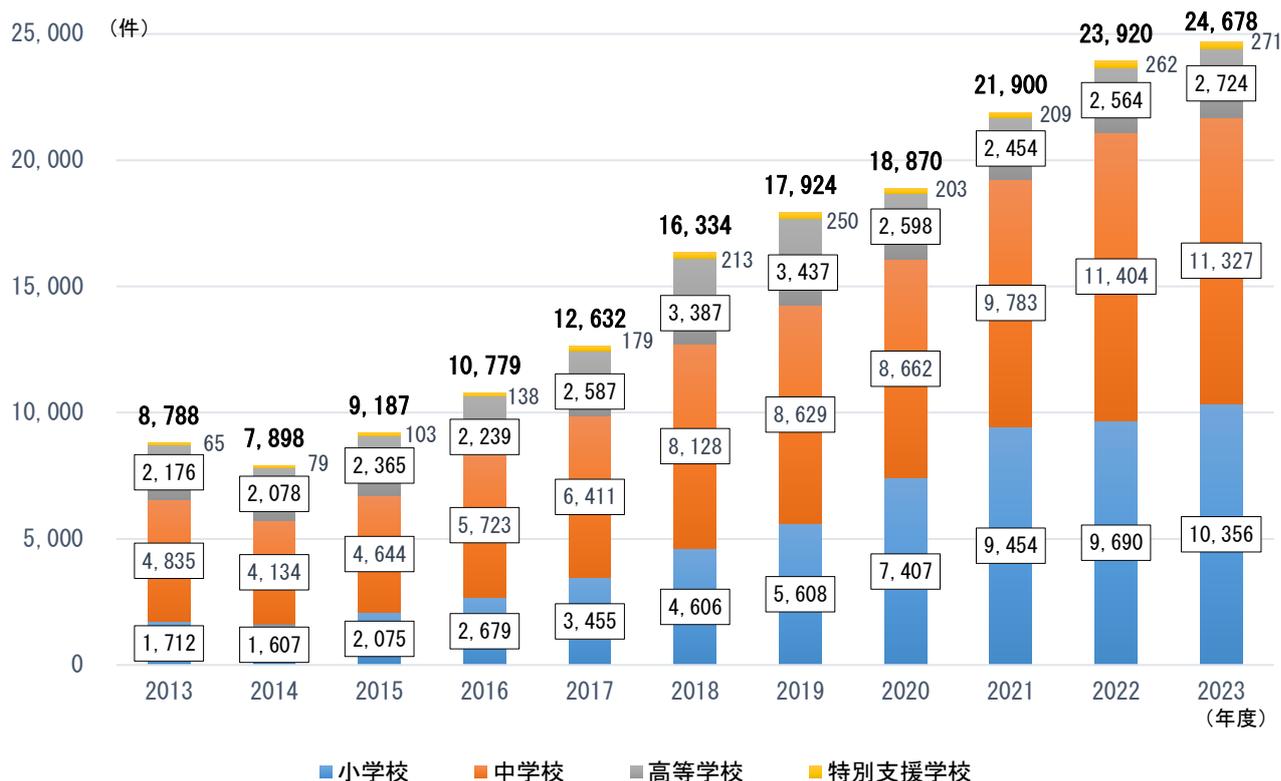
資料：文部科学省、岡山県教育委員会「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(12) スマートフォン・インターネット問題

インターネットの利用率、スマートフォン等の所持率の上昇に伴い、インターネット上の誹謗中傷被害も年々増加しています。

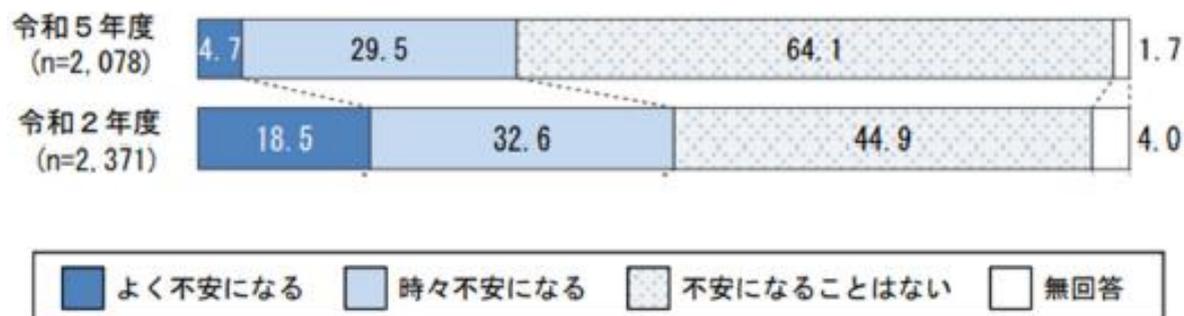
「青少年の意識等に関する調査」（2023(令和5)年度 岡山県）によると、34.2%の児童生徒が、スマートフォンやインターネットをしているときに不安を感じたことがあると回答しています。一方、64.1%の児童生徒が不安になることはないと回答しています。

図表 37 パソコンや携帯電話等での誹謗・中傷被害（全国）



資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

図表 38 児童生徒がスマートフォンやインターネットをしているときに感じる不安（岡山県）

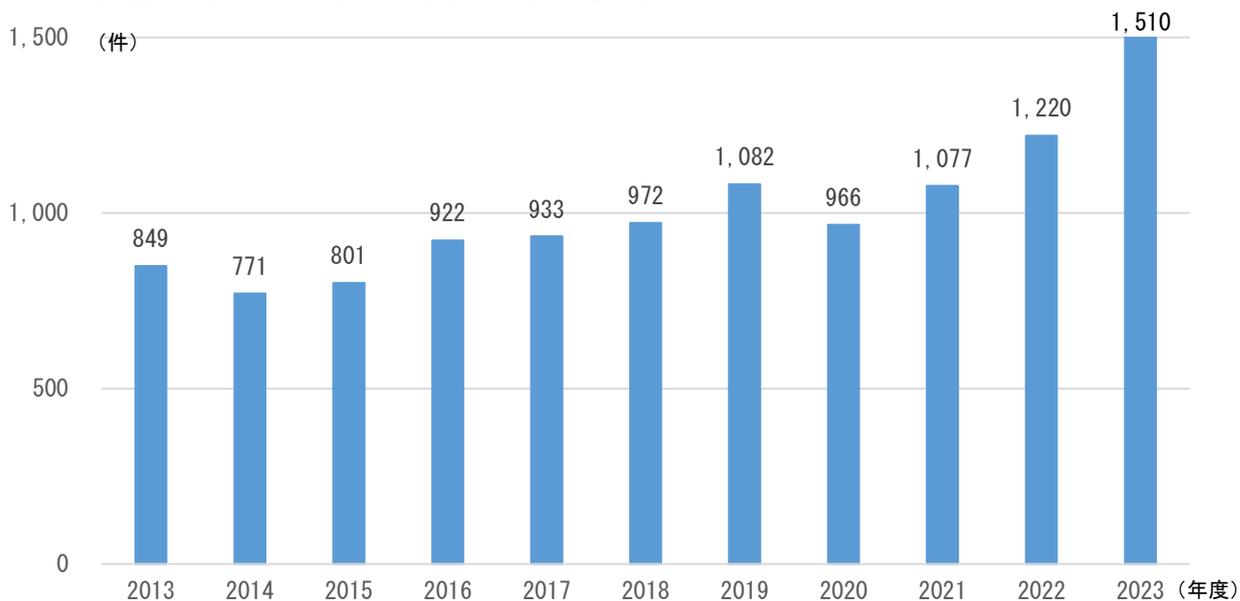


資料：岡山県「青少年の意識等に関する調査」（2023(令和5)年度）

(13) 子ども虐待

児童相談所における子どもの虐待に関する相談対応件数が増加傾向にあり、全国的に重篤な事案が後を絶たない中、県内においても重大な事案が発生しており、深刻な社会問題となっています。

図表 39 児童相談所における子ども虐待相談対応件数（岡山県）

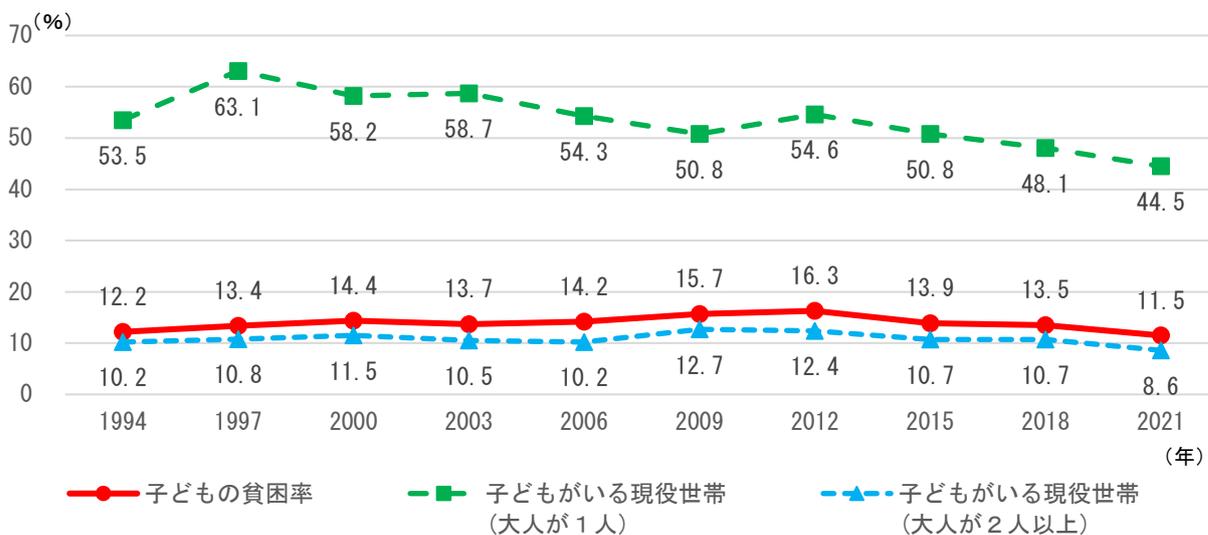


資料：岡山県「児童相談所における児童虐待相談対応件数」

(14) 子どもの貧困

「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、全国の2021(令和3)年の子どもの相対的貧困率は11.5%となっており、大人が1人の世帯の貧困率は、大人が2人以上の世帯の貧困率を大きく上回っています。

図表 40 子どもの貧困率の年次推移（全国）



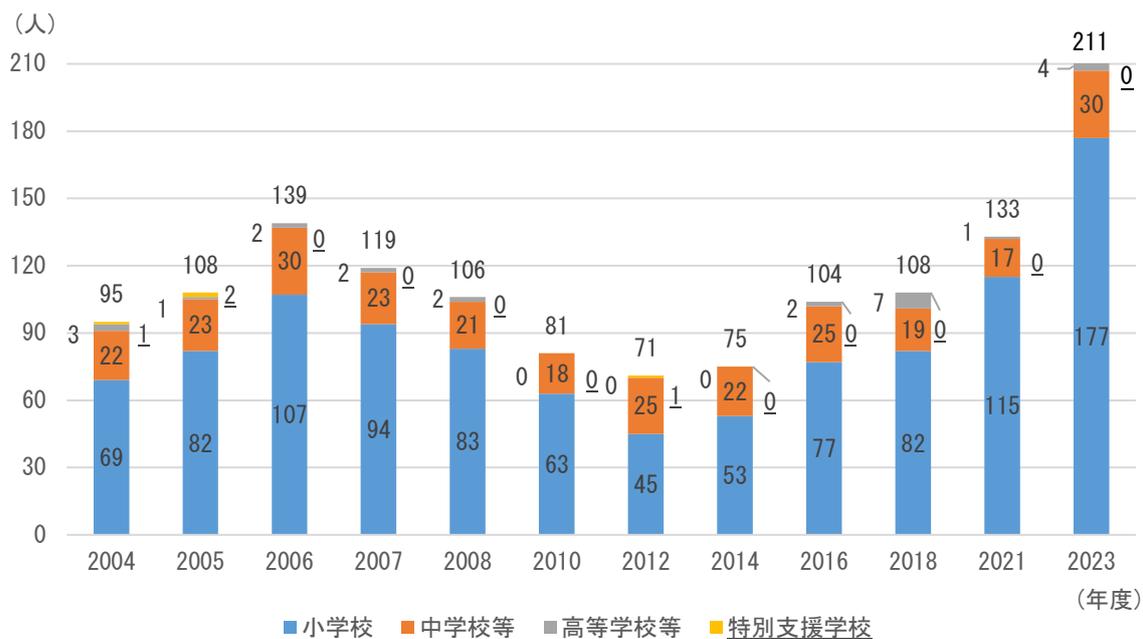
資料：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

(15) 多様な背景を持つ子ども・若者

①外国人

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」（文部科学省）によると、2023(令和5)年度における本県の日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は、211人となっています。

図表 41 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数の推移（岡山県）



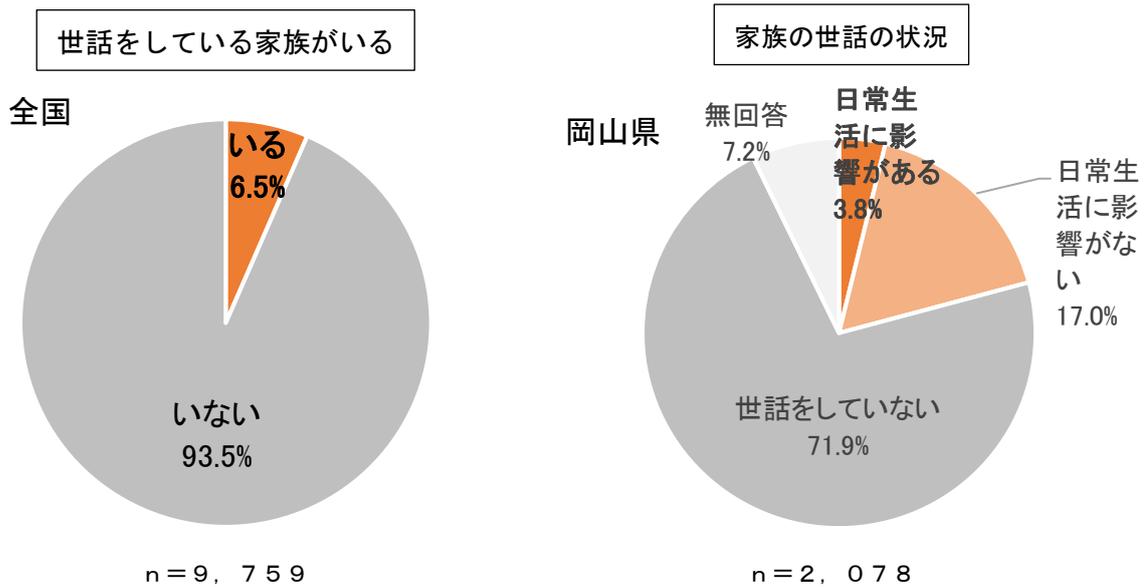
資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

②ヤングケアラー

2024(令和6)年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正により、「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

全国では、「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(2022(令和4)年3月 株式会社日本総合研究所)によると、調査対象の小中学生のうち、6.5%が世話をしている家族がいると回答しています。岡山県では、「青少年の意識等に関する調査」(2023(令和5)年度 岡山県)によると、家族の誰か一人でも世話をしていると回答した小学校・中学校・高等学校の児童生徒は約20%となっており、家族の世話の結果、日常生活に影響があると回答した児童生徒は3.8%となっています。

図表 42 家族の世話をしている子どもの状況（岡山県）



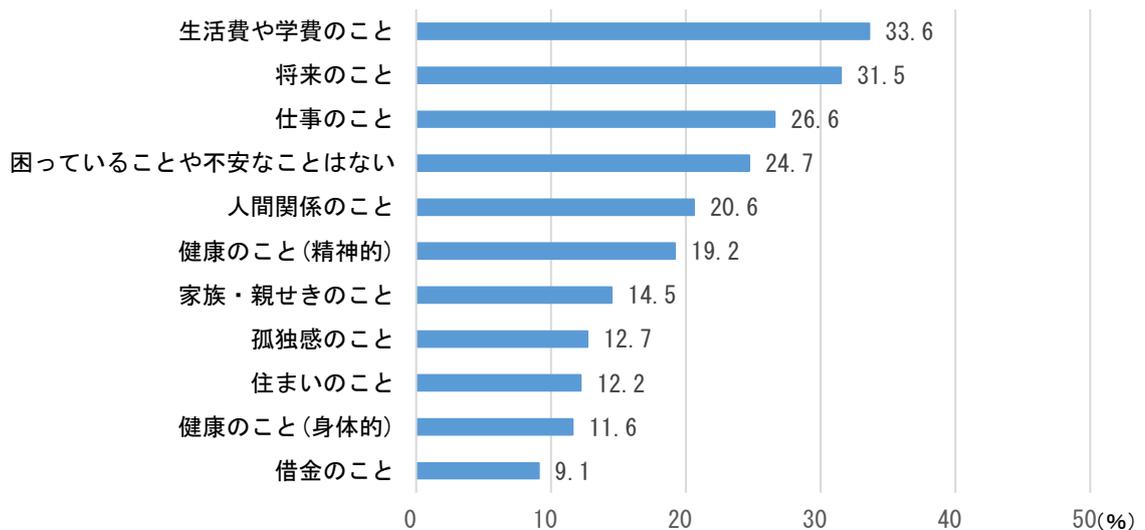
資料：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」
(2022(令和4)年3月、株式会社 日本総合研究所)

資料：「青少年の意識等に関する調査」
(2023(令和5)年度 岡山県)

③社会的養護経験者⁶

「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」(2020(令和2)年度 厚生労働省)によると、社会に出て自立的生活を形成・維持していく際に、家族等からの援助を受けにくいことなどもあり、様々な生活・就学・就労上の問題を抱えていることが指摘されています。

図表 43 社会的養護経験者が現在の暮らしの中で、困っていることや不安なこと、心配なこと（全国）



資料：厚生労働省「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する全国調査」
(2020(令和2)年度)

⁶ 社会的養護経験者：児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者

4 子ども・若者施策の推進に向けた国の取組

(1) こども大綱

2023（令和5）年12月、これまで別々に作成・推進してきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねた「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、今後5年程度のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められるとともに、こども基本法において、こども施策の策定、実施、評価に当たっては、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映するために必要な措置を講ずることが義務化されたことに伴い、子ども・若者の社会参画や意見を表明する機会の充実と多様な声を施策に反映していくことを求めています。

(2) こども未来戦略

2023（令和5）年12月、「こども未来戦略」が閣議決定されました。同戦略においては、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、少子化・人口減少を反転させることができるラストチャンスであるとし、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念を掲げるとともに、少子化対策が待ったなしの状況にあることから、2026（令和8）年度までの3年間を集中取組期間として、「経済的支援の強化」（児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担の軽減、高等教育費の負担軽減等）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（「こども誰でも通園制度」創設、伴走型相談支援、貧困・虐待防止・障害児・医療的ケア児等の多様な支援ニーズへの対応等）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進、育児期を通じた柔軟な働き方の推進等）、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」に取り組むこととしています。

(3) 放課後児童対策パッケージ

国は、次代を担う人材を育成するとともに、共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、2014（平成26）年に「放課後子どもプラン」、2018（平成30）年には、「新・放課後子どもプラン」を策定し、待機児童の早期解消、放課後児童クラブと子ども教室の一体的な実施の推進を通じて、すべての児童の安全・安心な居場所の確保に取り組んできました。

その結果、クラブの受け皿は、2023（令和5）年5月1日時点で登録児童数約145.7万人となり、着実に放課後児童対策は進んできていますが、待機児童は依然として約1.6万人存在していることから、すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができる場所の拡充は、喫緊の課題となっています。

そのような中、国は、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2023（令和5）年から「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめ、クラブの受け皿整備の推進や、人材の確保等に集中的に取り組んでいます。

(4) こども誰でも通園制度

「こども未来戦略」において、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）の創設が盛り込まれました。

具体的には、2025（令和7）年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、2026（令和8）年度から同法に基づく新たな給付として全国の市町村で実施されます。

(5) 子ども・若者育成支援

子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を目的として、2009（平成21）年に子ども・若者育成支援推進法が制定されました。

2024（令和6）年6月に同法が改正され、子ども・若者育成支援の基本理念において、必要な支援を行う対象者に、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者が追加されるとともに、子ども・若者支援地域協議会及び要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう努める等の内容が明記され、ヤングケアラー支援の強化に向け、取組が進められています。

5 子ども・若者施策の推進に向けた岡山県の取組

(1) 少子化対策

2020（令和2）年に策定した「岡山いきいき子どもプラン2020」では、「若者の結婚に関する意識の醸成」を新たな重点施策の一つに加え、若者が、結婚を前向きに捉え、結婚、出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、結婚等に対する前向きな意識醸成に取り組んでいます。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を拠点として、結婚支援システム「おかやま縁むすびネット」等により、多様な出会いの機会を提供するなど、結婚支援事業の強化に取り組んできました。

その後も少子化の状況は一層厳しさを増す状況の中、出会い・結婚から、妊娠・出産、子育てまで、ライフステージに応じた支援とともに、特に、出会い・結婚支援、安心して子育てと仕事を両立できる職場環境づくり、結婚や子育てに対する社会全体の空気感の醸成の、3つの視点からの取組に重点を置いて取り組んでいます。

(2) 子育て支援

「岡山いきいき子どもプラン2020」で掲げた「子どもは社会が育てる」との理念の下、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大や質の確保とともに、市町村が行う保育施設整備への支援などに取り組んだ結果、保育所等の待機児童数は減少してきています。

また、地域における子育て支援団体やボランティア、保健師などの専門職が連携して、地域全体で子育てを支援する体制や、子育て支援ネットワークの充実が図られてきました。

その一方で、女性の就業率の上昇などにより、放課後児童クラブのニーズは増加しており、待機児童も年々増えていることから、市町村等が行うクラブの計画的な整備のほか、放課後児童支援員の確保や研修の実施などによる資質向上など、クラブの円滑な運営を支援し、安全・安心な子どもの居場所づくりに取り組んでいます。

(3) 子ども・若者育成支援

2022（令和4）年に策定した「第3次岡山県子ども・若者育成支援計画」で掲げた「すべての子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍に向けて」との理念の下、各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。「困難を有する子ども・若者やその家族への支援」に関しては、青少年総合相談センターにおけるSNSによる相談窓口の充実や、孤立しがちな貧困家庭やその子ども等が気軽に集える場の拡充等に取り組んできたところであり、このうち、新たに開設された子どもの居場所の数については、計画策定時の目標を上回る状況となっています。

第3章 計画の概要

1 基本理念

子どもは県民の宝物として社会全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長と子育ての喜びを社会全体で共有するとともに、次代を担うすべての子ども・若者が尊厳を重んじられ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことに、すべての県民が共感するための基本理念を設定します。

－ すべての子ども・若者が「おかやまに生まれ、育ち、本当に良かった」と
思い、笑顔で暮らせる未来に向けて －

2 基本的考え方

子ども・若者が、将来に夢を描くことができ、自らの希望に応じて活躍できる社会を実現することは、県政にとっての重要な責務です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、子ども・若者の幸せの視点に立って、次代を担うすべての子ども・若者が、尊厳を重んぜられ、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、子ども・若者は社会が育てるとの認識の下、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、家庭や行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら少子化対策・子育て支援・子どもや若者の育成支援に取り組むことにより、県民誰もが子ども・若者の健やかな成長と自立・活躍を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体 系

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

- 1 若者のライフデザイン構築支援
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 若者の結婚への関心の後押し
 - (3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
 - (4) 若者の就職支援
- 2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備
 - (1) 多様な出会いの機会の提供
 - (2) 結婚をサポートする体制の充実
 - (3) 社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成
 - (4) 結婚生活の応援
- 3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
 - (1) 満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援
 - (2) 妊産婦の健康や親子を見守り育む支援
 - (3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

II 乳幼児期における教育・保育の充実

- 1 社会全体で子育てをする気運の醸成
 - (1) 社会全体で子育てをする気運の醸成
- 2 乳幼児期の教育・保育の充実等
 - (1) 子ども・子育て支援制度の推進等
 - (2) きめ細かな保育の充実
 - (3) 待機児童解消に向けた取組の推進
 - (4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善
 - (5) 就学前教育の質の向上
 - (6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進
- 3 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) ふれあいの拠点づくり
 - (3) 地域における人材の養成・確保
 - (4) 家庭教育への支援
 - (5) 経済的支援の推進

III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

- 1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上
 - (1) 学校教育の推進
 - (2) 家庭の教育力の向上
 - (3) 地域の教育力の向上
- 2 子ども・若者の自己形成への支援
 - (1) 規範意識と社会性の確立
- 3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

- (1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成
- (2) 地域づくりで活躍する若者の応援
- 4 子ども・若者の居場所づくり
 - (1) 学校等における子ども・若者の居場所の充実
 - (2) 放課後児童クラブの充実
 - (3) 放課後子ども教室の充実
 - (4) 民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり
- 5 地域・世代間交流の促進等
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

- 1 社会的養育体制の充実
 - (1) 子どもの権利擁護の推進
 - (2) 地域における包括的な支援体制の充実
 - (3) 里親等の積極的な推進
 - (4) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化
 - (5) 自立支援の充実
 - (6) 児童相談所の体制強化
- 2 子ども虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援
 - (2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり
 - (3) 子どもへの虐待の予防
 - (4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応
 - (5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援
 - (6) 支援者の人材育成
 - (7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実
 - (1) 障害のある子ども・若者の支援
 - (2) 発達障害のある子ども・若者の支援
 - (3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援
 - (4) 少年の非行防止と立ち直り支援
 - (5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応
 - (6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援
- 4 ひとり親家庭等の自立支援
 - (1) 相談機能の強化
 - (2) 子育て・生活支援の強化
 - (3) 経済的自立の支援
 - (4) 就業支援の強化
- 5 子どもの貧困対策の推進
 - (1) 教育の支援
 - (2) 生活の支援
 - (3) 保護者に対する就労の支援

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

- 1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）
 - (1) 企業の意識改革への取組
 - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
 - (3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成
 - (4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
 - (1) 周産期・小児医療体制の整備
 - (2) 小児慢性特定疾病の医療の推進
 - (3) 感染症対策の推進
 - (4) 病児保育の充実
- 3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制
 - (1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保
 - (2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実
- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 食の安全・安心の確保、食育の推進
 - (2) 安全な遊び場の整備
 - (3) 安全・安心な生活環境の整備
 - (4) 安全・安心な社会環境づくり

VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

- 1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映
 - (1) 環境づくりと気運の醸成
 - (2) 子ども・若者の社会参画の促進
 - (3) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

4 基本目標及び主要指標

(1) 基本目標の設定

「岡山いきいき子どもプラン2020」では、2018(平成30)年度に実施した県民意識調査における県民の希望出生率が2.05と、人口を維持できる水準であるとされる、合計特殊出生率2.07に近づいていることから、「岡山県人口ビジョン」(2015(平成27)年10月策定)との整合を鑑み、2040(令和22)年までに合計特殊出生率2.07を達成することを基本目標としました。

新たなプランの策定にあたり、2023(令和5)年度に県民意識調査を実施したところ、県民の希望子ども数は2.06で、合計特殊出生率2.07に近い数値となっています。そのため、「岡山県人口ビジョン(令和7年3月改訂版)」を踏まえ、2060(令和42)年までに合計特殊出生率2.07を達成することを基本目標とします。

(2) 主要指標の設定

「岡山いきいき子ども・若者プラン2025」では、主要な事業・施策に主要指標を設定して、進捗状況を点検・評価します。

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|----------------------------|--------------------------------|---------|---------|
| 婚姻率 | 3.7 (R5) | 3.94 | 子ども未来課 |
| 平均初婚年齢 | 30.1歳(夫) (R5) 29.0歳(妻) (R5) | 現在より低下 | 子ども未来課 |
| 妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合 | 55.6% (R5) | 73% | 健康推進課 |
| おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数 | 521組 (R6.3) | 1,100組 | 子ども未来課 |
| 妊娠・出産に満足している者の割合 | 86.7% (R5) | 90.5% | 健康推進課 |
| 出生数 | 11,575人 (R5) | 12,260人 | 子ども未来課 |
| 県内大学新卒者の県内就職率 | 42.9% (R2~R5の平均) | 47.5% | 労働雇用政策課 |

II 乳幼児期における教育・保育の充実

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---|---------------|--------|--------|
| ももっこカード（おかやま子育て応援サポート）の新規協賛店数 | 142店舗 (R5) | 年100店舗 | 子ども未来課 |
| 子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合※ | 63.9% (R5) | 75% | 子ども未来課 |
| 保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数 | 436人 (R6.3) | 820人 | 子ども未来課 |
| 子育て支援員育成数 | 1,469人 (R6.3) | 2,200人 | 子ども未来課 |
| 出生数に占める第3子以降の割合 | 18.7% (R5) | 19.9% | 子ども未来課 |

※ 5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

III 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 | |
|-----------------------------|-------------|------------|--------|-------|
| 「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 60.4% (R5) | 72.0% | 義務教育課 |
| | 中学校3年生 | 37.5% (R5) | 52.5% | |
| インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合 | 87.9% (R5) | 95.0% | 高校教育課 | |
| 子どもの不読率 | 小学校 | 8.9% (R5) | 4.5% | 生涯学習課 |
| | 中学校 | 25.7% (R5) | 12.9% | |
| | 高等学校 | 51.0% (R5) | 25.5% | |
| 放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数 | 698箇所 (R5) | 760箇所 | 子ども未来課 | |
| 放課後児童支援員認定資格研修修了者数 | 3,551人 (R5) | 5,100人 | 子ども未来課 | |

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|--|--|----------------------------------|--------------------|
| 「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 45.6% (R5) 38.9% (R5) | 49.7% 41.4% | 義務教育課 |
| 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 【男子】小学校5年生 中学校2年生 【女子】小学校5年生 中学校2年生 | 72.1% (R5) 64.3% (R5) 53.5% (R5) 44.9% (R5) | 74.4% 66.3% 56.5% 47.4% | 保健体育課 |
| 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差 小学校6年生 中学校3年生 | -1ポイント +1ポイント (R5) | +1ポイント +1ポイント | 義務教育課 |
| 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 県立高校生 | 84.1% (R5) 76.8% (R5) 65.8% (R5) | 86.4% 80.6% 83.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 県内大学等及び高校からの海外留学者数 大学等 高校 | 856人/年 (R5) 437人/年 (R5) | 1,420人/年 780人/年 | 国際課 高校教育課・総務学事課 |
| 全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数 | 806人/年 (R5) | 980人/年 | 高校教育課 |
| 家庭教育支援チームを設置している市町村数 | 16市町村 (R5) | 27市町村 | 生涯学習課 |
| 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 80.8% (R5) 80.0% (R5) | 84.6% 83.6% | 義務教育課 |
| 「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 80.4% (R5) 77.6% (R5) | 84.7% 80.5% | 義務教育課 |
| 「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 73.0% (R5) 63.9% (R5) | 100% 100% | 教育情報化推進室 |
| コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合 | 69.8% (R5) | 94.0% | 高校魅力化推進室 義務教育課 |

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---|-------------------|------------|------------|
| 里親等への委託率 | 33.4% (R6.3) | 54% | 子ども家庭課 |
| こども家庭センターの設置市町村数 | 10市町村 (R6.4.1) | 25市町村 | 子ども家庭課 |
| 子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数 | 113団体 (R5) | 161団体 | 子ども家庭課 |
| 民間企業における障害者実雇用率 | 2.58% (R5) | 2.82% | 労働雇用政策課 |
| 小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値） | 72.4 (R5) | 69.5以下 | 人権教育・生徒指導課 |
| 小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値） | 87.6 (R5) | 84.5以下 | 人権教育・生徒指導課 |
| 小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合 | 78.1 (R5) | 80.4% | 人権教育・生徒指導課 |
| 「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 85.6% (R5) | 義務教育課 |
| | 中学校3年生 | 85.5% (R5) | |
| 高校生活に満足している生徒の割合 | 91.1% (R5) | 95.0% | 高校魅力化推進室 |
| 中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数 | 302人 (R5) | 600人 | 子ども家庭課 |

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---------------------------|------------------------------|-------|------------|
| おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数 | 151社 (R5) | 475社 | 子ども未来課 |
| 14日以上の子育休取得率※ | 39.2% (R6) | 50.4% | 人権・男女共同参画課 |
| 6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合 | 麻しん93.1% 風しん93.1% (R4) | 95%以上 | 疾病感染症対策課 |
| ももたろう交通安全クラブの設置率 | 67.1% (R5) | 70.0% | くらし安全安心課 |
| 子ども110番セーフティーコーン設置校数 | 302校 (R6.9) | 327校 | くらし安全安心課 |

※ 毎年実施する「県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」により把握するもの

第4章 計画の内容

I 結婚、妊娠・出産の希望がかなう環境の整備

個人の自由な選択を尊重しながら、市町村や企業をはじめとする多様な主体と連携し、若い世代の出会い・結婚、妊娠・出産の希望がかなう、安心して子育てできる環境づくりを目指します。

1 若者のライフデザイン構築支援

〈施策の方向〉

次代の親を育てるとの認識の下、子どもが豊かな人間性を形成し、主体的にライフイベントに係る選択を行うことができるよう、情報提供や意識の喚起に取り組むとともに、若い世代が安心して、妊娠・出産できるよう、妊孕性等の正しい知識の普及啓発に努めます。また、将来に明るい見通しを持てるよう経済的基盤の確保に向けた就職支援を行います。

〈重点施策〉

(1) 次代の親の育成

次代の親を育てるという認識の下、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、価値観の多様性に配慮しながら、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、中高生が乳幼児とふれあえる機会を提供するなど、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の結婚への関心の後押し

若者が、結婚、妊娠・出産、子育てなどのライフイベントを自律的に選択できるよう、結婚等について考えるきっかけとなる情報や機会の提供等により、結婚等に対する前向きな意識醸成を図ります。

(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠・出産などについての正しい知識を身に付け、プレコンセプションケア（男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うこと）を促すよう、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(4) 若者の就職支援

経済団体や企業等に対して、新規学卒者の正規社員採用等を積極的に働きかけるとともに、合同企業説明会や就職面接会の開催、キャリアカウンセラーによる個別相談など一人でも多くの新規学卒者等が就職できるよう支援します。

さらに、若者の就職を支援するため、県立高等技術専門校において、ものづくり分野を中心とした職業訓練や、教育訓練機関等を活用して座学と企業実習を組み合わせた職

業訓練等を実施するとともに、希望する就職ができていない若者が活躍の場を広げられるよう、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」の運営を通じて、若者の就職を支援します。

2 若者の結婚の希望をかなえる環境の整備

〈施策の方向〉

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、2023（令和5）年度の結婚・出産・子育てに関する県民意識調査では、未婚者の8割以上が結婚の希望や意向を持っているものの、その見通しについては3割を超える人が「結婚できそうにない」としています。理由として「結婚したいと思う相手と出会いそうにない」が最も多く、仕事等との両立についての不安も挙げられており、希望の実現に向けた出会い・結婚支援を重点的に進める必要があります。

そのため、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」を中心に、市町村や企業等様々な主体と連携しながら、結婚を希望する人に多様な出会いの機会を提供するとともに、結婚を総合的に支援する体制を充実するなど、若い世代の出会い・結婚の希望がかなう環境づくりを推進します。

また、県をはじめとする様々な主体が行う結婚支援の取組やサービスについて、社会全体に情報発信することにより、結婚を応援する気運醸成を図るとともに、将来の結婚への不安の解消に努めます。

〈重点施策〉

(1) 多様な出会いの機会の提供

会員制の結婚支援システム「おかやま縁むすびネット⁷」を活用し、市町村や企業等との連携の下、1対1の出会いや婚活イベントにより、結婚に結びつく多様な出会いの機会を提供します。併せて、「おかやま縁むすびネット」の利便性の向上とさらなる認知度向上を図り、会員の安定的な確保によりマッチング機会の増加に努めます。

また、市町村が実施する地域資源等を活用した出会いイベント等を支援することにより、多彩な出会いの機会を提供します。

(2) 結婚をサポートする体制の充実

①結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保・育成

「おかやま縁むすびネット」で成立したお引合せに立ち会うなど会員を手厚くサポートする結婚支援ボランティア「結びすと」の担い手の確保を進めます。

②結婚相談の実施

結婚を希望する人を総合的にサポートする「おかやま出会い・結婚サポートセン

⁷ おかやま縁むすびネット：結婚を希望する人に出会いの機会を提供するため、2017（平成29）年度に県が導入した会員制の結婚支援システム。登録会員の中から自分で会いたい相手を選んで申し込み、ボランティア「結びすと」がお引合せをフォローする「マッチングシステム」と、県や「出会いサポーター」として登録した民間企業等が実施する婚活交流会等の情報をメールにて配信し、参加希望者からの申し込み受付や、抽選等を行う「イベントシステム」がある。

ター」において、本人や家族からの相談に対応します。

③民間企業等との連携強化

出会いのための交流会等を企画、実施する民間企業や団体等を「出会いサポーター」として登録し、「おかやま縁むすびネット」のイベントシステムを活用して、交流会等の実施を促進します。

④市町村との連携強化

市町村や県が実施する結婚支援事業について、情報の共有や優良事例の横展開を図ります。また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」に結婚支援コンシェルジュを配置し市町村等の取組を支援するほか、「おかやま縁むすびネット」を活用して情報発信を行います。

(3) 社会全体で出会い・結婚を応援する気運の醸成

個人の自由な選択を尊重しつつ、ウェブサイトやメディアなどの各種広報媒体を通じて出会い・結婚に関する情報を積極的に発信するほか、結婚したいカップルや新婚夫婦に協賛店独自のサービスを提供する「おかやま結婚応援パスポート」の利用拡大や、同世代の若者の交流促進などにより、結婚を前向きに捉える社会全体の気運を醸成します。

また、若い世代が地方で暮らし、安心して子育てできる社会の実現を目指して、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」などを通じて国への提言を行うとともに、社会全体で将来世代を支える気運づくりを推進します。

(4) 結婚生活の応援

結婚を希望する人や新婚世帯が結婚生活に前向きなイメージを持てるよう、「おかやま結婚応援パスポート」を通じた協賛店のサービス提供や、結婚生活等に関する支援情報の発信により、地域社会全体で結婚を応援していることを実感できる環境づくりを進めます。

3 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

〈施策の方向〉

子どもの心と体を育み、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

充実した本県の医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、市町村と連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、「こども家庭センター」など市町村の拠点を中心に、妊娠に気づいたときから相談・支援が受けられる体制の整備、子どもの健やかな育ちの促進や子育てへの不安感の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

〈重点施策〉

(1) 満足度の高い妊娠・出産・子育てへの支援

①妊娠・出産の希望をかなえるための支援

こども家庭センターなどでの母子健康手帳交付時等の十分な母子保健情報の提供、相談に応じられる人材の育成や、市町村による妊産婦健康診査の助成など母子保健サービスの周知に努めます。

②希望するケアが必要な時に受けられる体制づくり

保健所、市町村等や「おかやま妊娠・出産サポートセンター」で妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談を行うとともに、市町村が実施する産婦健康診査や産後ケアを広く周知します。

特に、産後の身体の回復や心のリフレッシュを図る産後ケアについては、希望する全ての産婦が利用できるよう、実施主体である市町村と連携しながら、広域調整などニーズを踏まえた体制整備を推進します。

また、母親の産後の心身の変化について、本人をはじめ、家族や社会の理解が深まるよう、地域のボランティアとともに広く啓発などを行うことにより、産後うつなどの予防や心身に不調を感じている妊産婦への早期支援につなげます。

③不妊に関する支援

「不妊専門相談センター」等で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を受けられる体制の充実を図ります。

④安全・安心な妊娠・出産・産褥期の支援

妊婦や家族への食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、産科、精神科、小児科などの医療機関と保健所、市町村の連携による妊産婦の支援を行います。

(2) 妊産婦の健康や親子を見守り育む支援

①妊娠・出産・子育てに配慮した環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発に努め、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりを目指します。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなど、支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら子育てができる環境づくり

地域の子育てに関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。また、父親の育児参加の促進や、各市町村のこども家庭センターに関する情報提供を行い、妊娠・出産・子育てへの悩みを一人で抱え込まない環境づくりに努めます。

(3) 子どもの健やかな育ちと思春期からの健康づくりの支援

①子どもの健やかな育ちを守るための支援

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また、健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子どもすべての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。併せて、乳幼児期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化や母子保健情報のデジタル化について、市町村と連携を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充

実を目指します。

②健やかな成長を促す母子保健サービスの提供

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが、多様な母子保健のニーズに対応したものとなるよう、母子保健事業の評価や研修会等により、乳幼児健康診査等のスクリーニング技術の向上や、保健指導の充実などに努めます。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。また、子どものむし歯予防効果の高いフッ化物の利用を普及します。

③子どもの心と体が成長できる機会の提供

親子が、地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親や、孤立しがちな親子が相談や交流ができる場の増加を目指します。

④若い世代が健康づくりについて学べる機会の提供

県・市町村教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座の開催や、乳幼児とふれあう機会を提供します。

〈主要指標〉

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|----------------------------|--------------------------------|---------|---------|
| 婚姻率 | 3.7 (R5) | 3.94 | 子ども未来課 |
| 平均初婚年齢 | 30.1歳(夫) (R5) 29.0歳(妻) (R5) | 現在より低下 | 子ども未来課 |
| 妊娠と年齢の関係について正しく知っている県民の割合 | 55.6% (R5) | 73% | 健康推進課 |
| おかやま出会い・結婚サポートセンターが関わった成婚数 | 521組 (R6.3) | 1,100組 | 子ども未来課 |
| 妊娠・出産に満足している者の割合 | 86.7% (R5) | 90.5% | 健康推進課 |
| 出生数 | 11,575人 (R5) | 12,260人 | 子ども未来課 |
| 県内大学新卒者の県内就職率 | 42.9% (R2~R5の平均) | 47.5% | 労働雇用政策課 |

Ⅱ 乳幼児期における教育・保育の充実

家庭だけでなく地域、学校、企業等、社会全体で子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 社会全体で子育てをする気運の醸成

〈施策の方向〉

子どもは社会が育てるとの理念の下、地域、企業をはじめとする様々な主体が子育てを応援する気運を高め、子育てにやさしい社会づくりを進めます。

〈重点施策〉

(1) 社会全体で子育てをする気運の醸成

① 子育てにやさしい地域社会づくり

地域、学校、企業等、社会全体で子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、「ももっこカード」（おかやま子育て応援パスポート）の利便性向上等による一層の普及を図るとともに、「子育て応援BOOK」の作成・配布や講座開催等による父親や祖父母の育児参加促進、「おかやま子育て応援宣言企業」の登録促進・普及啓発、子どもや子育てにやさしい社会の実現に向けた県民運動の展開などを通じ、社会全体で子育てを温かく応援する気運を高め、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

② 子どもの人権に関する啓発活動の推進

子どもや妊娠中の方をはじめ誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン⁸に配慮した地域社会づくりや、すべての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通じて子どもの人権に関する啓発活動を推進します。

③ 連携の強化

学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域でまもり育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

2 乳幼児期の教育・保育の充実等

〈施策の方向〉

すべての子ども・子育て家庭を支援するため、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供、質的改善、地域における子ども・子育て支援の充実を図ります。

多様な保育ニーズに対応するため、きめ細かな保育サービスの提供ができるよう市町

⁸ ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という非常に幅広い意味で使われる概念。

村の支援を行うとともに、保育や子育てを支援する人材の確保と育成に取り組みます。

〈重点施策〉

(1) 子ども・子育て支援制度⁹の推進等

制度の推進に当たっては、地域全体の子育て家庭のニーズを的確に把握し、これに対応した良質な教育・保育施設や子育て支援事業等を総合的に提供できるよう、実施主体である市町村を、国とともに重層的に支援します。

また、利用者が適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう、制度や施設経営に関する情報提供に努めるとともに、国や市町村と連携し、円滑な事業実施に努めます。

(2) きめ細かな保育の充実

地域の多様なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児保育等、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう市町村を支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

(3) 待機児童解消に向けた取組の推進

保育士の確保等による受入児童数の拡大を図るとともに、待機児童の多い3歳未満児の保育所等への受け入れを促進し、待機児童の解消に繋がります。

また、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。

(4) 保育人材の確保・定着と職場環境の改善

「県保育士・保育所支援センター」を中心とした現任保育士への相談対応、潜在保育士の復職に向けた伴走支援や、若手保育士の交流会の開催など、市町村や保育士養成施設と連携し、保育人材の確保・定着に向けたきめ細やかな取組を進めるとともに、保育士の資質や専門性の向上を図るため、保育施設職員に対する研修を実施します。

また、環境改善セミナーの実施やサポート人材の配置、保育業務のICT化推進に向けた取組などにより、職場環境の改善と業務負担の軽減を図ります。

(5) 就学前教育の質の向上

幼稚園、保育所及び認定こども園の教職員研修の充実や市町村への支援等を行うことにより、生涯にわたる人格形成の基礎を担う就学前教育の質を一律に向上させ、就学前の子どもの生活習慣等の確立や、今後の発達段階において必要となる、学びに向かう力等（非認知能力）の涵養を図り、小学校教育への円滑な接続に向けた取組を推進します。

(6) 岡山県子ども・子育て支援事業支援計画の推進

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、乳幼児期の教育・保育の質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の

⁹ 子ども・子育て支援制度：①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（「地域子ども・子育て支援事業」）の充実等を柱として、平成27（2015）年4月からスタートした制度。

内容、認定こども園の設置目標、教育・保育の推進に関する体制の確保などを定めます。

①教育・保育の量の見込みと確保方策

令和7年度から令和11年度までの教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定めます。

(ア)教育・保育の提供区域

教育・保育の量の見込みとその確保方策を定める単位として教育・保育の提供区域（以下「県区域」という。）を設定します。

県区域は、市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村計画」という。）において定める教育・保育提供区域を勘案して、隣接市町村における広域利用の実態も踏まえ、市町村を1つの単位として設定します。

(イ)各年度における教育・保育の量の見込みとその確保方策の設定

量の見込みとその確保方策については、県区域ごとに、市町村計画における数値を基本として、以下の区分ごとに定めます。

| 区 分 | | 量の見込みの内容 | 確保方策の内容 |
|-------|--|--|--|
| 1号認定児 | 満3歳以上で保育の必要性がない就学前子ども【教育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号) | 特定教育・保育施設 ¹⁰ （認定こども園及び幼稚園に限る。）に係る必要利用定員総数 ※特定教育・保育施設に該当しない幼稚園に係るものを含む。 | 特定教育・保育施設及び幼稚園（特定教育・保育施設に該当するものを除く。） |
| 2号認定児 | 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号) | 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）に係る必要利用定員総数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 | 特定教育・保育施設 |
| 3号認定児 | 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども【保育を必要とする子ども】 (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号) | 年齢区分ごとの特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）及び特定地域型保育事業所 ¹¹ （事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数の合計数 ※認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どものうち保育を必要とする者を含む。 | 年齢区分ごとの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者枠に係る部分を除く。） |

¹⁰ 特定教育・保育施設：市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

¹¹ 特定地域型保育事業所：市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が当該確認に係る地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の事業を行う事業所。

○幼児期の教育・保育の量の見込みとその確保方策

【県計】

(単位:人)

| ①量の見込み | 必要利用定員総数 | 令和7年度 | | | | 令和8年度 | | | | 令和9年度 | | | | 令和10年度 | | | | 令和11年度 | | | |
|--------|-----------------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|
| | | 1号 | | 2号 | | 1号 | | 2号 | | 1号 | | 2号 | | 1号 | | 2号 | | 1号 | | 2号 | |
| | | 3-5歳 | 0歳 | 3-5歳 | 0歳 | 3-5歳 | 0歳 | | |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | 18,685 | 30,322 | 4,001 | 15,047 | 18,574 | 30,251 | 3,992 | 15,007 | 18,379 | 30,185 | 4,002 | 14,999 | 18,111 | 30,122 | 3,962 | 15,123 | 17,917 | 30,040 | 3,926 | 15,173 |
| | 特定教育・保育施設以外の幼稚園 | 724 | 0 | 0 | 0 | 724 | 0 | 0 | 0 | 724 | 0 | 0 | 0 | 724 | 0 | 0 | 0 | 724 | 0 | 0 | 0 |
| | 特定地域型保育事業 | 0 | 0 | 517 | 1,395 | 0 | 0 | 523 | 1,433 | 0 | 0 | 523 | 1,466 | 0 | 0 | 523 | 1,466 | 0 | 0 | 523 | 1,518 |
| | 企業主導型保育事業 | 0 | 734 | 389 | 912 | 0 | 734 | 389 | 911 | 0 | 734 | 389 | 908 | 0 | 734 | 389 | 908 | 0 | 734 | 389 | 908 |
| | 上記以外の保育の受け皿※ | 0 | 718 | 86 | 474 | 0 | 715 | 88 | 472 | 0 | 721 | 88 | 466 | 0 | 721 | 88 | 466 | 0 | 721 | 88 | 466 |
| | 計 | 19,409 | 31,774 | 4,993 | 17,828 | 19,298 | 31,700 | 4,992 | 17,823 | 19,103 | 31,640 | 5,002 | 17,839 | 18,835 | 31,577 | 4,962 | 17,963 | 18,641 | 31,495 | 4,926 | 18,065 |
| ②-① | | 8,433 | 3,895 | 1,287 | 1,345 | 8,761 | 4,564 | 1,372 | 1,460 | 9,099 | 5,352 | 1,453 | 1,529 | 9,315 | 5,990 | 1,477 | 1,783 | 9,483 | 6,280 | 1,512 | 1,981 |

※特例保育、認可化移行運営費支援を受けている認可外保育施設、幼稚園における長時間預かり保育事業及び一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)及び地方単独保育施策の計。
(注)市町村において精査のため後日数値を修正する場合がある。

②認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、必要に応じて、認定こども園への移行を促進しつつ、地域における教育・保育の利用状況と利用希望に沿って教育・保育施設の利用が可能となるよう以下について定めます。

(ア) 目標設置数、設置時期

市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の提供体制の確保の内容を設定していることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とします。

○県区域ごとの目標設置数等

| 区域名 | 設置済み数 (R6.4.1現在) | 目標設置数 | | | | |
|--------------|---------------------|-------|-------|-------|--------|--------|
| | | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| | 施設 | 施設 | 施設 | 施設 | 施設 | 施設 |
| 県計 (27区域) | 200 | 213 | 222 | 226 | 230 | 231 |

(注)市町村において精査のため後日数値を修正する場合がある。

(イ) 認定こども園への移行に係る需給調整

子ども・子育て支援法に基づく基本指針第三の四の2により、認定こども園や保育所の認可・認定については、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に既に達しているか、又は、認可・認定によってこれを超えると認める場合には、認可・認定をしないことができるとされています。(需給調整)

ただし、幼稚園や保育所から認定こども園への移行の認可・認定の申請があった場合には、上記にかかわらず、県区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数が、「量の見込み」で定めた必要利用定員総数に、「県計画で定める数」(上乗せ数値)を加えた数に達するまでは、認可・認定を行うこととされています。

●基本的な考え方

市町村において、施設の意向も踏まえ、既存施設から移行が必要な認定こども園については、教育・保育の提供体制の確保の内容に見込んでいることから、県は、市町村が認定こども園への移行を見込んでいるものについては、原則、認可・認定することとします。

●幼稚園からの移行に対する対応（2号・3号認定分の上乗せ）

新たな認定こども園の設置が、需給調整とならないよう数値を定めます。

県区域（岡山市及び倉敷市を除く。）ごとに「確保方策」が「量の見込み」を超える最大値を上乗せ数値として設定します。

●保育所からの移行に対する対応（1号認定分の上乗せ）

1号については大幅な余裕があることから、確保方策に計上されていないものは、すべて需給調整案件として、認可・認定の要否を個別に判断します。（1号認定の上乗せ数値は定めない。）

③子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付¹²の円滑な実施には、県と市町村の情報共有など緊密な連携が不可欠であるため、きめ細やかな協力体制を構築するよう努めます。

④教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の役割、提供の基本的な考え方等

すべての子どもの健やかな育ちを保障するためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を十分に提供できる環境が必要となることから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援について、さらなる質・量の充実に努めます。

⑤教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、地域における事業者同士の密接な連携が必要であり、中でも認定こども園、幼稚園及び保育所については、地域の中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業等の地域型保育事業については、原則として満3歳未満の児童が対象ですが、これらの子どもが満3歳以降も適切に質の高い教育・保育を受けるためには、認定こども園や保育所等が緊密かつ円滑に連携する必要があることから、市町村に対し、これらの事業者に対する積極的な関与を促します。

⑥私立幼稚園等が実施する環境改善事業への支援

幼児を健やかに育むために必要な環境整備（遊具、防犯対策設備の設置等）を実施するにあたり必要な経費の一部を支援します。

3 地域ぐるみの子育て支援の推進

〈施策の方向〉

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての

¹² 子育てのための施設等利用給付：「子どものための教育・保育給付」の対象外である、認可外保育施設・預かり保育事業などの施設・事業であって、市町村の確認を受けたものを、市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を支給するもの。

子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

〈重点施策〉

(1) 子育て支援ネットワークの充実

民生（児童）委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職など地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

また、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター¹³事業の充実に向けた市町村への支援のほか、子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等により、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

さらに、大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を「おかやま子育てカレッジ」に指定し、学・民・官の協働による地域の子育て力の向上を図ります。

(2) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場である地域子育て支援拠点¹⁴の増加を図ります。

また、地域子育て支援拠点のネットワークづくりを進めるとともに、地域の様々な子育て支援関係者との連携や必要な人材の育成に努めます。

さらに、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(3) 地域における人材の養成・確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー¹⁵」など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

また、地域の子育て支援機能の充実を図るため、支援の担い手となる人材の育成・確保を図ります。

(4) 家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えており、身近に相談

¹³ ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

¹⁴ 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行う施設や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供する施設などがある。

¹⁵ 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

相手がない状況にある保護者を支援するとともに、非認知能力の見取り方の向上に向けた研修プログラム等、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(5) 経済的支援の推進

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当の支給や、国制度では対象とならない3歳未満児の第3子以降の保育料の無償化等に取り組む市町村を支援し、子育て世帯の経済的な負担感の軽減を図ります。

子どもの健康の保持・増進を図り、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費の負担を軽減します。

〈主要指標〉

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|--|--------------|--------|--------|
| ももっこカード（おかやま子育て応援サポート）の新規協賛店数 | 142店舗（R5） | 年100店舗 | 子ども未来課 |
| 子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合 ¹⁶ | 63.9%（R5） | 75% | 子ども未来課 |
| 保育士・保育所支援センターが関わった保育所等への就職者数 | 436人（R6.3） | 820人 | 子ども未来課 |
| 子育て支援員育成数 | 1,469人（R6.3） | 2,200人 | 子ども未来課 |
| 出生数に占める第3子以降の割合 | 18.7%（R5） | 19.9% | 子ども未来課 |

¹⁶ 子育てが楽しいと感じている（「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」）人の割合：5年に1回実施する県民意識調査により把握するもの

Ⅲ 子ども・若者の成長を支援する環境の充実

子どもと若者の成長を支援するため、学校教育の推進とともに、家庭及び地域の教育力を高めるための支援、子ども・若者の自己形成への支援、未来を切り拓くことができる人材の育成、子ども・若者の居場所づくりや、高齢者を含めた地域での交流活動を進めます。

1 学校教育の推進と家庭及び地域の教育力の向上

〈施策の方向〉

子どもの学ぶ力の育成、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

また、核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されていることから、家庭の教育力を高めるための支援を進め、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

〈重点施策〉

(1) 学校教育の推進

① 学ぶ力の育成

校長のビジョンと戦略に基づく学校経営を支援し、主体的かつ組織的な教育活動の質の向上を図る学校風土を醸成します。また、教員の授業観の転換を図り、子ども一人ひとりの状況を的確に把握し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進するとともに、授業力が高く、新たな教育課題に対応できる、不断に学び合う教員を育成します。さらに、時間管理の徹底、学校行事・業務の精選、校務DXによる業務の効率化、外部人材の活用など、教職員の働き方改革を推進し、教員が児童生徒の指導や教材研究等に専念できる環境を整備します。

子どもが、多様な他者との協働の下、地域の課題など自ら課題を見つけ、自己の生き方を考えながら、その課題を自ら解決する過程を通して、課題解決に必要な資質・能力を身に付けるPBL（課題解決型学習）を総合的な学習の時間等を中心に推進することで探究的な学びの充実を図り、主体性や創造性、協調性等を育み、学ぶ意欲の向上につなげます。

すべての学習の基盤となる情報や情報手段を主体的に選択し、活用していくために必要となる情報活用能力を育成するため、ICTを活用した学習活動や、基本的な操作技能やプログラミング、発達段階に応じた情報モラル等に関する指導の充実を図ります。

また、すべての教職員がICTを日常的に利活用し、子どもの情報活用能力の育成のための指導ができるよう、指導力向上のための研修を行うとともに、外部専門人材による支援など、ICTを活用した学びを進めます。

② 豊かな心の育成

子どもの豊かな心の育成に向け、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立したひとりの人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて様々な体験活動等を交えながら、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、自然、歴史・伝統、民俗・文化、人物など地域の特性に根ざした学習を学校の教育活動全体を通じて行い、子どもが生まれ育った地域への理解を深めることにより、郷土愛の醸成を図ります。

③健やかな体の育成

子どもが生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現するため、学校での体育授業の充実を図るとともに、一人ひとりの実態に応じた体力づくりに取り組み、運動やスポーツをすることが好きな子どもを増やすことで体力の向上を図ります。

また、適切な運動部活動が展開されるよう取り組むとともに、スポーツ・武道を通じて、規範意識の向上や豊かなコミュニケーション能力、人間関係を築く力を醸成します。

子どもが健康な生活を送るために必要な力を身に付けることができるよう、がん教育、薬物乱用防止教育など健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域の連携による食育を推進し、学校の教育活動全体を通じて、子どもが望ましい生活習慣を身に付け、生涯にわたりたくましく生きるための健康づくりを進めます。

④より良い社会づくりに参画する人材の育成

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

⑤国際的に活躍できる人材の育成

A L T（外国語指導助手）やネイティブスピーカーレベルで英語を話すことのできる人材や、I C T等を活用し、小・中・高等学校における英語4技能5領域を総合的に育成することを意識した英語教育の充実を図ります。

また、海外姉妹校提携等を活用しながら、高校生や大学生等の海外留学への関心・意欲の喚起や海外留学にチャレンジする学生の支援を行うなど、実践的な語学力やコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目指します。

さらに、地域を学ぶ機会や伝統文化・芸能に親しむ機会を充実することで、我が国や郷土の伝統・文化を深く理解し、その継承・発展に努め、世界に発信する姿勢を育みます。

⑥探究・S T E A M教育の推進

新しいものを創り出す創造力や、他者と協働しチームで問題を解決するといった能力等の育成に向け、児童生徒が主体的に課題を自ら発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習やS T E A M教育（いわゆる文系・理系の枠を越えた学び）等の充実を図ります。また、高等学校段階からのデジタル等成長分野を支える人材育成が必要なことから、I C Tを活用した文理横断的な探究的な学びの充実を図ります。

⑦キャリア教育の推進

子ども一人ひとりの夢を育み、進学、就職、結婚、出産、子育てなど様々なライフイベントを踏まえた生活も視野に入れて、主体的に生涯の生活を設計したり、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方ができるよう、学校、家庭、地域、

企業、大学等が連携したキャリア教育を推進し、子どもの学習意欲の高揚や、基盤となる能力や望ましい勤労観・職業観の育成などを通して、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成を図ります。

⑧体罰や不適切な指導の防止

体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校生活全体で、いかなる子どもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

(2) 家庭の教育力の向上

①保護者自身の意識の醸成

子どもは、日々の生活の中で、保護者を含めた大人の姿や行動を見ながら成長していきます。

このため、(公社)岡山県青少年育成県民会議¹⁷をはじめ、NPOや青少年健全育成団体等との協働により、「大人が変われば、子どもも変わる運動」等を通じて、保護者の規範意識の向上を図ります。

②家庭教育への支援

家庭教育支援チームの設置を促進し、子育てに悩みや不安を抱えていたり、身近に相談相手がない状況にある保護者を支援するとともに、保護者等に対する多様な学習プログラムや学習機会の提供、家庭訪問による相談対応や交流の場の提供などの家庭教育支援により、家庭・地域の教育力の向上を図ります。

(3) 地域の教育力の向上

①連携の強化

学校、家庭、地域がそれぞれの役割を自覚し、相互の連携・協働の下に学校づくりと地域づくりを進めるため、地域住民の参画によるコミュニティ・スクール¹⁸と地域学校協働活動¹⁹を一体的に推進するとともに、放課後子ども教室など、地域住民による組織的な教育支援活動を通して、地域ぐるみで子ども・若者を健やかに育みます。

また、地域と学校でビジョンを共有し、相互の連携・協働の下に学校づくり・地域づくりを進め、一体となって子どもの成長を支えることにより、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指します。

また、子どもの虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談

¹⁷ (公社)岡山県青少年育成県民会議：青少年問題の重要性に鑑み、国及び県の施策と呼応して次代を担う青少年の健全育成を図ることを目的とし、県民総ぐるみの青少年健全育成運動の中核母体として設立された。

¹⁸ コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度。保護者や地域住民、学識経験者などの構成委員が、学校運営や学校運営への必要な支援に関して協議することにより、学校・家庭・地域が一体となって、より質の高い教育を提供していくための制度であり、主な役割としては、①「校長が作成する学校運営の基本方針を承認する」、②「学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる」、③「教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる」がある。

¹⁹ 地域学校協働活動：地域住民、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体等の幅広い参画を得て、地域全体で子どもの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して行う様々な活動

所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

②人材の養成と気運の醸成

親子（母親）クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークル、青少年相談員など、地域の子育て支援組織を育成し、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体と連携し、登下校時のあいさつ運動や声掛けを通じ、地域全体で子ども・若者を健やかに育てる気運の醸成に努めます。

また、子ども・若者の健やかな成長に向けた県民の理解を深めるため、「岡山県青少年健全育成強調月間（7月、11月、3月）を中心に、家庭、学校、地域が一体となった取組を集中的に展開します。

2 子ども・若者の自己形成への支援

〈施策の方向〉

グローバル化や情報化の進展に伴い、多様な性への理解などの人権感覚や、多様な人々と協働する力の育成が求められています。また、インターネット上のいじめや誹謗中傷、闇バイト等SNSの利用に起因する被害やトラブルも課題となっています。

こうした状況を踏まえ、子ども・若者の自他の人権を守ろうとする意識や態度、社会性、思いやりなど豊かな心を育む取組を一層進めていきます。

〈重点施策〉

(1) 規範意識と社会性の確立

①人権教育・啓発の推進

すべての人の人権が尊重される「共生社会おかやま」の実現を目指し、学校・家庭・地域の連携の下、指導者の養成や学習に役立つ資料の作成など、人権教育を推進するための環境づくりに取り組みます。

また、子ども虐待や、LGBTQなどの性的マイノリティに対する偏見・差別などの課題を踏まえ、子どもの人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図り、自他の人権を守ろうとする意識や態度を向上させ、実践行動につなげる取組を進めます。

②生命の大切さを考える機会の提供

生命の大切さや正義感、倫理観、他者への思いやりなど、子どもの豊かな心を育むため、多様な集団活動や自然体験をはじめ、ボランティア活動などの社会体験や、障害のある人や外国人、ハンセン病元患者等との交流活動、いじめや自殺問題に直面した当事者や犯罪被害者遺族の話聞く機会などを提供するほか、性や健康等の分野の専門家を各種団体が開催する研修会等に派遣するなど、子どもが生命の大切さや、人権問題等についての認識を深める取組の充実を図ります。

③消費者教育の推進・金融リテラシーの向上

実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラ

シーの向上に取り組めます。

3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

〈施策の方向〉

本格的な人口減少社会の到来、デジタル技術やグローバル化の進展など、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。

将来の予測が困難な時代が到来する中において、自らの夢や目標を持ちながら、社会の変化に対応し、新しい時代をたくましく生き抜くとともに、グローバルな視点を持って、表現力や創造力を発揮しながら新たな価値を創造することにより、未来を切り拓くことができる人材の育成に取り組めます。

また、郷土に愛着を持ち、地域と連携・協力しながら、持続可能な地域づくりに取り組むことができる人材を育成します。

〈重点施策〉

(1) 夢を育む教育の推進やチャレンジ精神の育成

① 夢を育む教育の推進

様々な学びに積極的・主体的に取り組んでいける子どもの育成に向け、発達段階に応じて多様な経験を通じ、「やりたいこと」や「なりたい自分」を見付けられるよう、自らの興味・関心や得意分野を見付ける機会、夢に向かって主体的に挑戦できる場を積極的に設けるなど、学校・家庭・地域が連携して子どもの主体的な取組を支援し、「自分を高める力」を育てる「夢育」を推進します。

② 学ぼうとする意欲やチャレンジ精神の喚起

夢の実現にとって欠くことができない子どもの学ぼうとする意欲やチャレンジ精神を育むため、一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かい指導をはじめ、探究的な学びの充実、家庭学習の支援、放課後等の補充学習などにより、基礎学力の定着とあわせて、粘り強く主体的に学ぼうとする意欲を育成するとともに、ふるさと学習や地域学の取組などを通じて、地域課題の解決に取り組むことにより、様々な課題を自ら発見し、解決しようとするチャレンジ精神と実践力を育みます。

③ 生涯学習活動を通じた興味や得意分野の発見に向けた支援

子どもが、自らの興味や得意分野を見つけ、挑戦できるよう、県生涯学習センターを中心に、県の文化・社会教育施設等との連携・協力の下、子どもが、文化、歴史、自然等に触れながら主体的に学習できる機会を提供するとともに、生涯学習センター（「人と科学の未来館サイピア」含む）、県立図書館、渋川青年の家、青少年教育センター閑谷学校、県自然保護センターの社会教育施設等において、体験コーナーや遊具の設置等、子ども・子育て支援機能強化のため、施設の改修、環境改善事業を実施します。

また、大学等と連携した体験学習の機会や、「夢育パートナーズ²⁰」の活用による企業や民間団体等それぞれが持つ専門性や地域性を活用した学び、職場体験活動等の提供などを通じて、子どもの探究心の涵養を図ります。

²⁰ 夢育パートナーズ：岡山県の子どもが「夢」や「目標」を見付けるきっかけづくりに協力いただける企業や団体を募り、学校等へ紹介する制度

さらに、小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト「おかやま まなびとサーチ²¹」を活用し、子どもが楽しみながら学びを深める機会を提供します。

④読書活動の推進

家庭や学校、地域が一体となって、子どもの読書習慣の形成を図るとともに、県立図書館の子ども読書活動推進センター機能を活用した読書活動の支援に取り組みます。

また、岡山県読書バリアフリー計画等に基づき、障害の有無に関わらず、誰もが等しく読書に親しむことができるよう、多様なニーズに配慮した読書環境の充実整備に努めます。

⑤若者の創業に向けた支援

高校生、大学生等を対象とした起業家による講演や、各支援機関と連携した創業支援のための研修会を開催するなど、若者のチャレンジを支援します。

⑥文化の担い手・アスリートの育成

文化芸術の専門家を学校へ派遣する出前講座や、鑑賞機会の提供等を通じて、子どもが本物の文化芸術を体験する機会を提供するとともに、若手芸術家の活動を支援することにより、文化活動のすそ野の拡大と将来の文化の担い手の育成を図ります。

また、県内のトップアスリートの学校への派遣や、トップクラブチームの応援イベント等を通じて、子どもが間近でアスリートの卓越した技能に接する機会を設けるとともに、競技スポーツへの関心を高め、アスリートの育成を図ります。

(2) 地域づくりで活躍する若者の応援

①郷土愛の醸成に向けた教育の推進

郷土の偉人や郷土を誇りに思える題材を用いた教材の活用や、教科や総合的な探究(学習)の時間等において、地域の優れた学習資源や人材を積極的に活用した地域の特性に根ざした学習を推進するとともに、子どもに、地域課題の解決に向けて取り組む機会を提供することにより、郷土や地域への誇りと愛着をもち、地域の課題を自ら解決しようという意識と実践力を身に付け、郷土岡山の活力を生み出す人材を育成します。

②地域づくりを担う人材の育成

持続可能な地域づくりの実現には、次の世代を担う人材の育成が不可欠であることから、市町村や地域おこし協力隊、大学生、企業、NPO等、多様な主体と連携しながら、担い手の確保につながる研修会の開催、地域での魅力の再発見や課題解決を図る活動・事業に対する支援等を通じて、地域づくりを担う人材を育成します。

③若者の還流・定着

県内大学や経済団体などの関係機関と連携しながら、地域産業の魅力発信を行うとともに、県外大学との関係強化を図り、新規学卒者などのI J Uターン就職の促進や、「おかやま就職応援センター」を通じて県内企業への就職を支援することにより、地域の発展を担う若者の還流と定着を促進します。

²¹ おかやま まなびとサーチ：小学生及び中学生がいつでもどこでも、学びたいときに学ぶことができる環境づくりとして県内の博物館、美術館、大学施設、企業施設等を活用した学習用動画を掲載する小学生・中学生のための学びのコンテンツサイト。

4 子ども・若者の居場所づくり

〈施策の方向〉

すべての子ども・若者が、安心して過ごせる場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、子どもが本来持っている主体性や想像力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、官民が連携・協働して居場所づくり推進します。

〈重点施策〉

(1) 学校等における子ども・若者の居場所の充実

学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全で安心な環境の下、他者との関わりの中で育つ場であることから、子ども・若者の多様なニーズや様々な背景も踏まえながら、居場所としての機能の充実を図ります。また、児童館等の児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、ひきこもり地域支援センター、少年サポートセンターなど、既存の地域資源を活用した居場所づくりを推進するとともに、子ども・若者がライフステージの変化等に合わせた居場所を活用できるよう、積極的な情報発信を行います。

(2) 放課後児童クラブの充実

地域の実情に応じて児童館や学校の余裕教室等を積極的に活用するなど、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、大規模なクラブについては、適正規模への分割を促進します。

また、市町村が実施又は助成する放課後児童クラブの運営に対して支援を行うほか、職員等に対して、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上の研修を実施するとともに、処遇改善を支援し人材確保・育成に努めるなど、放課後児童クラブの質の向上を図ります。併せて、岡山県・市町村子育て支援施策推進会議を通じて、市町村と連携を図りながら、待機児童の解消に向けた取組等を推進します。

さらに、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、医療的ケア児の受入れに必要となる看護職員等の配置等を促進するなど、必要な支援を行います。

(3) 放課後子ども教室の充実

子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、放課後子ども教室の実施を推進するとともに、放課後子ども教室と放課後児童クラブの参加児童が交流できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携を促進します。

(4) 民間団体との連携・協働による子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者の居場所の中には、子ども食堂、フリースクール、ユースセンターのように民間団体が主な担い手となっているものもあります。これまで民間団体が果たしてきた役割、自主性を踏まえるとともに、特別なニーズのある子ども・若者には、公的な関与の下で支援を提供するなど、その性格や機能に応じて、子ども・若者のライフステージの変化等により切れ目が生じないよう、官民が連携・協働して居場所づくりを推進します。

5 地域・世代間交流の促進等

〈施策の方向〉

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えを持ち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進めるほか、自然体験やスポーツ・文化活動等を通じて、子どもの生きる力を育成します。

〈重点施策〉

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携・協働の下に、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 多様な体験・スポーツ・文化活動の推進

①体験型学習活動の推進

子ども・若者の豊かな人間性、社会性、自己肯定感、忍耐力等を育成するため、県青少年教育センター閑谷学校、県渋川青年の家、青少年の島、県自然保護センター等において、魅力あるプログラムなど、内容の充実に努めながら、自然とのふれあいや団体生活の機会を提供し、子ども・若者が主体的に活動する機会の充実に図り、豊かな心の育成を図ります。

②生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりの推進

子ども・若者が、生涯にわたってスポーツに親しみ、楽しみ、支える活動に参加できるよう、スポーツに触れる機会の創出や、スポーツ関連情報の発信など、環境づくりに取り組みます。

また、地域資源を活用したスポーツ交流等を促進することにより、地域の一体感や活力を醸成するとともに、地域でスポーツを支える人材やアスリートの育成・支援を行います。

③文化に親しむ環境づくり

子どもが、身近なところで文化に親しみ、理解と関心を高めることができるよう、県文化施設の利用促進や充実をはじめ、郷土の文化遺産に触れる機会や、音楽や舞台芸術等の鑑賞機会の提供、文化芸術の専門家の学校派遣、学校における文化活動の充実等に取り組みます。

〈主要指標〉

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---|--|----------------------------------|--------------------|
| 「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 60.4% (R5) 37.5% (R5) | 72.0% 52.5% | 義務教育課 |
| インターンシップや企業訪問等を体験した高校生の割合 | 87.9% (R5) | 95.0% | 高校教育課 |
| 子どもの不読率 小学校 中学校 高等学校 | 8.9% (R5) 25.7% (R5) 51.0% (R5) | 4.5% 12.9% 25.5% | 生涯学習課 |
| 放課後児童クラブ実施箇所（支援の単位）数 | 698箇所 (R5) | 760箇所 | 子ども未来課 |
| 放課後児童支援員認定資格研修修了者数 | 3,551人 (R5) | 5,100人 | 子ども未来課 |
| 「人が困っているときは進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 45.6% (R5) 38.9% (R5) | 49.7% 41.4% | 義務教育課 |
| 「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合 【男子】小学校5年生 中学校2年生 【女子】小学校5年生 中学校2年生 | 72.1% (R5) 64.3% (R5) 53.5% (R5) 44.9% (R5) | 74.4% 66.3% 56.5% 47.4% | 保健体育課 |
| 全国学力・学習状況調査の全国平均正答率との差 小学校6年生 中学校3年生 | -1ポイント +1ポイント (R5) | +1ポイント +1ポイント | 義務教育課 |
| 「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 県立高校生 | 84.1% (R5) 76.8% (R5) 65.8% (R5) | 86.4% 80.6% 83.0% | 義務教育課 高校教育課 |
| 県内大学等及び高校からの海外留学者数 大学等 高校 | 856人/年 (R5) 437人/年 (R5) | 1,420人/年 780人/年 | 国際課 高校教育課・総務学事課 |
| 全国規模の理数・情報・政策提案等のコンテストへの県立高校生の参加者数 | 806人/年 (R5) | 980人/年 | 高校教育課 |
| 家庭教育支援チームを設置している市町村数 | 16市町村 (R5) | 27市町村 | 生涯学習課 |
| 「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と回答した児童生徒の割合 小学校6年生 中学校3年生 | 80.8% (R5) 80.0% (R5) | 84.6% 83.6% | 義務教育課 |

| 項 | 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|--|--------|-----------|-------|-------------------|
| 「学習した内容について、分かった点や、よく分からなかった点を見直し、次の学習につなげている」と回答した児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 80.4%(R5) | 84.7% | 義務教育課 |
| | 中学校3年生 | 77.6%(R5) | 80.5% | |
| 「1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している」と回答した学校の割合 | 小学校6年生 | 73.0%(R5) | 100% | 教育情報化推進室 |
| | 中学校3年生 | 63.9%(R5) | 100% | |
| コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合 | | 69.8%(R5) | 94.0% | 高校魅力化推進室 義務教育課 |

IV きめ細かなサポートが必要な子ども・若者や家庭への支援

社会的養護²²を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども・若者への支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

1 社会的養育体制の充実

〈施策の方向〉

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、権利の主体である子どもの参加の実現を目指し、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の下、実の親による養育が困難な場合には、里親等家庭と同様の環境における養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設において専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

〈重点施策〉

(1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護施設や施設、里親のもとで暮らす子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行うとともに、子どもの意見を聴き、対話しながらともに進め、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることを分かりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ報告し、意見を求めるなど意見を子どもの支援や養育環境の改善、児童福祉施策等へ反映します。

さらに、様々な年齢や状況の子どもが、思いや願い、希望を表明することができるよう、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

(2) 地域における包括的な支援体制の充実

地域のすべての妊産婦、子どもや家族の相談に対応する「こども家庭センター」の設置を進め、母子保健と児童福祉の連携をより一層図り、切れ目のない包括的な支援が行われるよう、市町村の体制強化を支援します。

(3) 里親等の積極的な推進

家庭と同様の環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の実施も促進し、社会的養護を必要と

²² 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

する子ども一人ひとりのニーズや背景に応じた養育環境が選択できるよう、整備を進めます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流を進めるため、里親支援センターの設置等により里親養育を支援する体制の充実を図ります。

(4) 施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等による機能強化

地域の実情に応じて、施設の小規模化や地域分散化に向けて、計画的な整備が図られるよう支援を行います。

また、ケアニーズの高い子どもへの支援のために、引き続き、地域の医療機関等との連携を図るとともに、看護師、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進します。また、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

(5) 自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、相互交流を図る場の提供、児童自立生活援助事業の実施等の支援を行います。

(6) 児童相談所の体制強化

①児童福祉司の配置等

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を配置するとともに、OJTやスーパービジョン等人材育成の充実により職員の専門性向上と職場定着を図ります。

②児童心理司の配置等

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を配置します。

③弁護士配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、迅速かつタイムリーに相談を行える体制を継続し、引き続き、児童相談所の法的対応体制の強化を図ります。

④一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能強化、環境整備を行います。

また、一時保護開始時の司法審査について、円滑な導入を図ります。

⑤人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

2 子ども虐待防止対策の充実

〈施策の方向〉

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないことや、宗教二世やヤングケアラー問題なども深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

また、子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修等を通じて、人材の育成を図ります。

〈重点施策〉

(1) 児童相談所の機能強化と市町村への支援

社会全体の問題である子ども虐待については、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づき、県民の理解が深まるよう啓発を進めるとともに、児童相談所の機能強化や職員の資質向上を図り、発生予防から早期発見・早期対応、自立支援まで、市町村等の関係機関が一丸となって、切れ目ない対策を推進します。

また、市町村の対応力の強化に向けて、虐待対応力の向上のための研修会を開催するとともに、こども家庭センターの設置や市町村要保護児童対策地域協議会²³の機能強化を図られるよう支援します。

(2) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

子どもは権利の主体であることを社会全体で共有し、子どもが自らSOSを発信できる社会風土を醸成するとともに、「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と配偶者等からの暴力(DV²⁴)防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

また、配偶者等からの暴力(DV)は、子どもの目の前で配偶者等へ暴力を振るう、いわゆる「面前DV」をはじめ子ども虐待との関連が指摘されるなど、複雑化・多様化している状況を踏まえ、被害者とその子どもに寄り添った相談支援や、保護、自立支援に向けて、相談窓口の周知をはじめ、潜在化するDVリスクの認知向上や、関係機関・団体の連携強化に取り組みます。

²³ 要保護児童対策地域協議会：要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、児童福祉法に基づき地方公共団体が設置・運営する組織

²⁴ DV：「配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」のことで、「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」ともいわれ、しばしば「DV」と略されて使われている。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力なども含む。

(3) 子どもへの虐待の予防

①地域における取組

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子（親子）支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、子育ての不安や負担の軽減となるような支援を行うとともに、必要時に相談ができるよう、相談窓口の周知に取り組みます。さらに、孤立した中での妊娠・出産・子育てにならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生（児童）委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守り育む地域づくりを行います。

②学校等における取組の充実

子ども虐待の予防や早期発見、虐待を受けた子どもの自立支援のために、教職員を対象に専門的な研修を実施するなど、対応力の向上を図ります。

また、社会福祉等の専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカー²⁵等を活用するとともに、児童相談所や市町村要保護児童対策地域協議会などの関係機関と効果的に連携し、地域のネットワークを強化することにより、子どもの保護に関する相談や子ども・家庭への対応を充実させます。

③子ども虐待防止対策等の更なる強化

性的虐待等を受けた子どもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、子どもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組みます。

(4) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

また、地域において包括的な支援が行えるよう、こども家庭センターの設置を促進し、市町村の相談支援体制の強化をサポートします。

(5) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

①要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うなど、機能強化を図ります。

②関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート（岡山版）」により、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

²⁵ スクールソーシャルワーカー：学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

③親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への支援機能を強化します。

子どもの最善の利益の実現を目的に、子ども、親、家族、親族、地域等に対し、総合的な支援が行えるよう、関係者の連携強化を進めます。

(6) 支援者の人材育成

市町村、児童相談所、保健所、学校、里親、施設職員等子どもへの虐待対応に携わる支援者に対する体系的、継続的な研修を通じて、人材の育成を図ります。

また、新たな認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」等の資格取得を促進し、児童相談所、市町村等の児童福祉に携わる支援者の専門性の向上を図ります。

(7) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例（死亡等）が発生した場合については、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。

3 障害や困難な状況にある子ども・若者への施策の充実

〈施策の方向〉

障害のある子ども・若者への施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難な状況にある子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

〈重点施策〉

(1) 障害のある子ども・若者の支援

①継続的かつ適切な支援の推進

障害のある子ども・若者の健全な発達を支援する観点から、適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の実施により、子ども・若者やその家族が継続的かつ必要な支援を受けられるよう、市町村等とも連携した療育指導・相談支援体制の充実を図ります。また、医療的ケア児については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立も踏まえ、引き続き、「岡山県医療的ケア児支援センター」を核に、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療・教育等の関係機関が連携した総合的な支援を行うとともに、医療的ケア児とその家族の地域での生活を支えるため、レスパイトサービスの環境整備・充実を図ります。

さらに、就労による自立と社会参加に向けて、キャリア教育を推進するとともに、企業と連携した就労体験の拡大や、労働・福祉等の関係機関と連携しながら就労支援

体制の充実を図ります。

②特別支援教育の推進

特別支援学校においては、複数の障害種に対応した適切な教育ができる体制の整備や子どもへの適切な指導・支援の充実を図るほか、早期からのキャリア教育の推進や、域内の小・中・高等学校等の特別支援教育を支えるセンター的機能の一層の充実を図ります。

また、小・中・高等学校等においては、子どもの達成感、自己肯定感及び学習意欲を高めるため、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級づくり、ICTの効果的な活用などを通じ、発達障害を含めた特別な支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実や教職員の指導力の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関との連携体制を強化します。

③切れ目のない支援の充実と教職員の専門性の向上

共生社会の実現に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り同じ場で学ぶことができるよう配慮しながら、地域社会の中で相互理解を深めるための居住地校交流²⁶の取組を充実させます。

また、一人ひとりの障害の状況等に応じ、合理的配慮²⁷の提供や通級指導教室等の多様な学びの場の充実を図り、就学前から高等学校卒業後までの長期的視点に立った支援の充実を図ります。

(2) 発達障害のある子ども・若者の支援

発達障害のある子ども・若者が、身近な地域において、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携の下、家族も含めた幅広い支援や、地域の身近なかかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成、また、子どもの心の診療拠点病院を中心に発達障害に専門的に携わる医師等の育成を進めるとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子ども・若者を支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

(3) ニート・ひきこもりの子ども・若者の支援

①ニート等若年無業者の支援

ニート等の若年無業者については、国が委託設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」を総合相談窓口として、企業における就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

また、若年失業者やフリーター等については、「おかやま若者就職支援センター（ジョブカフェおかやま）」において、カウンセリングからハローワークを通じた職業紹介までの就職活動に関する支援をワンストップで提供します。

²⁶ 居住地校交流：交流及び共同学習の一つの形態で、特別支援学校に通う児童生徒が居住する（自宅のある）地域の小・中学校等の児童生徒と一緒に交流や学習活動を行うこと。

²⁷ 合理的配慮：障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

こうした取組を関係機関と連携して実施することにより、若者の職業的自立に向けた取組を支援します。

②ひきこもりの子ども・若者やその家族への支援

ひきこもり地域支援センターや保健所において電話や来所等による専門相談を実施し、市町村や関係機関と連携しながら、本人や家族の状況に応じた相談支援を実施するなど支援体制の充実を図ります。

また、ひきこもりサポーターを派遣して、本人や家族の相談に対応したり、精神科医や臨床心理士等が地域に出向いて、本人や家族等の相談に応じることや座談会を開催することにより、家庭における対応能力の向上等を図るとともに、対人関係等を醸成し、社会復帰への足がかりとするための居場所づくりを推進します。

県精神保健福祉センターにおいて、大学生を対象とした出前講座を行い、ストレスの対処法、相談窓口等を周知し、若者のこころの健康の維持向上を推進します。

③子ども・若者に対する総合的な支援と市町村の体制整備への支援

子ども・若者の育成・支援に関わる、教育、福祉、保健、医療、雇用等の専門機関や団体で構成する「おかやま子ども・若者サポートネット」（県の子ども・若者支援地域協議会）において、相談等を通じて問題を早期に発見し、専門機関や団体と連携することにより必要な支援につなぐなど、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある子ども・若者やその家族に対して、総合的な支援を行います。

また、子ども・若者のより身近な窓口である市町村において、それぞれの実情に沿った体制整備が進むよう、市町村の取組を支援します。

(4) 少年の非行防止と立ち直り支援

①少年非行防止対策の推進

未来を担う少年の非行防止に向け、警察職員による学校訪問や非行防止教室等を通じて、規範意識の向上を図るとともに、保護者や警察ボランティア、事業者、地域住民等と連携・協働した非行防止対策を推進します。

②立ち直り支援活動の推進

非行少年やその保護者に対し、少年サポートセンターの少年育成官が中心となり、継続的に連絡を取り、一人ひとりの少年の状況やニーズに応じて、相談や助言を行うとともに、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携・協働しながら、各種体験活動や心理療法等を活用した面接、少年の居場所づくり、就学・就労に向けた支援、社会貢献活動の促進などにより、自己肯定感を高め、規範意識の向上や社会との絆を強化し、立ち直りを支援します。

③再犯防止に向けた総合的な取組の推進

犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援するとともに、犯罪や非行を予防し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、関係機関・団体と連携しながら、「第2次岡山県再犯防止推進計画」に基づく各種の施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、「再犯防止啓発月間」、「社会を明るくする運動強調月間」を中心に、広く県民各層に訴える広報媒体や手法を用いて、再犯防止に対する理解を深める啓発事業を実施します。

(5) いじめや暴力行為、不登校問題などへの対応

①いじめや暴力行為等への対策の推進

いじめや暴力行為等の問題行動を初期段階で確実にとらえ、解決に向けた取組を徹底するため、「岡山県いじめ問題対策基本方針」に基づく取組や、教職員の指導力の向上、全教職員が一体となった生徒指導体制の構築と次世代リーダー²⁸の育成、専門家等の活用に取り組みます。また、学校と警察が連携しながら非行防止教室などを実施し、規範意識の向上に努めるとともに、いじめ等を早期に発見するためのアプリを利用した匿名による相談・報告システムの活用、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察の実施、問題行動の解消・未然防止に向けた児童会・生徒会の自主的・自発的な活動等を促進します。

②関係機関との連携

問題行動や非行等への効果的な対応に向け、学校と警察、児童相談所、少年保護関係機関等との連携・協働を図ります。また、複雑な家庭環境等、就学前からの早期対応の重要性を踏まえ、学校、幼稚園、保育所、スクールソーシャルワーカー、保健師、民生委員等の連携を密にした取組を推進します。

③不登校問題への対応

誰一人取り残されない学びの実現に向け、教師主導型の授業から、一人ひとりの学習進度や興味関心に応じた学びへの転換や子どもの主体的・自立的な活動を積極的に進めるなど、誰もが通いたくなる魅力ある学校づくりを推進し、不登校の未然防止に取り組みます。また、不登校傾向の子どもに対しては、「長期欠席・不登校対策スタンダード²⁹」に基づき、個々の状況に応じてスクールカウンセラー³⁰等の専門家との連携等、組織対応を徹底するとともに、自立応援室の設置促進、県教育支援センターやオンライン上の居場所づくり、学びの多様化学校の設置に対する指導・助言など、多様な学びの場を用意し、社会的自立に向けた支援を行います。

また、不登校等の要因は、いじめや発達障害、虐待等の家庭環境などの背景が複雑に絡んでいることが多いため、スクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、青少年総合相談センター、フリースクール、医療・福祉等の関係機関・団体との効果的な連携を図ることで、より有効な支援を行うことができる体制の強化を進めます。

④子ども・若者一人ひとりの悩みに応じた支援

教員や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童生徒の様子を注意深く観察するとともに、児童生徒1人1台端末を活用した心の健康観察等の実施や、教職員による情報共有やアンケート、教育相談等により、児童生徒の状態をきめ細かく把握し、心や体調の変化を早期に発見し、早期支援につなげます。

岡山県青少年総合相談センターにおいては、関係機関と連携しながら、子ども・若者一人ひとりの悩みに寄り添った相談や適切な支援機関につなぐなどの支援を行います。

²⁸ 次世代リーダー：校長、教頭の下で、教職員集団を取りまとめる指導教諭や中堅教職員など。経験の豊かな教職員と経験の少ない教職員とをつなぐことや、学校組織運営で中心的な役割を担うことが求められる。

²⁹ 長期欠席・不登校対策スタンダード：子どもの状態を0～6の7段階で評価し、ケース会議や別室指導等を通じて個々の状況に応じた適切な支援を行うために、県教育委員会が独自に作成、配付した冊子

³⁰ スクールカウンセラー：学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

また、コミュニケーションツールの変化を踏まえ、SNS相談を実施するなど、子ども・若者やその保護者が相談しやすい体制を整備するとともに、相談窓口の周知を図ります。

さらに、高等学校中途退学者や、学校に行きづらいつ感じている児童生徒等に対して、専任のコーディネーターや公認心理師が本人や保護者の悩みや希望に寄り添いながら、就学継続や進路変更、就労等に向けた支援に取り組みます。

(6) 多様な背景を持つ子ども・若者の支援

①自殺防止のための対策

これからの将来が期待される子ども・若者が自らの命を絶つことはあってはならないことであり、岡山県自殺対策推進センターや民間団体、国などが実施するSNS相談を含む相談窓口の周知や、家庭や地域における見守りの促進に取り組みます。

また、多職種の専門家で構成する子ども・若者対応アウトリーチチームを設置し、地域の支援者が直面する困難な事例に対し早期介入や、助言を行います。

さらに、学校においては、悩みを抱える児童生徒の早期発見や相談窓口の周知に努めるほか、児童生徒自らがSOSを発する方法を学ぶとともに、教職員を対象としたSOSの出し方に関する学習プログラムの実施を通じて、教職員の自殺予防に対する理解の促進と児童生徒のSOSへの対応力の向上等に取り組みます。

②外国人の子ども・若者への支援

外国人の子ども・若者が、生活のあらゆる場面において地域社会の一員として安心して暮らし、生き生きと活躍できる多文化共生社会を築いていくため、学校、行政及び各種団体が開催する世界の国々の歴史・文化、生活習慣等に関する教育、学習、交流など、様々な機会を通じて外国人に対する偏見や差別をなくす取組を進めます。

また、外国人の児童生徒が、学校において、安心して勉学に励むことができるよう、指導に当たる人材の確保や資質能力の向上など受入体制の整備を図るとともに、日本語学習支援等を行うボランティアの養成及び派遣を行います。

さらに、県や市町村、NGO、NPO等の連携により、多言語による生活情報の提供や、相談窓口での対応、日本語学習支援などのコミュニケーション支援や子育て、就労、保健・医療・福祉、防災など様々な場面での生活支援を進めます。

③多様な性への理解の促進

性的指向（好きになる性）やジェンダーアイデンティティ（性自認・こころの性）等を理由に偏見や差別を受けることなく、自分らしく生きることができるよう、多様な性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発・教育を推進するとともに、学校においても、性別に違和感を持つ児童生徒に対して、きめ細かな対応を行います。

④ヤングケアラーへの支援

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）への支援に向けては、学校をはじめ、福祉、介護、医療等に係る関係機関が情報共有や連携を図りながら、早期発見・早期把握を行い、本人の心情にも十分配慮した上で、必要な支援につなげるとともに、年齢によって支援が途切れることのないよう、要保護児童対策調整機関と子ども・若者支援調整機関との連携を強化します。

⑤社会的養護経験者等への支援

社会的養護を受けている子どもは、家族等からの援助を受けにくく、様々な生活・

就学・就労上の問題を抱えることがあります。

そうした子どもが、大学等への進学や社会に出る前に、自立に向けた主体性と必要な知識や技術を身に付けることができるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付などの支援を行います。

⑥特定分野に特異な才能のある子ども・若者への支援

特定分野に特異な才能のある子ども・若者について、その抱える困難に寄り添いつつ、特異な才能を一層伸ばすことができるよう支援します。

4 ひとり親家庭等の自立支援

〈施策の方向〉

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

〈重点施策〉

(1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

(2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭等が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

(3) 経済的自立の支援

ひとり親家庭等に対する児童扶養手当の支給や母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭等が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確保されるよう、国において創設された法定養育費などの今後の運用を注視しながら、引き続き、母親等への養育費の取決め等のための支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発、関係機関の窓口職員への研修の実施を通じた養育費確保のための相談対応力の向上を図ります。

(4) 就業支援の強化

ひとり親家庭等の自立、生活の安定と向上を図るため、ひとり親家庭支援センターによる就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

5 子どもの貧困対策の推進

〈施策の方向〉

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

さらに、子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であります。

このため、国において改定された「こども大綱」を踏まえ、関係機関の連携の下、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識を持って、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律により、計画策定が市町村の努力義務とされていることから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

〈重点施策〉

(1) 教育の支援

①地域に開かれた学校プラットフォーム

(ア) スクールソーシャルワーカー等が機能する体制の構築

学校を地域に開かれた、そして、地域につながっていくプラットフォームと位置付け、家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学習の機会が保障されるよう、関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会等と連携し、困難な状況にある子どもを支援につなげるためのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー等の専門家との連携による教育相談体制の充実を図ります。

(イ) 学校教育による学力保障

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

②高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

③特に配慮を要する子どもへの支援

(ア) 児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないように、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

(イ) 特別支援教育に関する支援の充実

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(ウ) 外国人の子ども等への支援

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

④教育費負担の軽減

市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、高等学校において、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の支援を行います。また、多子世帯や私立専門学校の理工農系の学科に通う学生への支援を行います。

私立小中学校への入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援するため、授業料減免補助金事業を実施します。

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

⑤地域における学習支援

放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。

困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

⑥生理の貧困問題への対応

市町村等に対して、国の支援制度や生理用品の配布に取り組む自治体等の取組事例について情報提供を行うとともに、女性の抱える様々な課題やその背景に目を向け、丁寧に向き合いながら、各種相談窓口において、市町村等と連携しながら、一人ひとりに寄り添った、きめ細かい支援に取り組みます。

⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

(2) 生活の支援

①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。

誰もが安心して妊娠・出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気付いた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。

県女性相談支援センターにおいて、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また、一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

②保護者の生活支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。

きめ細かな保育の充実や、放課後児童クラブの拡充等を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。

また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

③子どもの生活支援

生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。

家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わり合い、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。

その際、誰一人取り残さず、子どもの視点に立って多様な居場所づくりが行われる

よう、子どもの声を聴きながら既存の居場所を含め、よりよい居場所づくりを推進します。

また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。

児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。

児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

④子どもの将来の就職に向けた支援

生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。

児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。

進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

⑥支援体制の強化

市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。

社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。

また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

(3) 保護者に対する就労の支援

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

【 子どもの貧困に関する岡山県の現状 】

| 項 | 目 | 現 状 | 説 明 | 担当課室 | |
|---------------------------------|--|------------|--------------------------------------|------------|------------|
| 生活保護世帯に属する子ども | 高等学校等進学率 | 85.7% | 令和5年4月1日現在 | 地域福祉課 | |
| | 高等学校等中退率 | 2.7% | 令和4年4月の在籍者数の総数で、令和5年3月までに中退した者を除したもの | | |
| | 大学等進学率 | 30.6% | 令和5年4月1日現在 | | |
| | 就職率 | 中学校卒業後の進路 | 3.6% | | 令和5年4月1日現在 |
| | | 高等学校卒業後の進路 | 49.5% | | 令和5年4月1日現在 |
| 児童養護施設の子ども | 高等学校卒業後の進路 | 進学率 | 31.6% | 子ども家庭課 | |
| | | 就職率 | 47.4% | | |
| 全世帯の子ども | 高等学校中退率 | 1.4% | 令和4年度 | 人権教育・生徒指導課 | |
| | 高等学校中退者数 | 755人 | | | |
| 就学援助制度に関する周知状況 | 入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 | 85.2% | 令和5年度 | 財務課 | |
| 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（市町村の割合） | 小学校 | 85.2% | 令和5年度 | 財務課 | |
| | 中学校 | 85.2% | 令和5年度 | | |

[参考：国全体の数値]

| | | | |
|--------------------------|-------|--------------|--------|
| 子どもの貧困率 ³¹ | 15.4% | 令和4年国民生活基礎調査 | 子ども家庭課 |
| ひとり親世帯の貧困率 ³² | 44.5% | 令和4年国民生活基礎調査 | 子ども家庭課 |

³¹ 子どもの貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない子ども（17歳以下）の数を子どもの数で除したもの

³² ひとり親世帯の貧困率：貧困線に満たない大人一人（18歳以上65歳未満）と子ども（17歳以下）からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したもの

〈主要指標〉

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---|-------------------|------------|------------|
| 里親等への委託率 | 33.4% (R6.3) | 54% | 子ども家庭課 |
| 子ども家庭センターの設置市町村数 | 10市町村 (R6.4.1) | 25市町村 | 子ども家庭課 |
| 子どもの貧困対策に係るネットワーク事業に参加している団体数 | 113団体 (R5) | 161団体 | 子ども家庭課 |
| 民間企業における障害者実雇用率 | 2.58% (R5) | 2.82% | 労働雇用政策課 |
| 小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの暴力行為発生件数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値） | 72.4 (R5) | 69.5以下 | 人権教育・生徒指導課 |
| 小・中・高等学校における児童生徒1千人当たりの新規不登校児童生徒数の全国平均との比較値（全国平均を100とした場合の本県の比較値） | 87.6 (R5) | 84.5以下 | 人権教育・生徒指導課 |
| 小・中・高等学校における不登校児童生徒のうち学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合 | 78.1% (R5) | 80.4% | 人権教育・生徒指導課 |
| 「学校に行くのは楽しい」と回答した児童生徒の割合 | 小学校6年生 | 85.6% (R5) | 義務教育課 |
| | 中学校3年生 | 85.5% (R5) | |
| 高校生活に満足している生徒の割合 | 91.1% (R5) | 95.0% | 高校魅力化推進室 |
| 中途退学者等への自立支援を通じた進路決定者数 | 302人 (R5) | 600人 | 子ども家庭課 |

V ワーク・ライフ・バランスと子育てにやさしい環境づくりの推進

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりを目指します。

1 子育てと仕事が両立できる環境の整備（ワーク・ライフ・バランス）

〈施策の方向〉

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業経営者や、企業で働く女性はもとより、男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び働き方の見直しなどに取り組めます。

〈重点施策〉

(1) 企業の意識改革への取組

労働時間の短縮や多様な働き方を促進し、男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、岡山労働局や経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度、「アドバンス企業」認定制度を推進します。また、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの改善、安心して子育てできる職場づくりを企業と一緒に進めるため、経営層向けセミナーや子育て支援に積極的な企業等の顕彰、優良事例の横展開などを行い、企業経営者等への意識啓発を積極的に進めます。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を認定する「アドバンス企業」の拡大を図るなど、出産・子育てがしやすい職場環境の整備を促進します。

また、男女がともに安心して子育てしながら働ける職場づくりを推進し、男性の育児休業取得を奨励する取組を企業と連携して実施するなど、男性育休が当たり前になる社会の実現を目指します。

県が発注する建設工事の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(3) 男女がともに協力して子育てする意識の醸成

男性の積極的な家事・子育てへの参画等を促進し、家庭における女性の負担を軽減するため、固定的な性別役割分担意識の解消につながる講座や男性の育休取得促進に関する講座開催等により、男女がともに協力して家事や子育てをする意識の醸成を図ります。

また、子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう、家庭や地域、学校教育などを通じて、男女共同参画に関する理解

の促進に向けた取組を進めます。

(4) 出産・子育て後の女性の再就職等の支援

出産や子育てのために、女性が「仕事」か「出産」かという二者択一を迫られないよう、女性が働き続けることのできる環境づくりを積極的に行う企業等への支援や、離職した女性の再就職等を促すための情報提供やセミナーの開催、職業訓練等により、女性が様々な状況でも働き続けることのできる環境づくりを進めます。

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

〈施策の方向〉

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。

次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けられることができる環境を整備するため、周産期³³医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の推進、感染症対策の推進に努めます。

〈重点施策〉

(1) 周産期・小児医療体制の整備

周産期の高度な医療を適切に提供するため、総合・地域周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備を促進し、安全に妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の推進

子どもの慢性疾病のうち国が定める小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

また、長期にわたり療養を必要とする子どもの健全育成及び自立促進を図るため、相談支援等の充実に努めます。

(3) 感染症対策の推進

市町村等と連携し予防接種の推進を図り、岡山県予防接種センターの運営による安心して予防接種を受けられる体制整備や、研修会開催などによる感染予防策の啓発を行うとともに、感染症の発生動向を早期に把握し、岡山県感染症情報センターによる情報提供など適切な対応を行います。

³³ 周産期：おおそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(4) 病児保育の充実

市町村が取り組む病児保育の運営を支援するとともに、市町村域を越えた病児保育事業実施施設の相互利用を推進し、県民の生活圏域に即したニーズに対応した利用環境の整備に取り組みます。

3 安心して生み育てられる住生活の確保と子育て相談体制

〈施策の方向〉

次代を担う若者や子育て世帯が活躍できる地域づくりのため、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が住宅を確保できる環境づくりを進めます。

また、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要なときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、ICTやAIなどの活用促進も検討しながら、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉

(1) 子育て世帯が安心して生み育てられる住生活の確保

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を行います。

さらに、子育て世帯が安心して子どもを生み育てられる環境づくりのため、子育て環境に適した民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めます。

(2) 子育て支援情報の提供や相談体制の充実

子育てに関する身近な相談窓口や、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報の提供に努めます。また、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業を実施し、子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット³⁴」を設置し、県内の様々な支援機関が連携して、総合的・継続的な支援を行います。

4 安全・安心な子育て環境の整備

〈施策の方向〉

乳幼児期以降の望ましい食習慣の定着を図るため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

³⁴ おかやま子ども・若者サポートネット：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、ネット上のいじめや依存症等から子どもを守る取組を強化するとともに、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備します。

〈重点施策〉

(1) 食の安全・安心の確保、食育の推進

食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進します。

(2) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、地域子育て支援拠点や児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、冒険遊び場（プレイパーク）などを活用し、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力の養成に努めます。

(3) 安全・安心な生活環境の整備

①安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

②安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子どもや子ども連れの親等にやさしいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートの設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居について、犯罪防止に配慮した構造、設備等の普及に努めるとともに、防犯カメラ等の防犯設備を普及促進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(4) 安全・安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(ア) 良好な生活環境の確保に向けた取組の推進

子ども・若者を良好な生活環境の下で育むため、有害図書や有害がん具類等に関する規制を徹底するほか、わいせつ行為や深夜外出など、子ども・若者の健全な育成を阻害する行為を規制し、関係事業者への立入調査を行います。

(イ) 薬物乱用防止に向けた取組の推進

薬物の乱用を防止するため、学校における薬物乱用防止教室の開催や、家庭や地域における学習機会の提供など、子ども・若者の薬物乱用防止に向けた教育や啓発活動に取り組むとともに、子ども・若者の育成に携わる関係者に対する研修等の充実を図ります。

(ウ) 喫煙及び受動喫煙の防止対策の推進

20歳未満の者の喫煙防止のため、喫煙可能年齢となる大学生をはじめ、中・高校生等を対象とした出前講座やリーフレットによる普及啓発に取り組むとともに、受動喫煙を防止する環境整備や受動喫煙がもたらす健康への影響についての普及啓発など、受動喫煙防止対策を推進します。

(エ) スマートフォン・インターネット対策の推進

子ども・若者のインターネットの適切な利用と、インターネットからもたらされる有害情報による被害の防止を図るため、学校における情報モラル教育に加え、外部講師の活用や警察と連携した非行防止教室などの充実を図るとともに、家庭内におけるスマートフォン等の利用に関するルールづくりやフィルタリング³⁵機能等の活用、ペアレンタルコントロール³⁶の設定について、児童生徒による主体的な取組の促進や家庭・地域等への啓発強化などスマートフォン等のメリット・デメリットを踏まえた適切な利用の促進に向けた取組を強化します。

また、携帯電話販売店等に対する立入調査等を通じ、「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例³⁷」の周知及びフィルタリングの設定促進に向けた事業者の取組の徹底を図ります。

② 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、自転車乗車時のヘルメットの着用やチャイルドシートの使用についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

③ 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

児童買春、児童ポルノ事犯をはじめとする子どもの福祉を害する犯罪については、取締りを強力に推進するほか、SNSに起因する子どもの性犯罪被害等防止のために、サイバーパトロールを通じた注意喚起や、性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実を図ります。

さらに、交際相手からの暴力（デートDV）やストーカー行為等の防止に向けて、小・中・高等学校等における男女共同参画に関する教育やデートDV防止講演会の実施、相談窓口の周知などの取組を推進します。

³⁵ フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないように制限をかけること。

³⁶ ペアレンタルコントロール：保護者が少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること。

³⁷ 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例：インターネットが青少年に及ぼす影響に鑑み、青少年によるインターネットの適切な利用及びインターネットからもたらされる有害情報による青少年の被害防止について、取組の基本方針を定め、県、保護者、事業者等、県民及び青少年の責務等を明らかにするとともに、県の施策、事業者等の取組その他の必要な事項について定めることにより、青少年の健全な成長を図ることを目的とする条例

また、子どもや女性を対象とした声かけ、つきまとい等に対し、検挙や警告などの先制・予防的な措置を徹底するとともに、不審者情報の提供や、防犯教室の開催、通学路の安全対策、教育施設への不審者侵入訓練の実施等による被害防止能力を高めるための取組を進めます。

子どもの安全・安心を確保するため、通学路の安全点検や見守り活動の推進、「子ども110番の家」へのセーフティーコーン設置の支援、地域安全マップづくりを通じた、子どもの危険予測・危機回避能力の育成、防犯ボランティアに対する研修の実施、青色防犯パトロールを行う団体への広報活動用機器の貸出しなど、自主防犯活動の促進を図ります。

④被害に遭った子ども・若者への支援

犯罪被害者等に対する理解を深めるためのフォーラム等を開催するとともに、犯罪やいじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや、保護者に対する助言など、国や市町村、民間支援団体、学校や警察等の関係機関が連携したきめ細やかな支援に取り組みます。

また、性犯罪・性暴力被害者については「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」において、学校や警察等と連携し、相談支援、医療支援、法的支援など総合的に支援するとともに、その周知を図ります。

⑤子ども用製品の事故防止

子どもの周囲の大人たちに、事件事例、安全な製品の選択、使用上の注意等について情報提供や注意喚起を行うとともに、各種法令に基づく販売事業者への立入検査を実施するなど、海外製品も含めた玩具等の子ども用製品による事故防止を図ります。

⑥防災教育の充実と学校の危機管理体制の充実

子どもの防災に対する意識の向上を図り、安全を確保することが重要であることから、子どもが災害に対して主体的に行動できる自助・共助の態度や能力を育成する防災教育の充実を図ります。

また、非常時においても教育活動が継続できるよう、ICTの活用や心のケアの充実とともに、関係機関等との連携など学校の危機管理体制の充実を図ります。

〈主要指標〉

| 項 目 | 現 状 | 目 標 | 担 当 課 |
|---------------------------------|------------------------------|-------|------------|
| おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」認定数 | 151社 (R5) | 475社 | 子ども未来課 |
| 14日以上の子どもの育児休業取得率 ³⁸ | 39.2% (R6) | 50.4% | 人権・男女共同参画課 |
| 6歳児で麻しん・風しんの予防接種を行っている割合 | 麻しん93.1% 風しん93.1% (R4) | 95%以上 | 疾病感染症対策課 |
| ももたろう交通安全クラブの設置率 | 67.1% (R5) | 70.0% | くらし安全安心課 |
| 子ども110番セーフティーコーン設置校数 | 302校 (R6.9) | 327校 | くらし安全安心課 |

³⁸ 14日以上の子どもの育児休業取得率：毎年実施する「県内事業所の男性育児休業取得状況等に関する調査」により把握するもの

VI 子ども・若者の社会参画の促進と意見の反映

1 子ども・若者の社会参画の促進と意見反映

〈施策の方向〉

こども基本法において、子ども・若者の多様な社会的活動に参加する機会や意見表明する機会の確保が掲げられたところであり、社会参画や意見反映の意義や重要性等について社会全体に浸透するよう広く発信するとともに、意見表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

また、子ども・若者の意見を受け止め、施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、子ども・若者の主体的な社会参画を社会全体で後押しします。

〈重点施策〉

(1) 環境づくりと気運の醸成

子ども・若者とともに社会をつくるとの認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会が作られるよう、こども基本法や子ども・若者の意見を表明する権利について、広く周知し、社会全体で共有を図るとともに、施策に子ども・若者の意見を反映する取組を社会全体に発信することを通じて、意見を表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

(2) 子ども・若者の社会参画の促進

①より良い社会づくりに参画する人材の育成 [再掲]

学校における主権者教育やボランティア活動を推進するとともに、子どもの社会貢献活動への一層の理解と参加を促進し、人の役に立ち、人に感謝される体験を通して、家庭はもとより、社会の一員としてより良い社会づくりに積極的に参画していこうとする人材の育成を図ります。

また、子どもが地域に誇りと愛着を持ち、地域課題を自ら解決しようという当事者意識や実践力を身に付けられるよう、発達段階に応じて専門的な知見・資源を有する大学等高等教育機関をはじめ、地域、企業、公益法人、NPOなど民間団体等と連携した教育活動を推進します。

②消費者教育の推進・金融リテラシーの向上 [再掲]

実践的な消費者教育教材を活用したり、実務経験者による出前授業を実施するなど、子ども・若者を対象とした消費者教育を推進し、子ども・若者の消費者被害の防止・救済や、消費者の権利と責任を自覚している自立した消費者の育成を図ります。

また、発達段階に応じて金銭の大切さや計画的な使い方、家計の構造や家計管理等を学ぶこと、金融に関する知識や判断力を高めることを通じて、子どもの金融リテラシーの向上に取り組みます。

(3) 子ども・若者の意見表明の機会の充実と反映

子ども・若者施策に関する審議会・協議会等の委員への子ども・若者の登用や、子ども・若者を対象としたアンケートの実施など、様々な手法を活用しながら、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会を作ります。また、施策への反映状況について、子ども・若者がアクセスしやすい方法でフィードバックします。

なお、貧困、虐待、いじめ、不登校をはじめ、ヤングケアラー、社会的養護のもとで暮らす子どもなど、困難な状況にあって声を聴かれにくい子ども・若者については、安心して意見を表明できるよう、十分な配慮と工夫に努めます。